

ことによつて相互の理解が深まったことであります。

第二に、私を初め同行の防衛庁の幹部が、各國の軍事施設等を視察することによつて見聞を広めることができたこととあります。

最後に、最大の成果であったことは、いわゆる米国のアジア離れが明確に否定され、日米安全保障体制の重要性が再確認されたこととあります。

わずかに十日余りの駆け足の旅行ではありましたが、大変有意義であつたと考えておる次第であります。

○小宮山委員 いまの訪欧米の報告の中で、ブラウン長官に対して駐留軍経費を思いやりの立場で負担増の意向を示したということが述べられております。また、ブラウン長官の訪日までに防衛庁の考えを詳細に説明できるよう努力する旨述べたというところでございますけれども、来年度予算概算要求では、この点についてはどのようにしておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○巨理説明員 お答えいたします。

いま大臣の仰せられたいわゆる思いやり、在日米軍の駐留経費の負担の問題は、直接には防衛施設庁の予算に關連するわけでございます。ただいま私も關係省庁とも協議しながら幅広く検討しているわけでございますが、そのすべてについて検討が終わつてゐるというわけではございませんが、そのうち施設の關係につきましては、たとえば家族住宅が各地で大変不足してゐるいは隊舎が老朽化してゐるというふうな問題も前々から出てきておりました、これらについてはこの八月末の概算要求におきましてしかるべき金額の要求を織り込みたいということで、いま最終的な詰めをいたしておるところでございます。今日ただいまの段階で具体的にその内容、金額を申し上げることはできないのでございますが、この月末にはしっかりと詰めまして、概算要求に織り込みたいと考えております。

施設以外の点については、労務費の問題があるわけでございますが、これについては地位協定に

抵触しない範囲でどういふものを日本側は持つべきであるかどうかというふうな点については精細な検討を必要といたしますので、まだ結論に達してはおりません。施設の關係については、申し上げましたように月末の概算要求に織り込みたいというふうな考えております。

○小宮山委員 そのほかに、沖縄の日本従業員の雇用の確保、最近また何か解雇されるというふうな新聞報道がございました。ブラウン長官との約束がありながら、このようなことになつたことについてはいかがお考えですか。

○巨理説明員 在日米軍、特に在日米陸軍は、一昨年から再編成計画を進めておりまして、それに伴ひましてその業務の一部を海兵隊あるいは空軍に移管するというに伴ひまして従業員のある程度の整理が避けられないという問題がこの春以来出ておつたわけでございます。これは恐らく米軍としてはできるだけ早く決着をつけたいという考えであつたと思はれるのでございますが、特に、最近におきます昨年後半からの異常な円高ドル安の傾向等にかんがみまして、米軍の駐留経費が大変窮屈になつておるという事情も關連がございまして、米側にはその経費削減の見地からそういう強い意向がかねてあつたわけでござい

ます。

これにつきましては、先般、アメリカに参られた節にも、大臣は国防長官初め会われた方々にあらゆる機会をとらえて、沖縄の深刻な失業情勢の状況等にかんがみて雇用の確保に最善を尽くしてもらいたいという話をされまして、米側もできるだけ努力をする。しかし、なかなか米側の内部にはまたむづかしい事情があるということで、私どもはこの情勢を厳しく受けとめておつたわけでございますが、米側もこの大臣の要請を受けまして、いろいろ努力したと思うのでございますが、七月末に約八百人の人員整理を十月末に行わざるを得ないという趣旨の発表があつたわけでござい

ます。

ただその発表におきましても、米側はなおこの雇用の確保については引き續いてできるだけ努力を続ける、こういうことを申し上げておまして、私どもも実際の解雇が一人でも二人でも少なく済むように最大限の努力をしなければならぬということと、いま私も事務レベルの段階で在日米軍と鋭意折衝しておるところでございます。いづれしかるべき機会に、大臣からも在日米軍の首脳部に対して申し入れをしていただきたい。そしてできるだけの雇用の確保ができるように図つていきたいというふうな考えております。

○小宮山委員 またブラウン長官との会談で、長官は日韓台は運命共同体であるとか、これは国民政治研究会の七月三十一日の講演の中で発言をされてゐる。その真意、またそういう発言がブラウン長官との間に行われたのか、その辺について長官から真意をお聞きしたいと思ひます。

○金丸國務大臣 この問題につきましては、私は、ブラウン長官に米中正常化という問題についてアメリカが将来どのように考えるかという話の中で、向こうから台湾の問題については同盟国だから約束は絶対守るという話があつたわけであります。守るという点につきましてはパルシャ航路あるいはハワイ航路、こういうものはアジアの同盟国にとつても非常に大切なことであるから、この問題についてはアメリカは約束を必ず守つていくという話、私も防衛庁長官として、いわゆる台湾という問題につきましてはタブーにして口にすべきことではないというように言つておつたわけであります。あえてアメリカがその話に触れたものでありますから、その話を政治研究会とかの会に行つて講演を申し上げたわけでありまして、

ただ、その問題につきましては、その地域が、あるいは韓国がいわゆる非常に重要な地域であるという意味を含めて、私は、もし一つの国がおかしくなれば日本もおかしくなるし韓国もおかしくなるというふうな意味で、運命共同体と言つたことは間違ひはありませんが、省みてこれは少し言い過ぎたというところで、その会で私はこの点につきましては訂正、取り消しをいたします、こ

う

言つたわけでありまして、なお、記者諸君も大ぜい入つておりました、出てまいりましたら、あれは取り消しをしてもしやべつたことだからだめだ、かう言う。

まあそういうことで、実は私が取り消しました真意というものは、いわゆる日中間の話し合いの最中であるということも考慮し、あるいは台湾、韓国を植民地政策的な考えで将来日本は併呑するというような考えを持たれてもこれもいかないというような、あれやこれやを思つて私は取り消しをいたしたわけでありまして、新聞に出てしまつたことは確かでありまして、そこで、きのう閣議がありまして、これは私も心配いたしましたので、実はこの日中条約締結の途程において金丸防衛庁長官という名前が出た、はてこれは運命共同体かといふことで非常に心配をいたしましたところが、五十三年度の防衛白書を見て、非常に筋が通つた防衛白書だ、なお、金丸防衛庁長官の防衛の姿勢は筋が通つてまことに結構だといふ話があつたといふこともつけ加えておきます。

○小宮山委員 大臣、少し話がエスカレートされてくると、台湾という問題は防衛の上でどう扱うのかといふような問題も出てまいります。しかし、もう一つお伺ひしておきたいのは、日中平和友好条約の締結といふことの念願がかないました。これについて、国際情勢、軍事情勢へ与えた影響といふものについて長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○伊藤説明員 日本の安全にとりまして周辺諸国との友好關係といふのが一番大事だと私も思つております。そういう観点から軍事情勢の分析を行つてゐるわけでございますが、御承知のように、世界的に見ますと、超軍事大国でありましてアメリカとソ連が対峙してゐるという情勢がございまして、しかしながら、この極東におきましては、アメリカと中国とソ連のいわゆる三極構造といふような形になつてゐると思ひます。アメリカのいわゆる前方展開によりまして極東にはかな

り

と

い

ふ

な

り

と

い

ふ

な

り強力な軍勢力というものを展開いたしてあります。そういう情勢のもとではこの極東におきまして大きな紛争というようなものは抑制されていると思われ、このようないくつかの軍事情勢に基本的な変化があるとは考えておりませんし、また日中平和友好条約の締結によりまして日本と中国の間の友好関係が確立されたということは歓迎すべきことだというふうに考えております。

○小宮山委員 あと、思いやりとは何ぞやという話とかいろいろのことを聞きたいのですが時間がございせん。先に進まざるを得ませんけれども、長官がいられてから現在まで相当の問題、特に栗栖議長の問題等々いろいろの問題がございしますが、その問題に入らせていただきたいと思います。

まず第一に、栗栖前議長議長の辞任に至った経緯をお伺いいたします。

○渡邊説明員 事実関係について、私から申し上げたいと思います。

今回の栗栖前議長議長のいわれる超法規的行動云々の発言は、週刊誌のインタビューにおいて発言されたのがきっかけでございまして、七月十九日の記者会見で同じような趣旨の発言をされた。翌七月二十日に新聞で一斉に報道されたということでございます。この発言について、長官としては統率議長の発言としては適当だとは思われぬ、看過できないという趣旨の御意向が栗栖議長に伝わりまして、この長官の御意向を聞いて、長官の信任を失ったと判断をして進退伺い及び辞表が提出されたというものでございまして。

その要旨は、いわゆる超法規的行動云々の発言に関する報道によりましていろいろ世間を騒がせ、長官に御迷惑をおかけいたしました、これは大変慮外のことといえ遺憾にたえないところであり、長官の信任を得られなくなったので職を辞したい、こういう趣旨のものでございまして。これを長官が受理されたという経過でございまして。○小宮山委員 栗栖発言の超法規的行動、そういうことで結局退職された。自民党の一部あるいは

国民の大ぜいの方々が、栗栖議長議長の発言を正しいことを述べた、本音を述べて退任せざるを得なかったというのは大変残念だ、防衛庁の中にはたてまえと本音があるのではないかとというような言い方をしている方も相当いらっしゃる。かつ防衛庁の高官の中では、防衛出動命令の前に奇襲を受けたとき現地部隊は撃ち返すな、逃げろということを書いてある。つい最近テレビの中でティーンという番組がございまして、総評の太田議長が栗栖元議長の発言を中隊長の発言だと言っておりまして、これには栗栖議長は、確かに中隊長の発言である。そういうことを言っておりまして、これは現行法規の中では何も規定がない、ですから、現地部隊は撃ち返さないで逃げろというようなことであって、こういう敗北主義的なことではないのか、これは部隊そのものの士気がどうなるのだというようにことがわれわれの感想の一部でございまして。その点について長官からお答えを願いたいと思います。

○金丸国務大臣 栗栖君の問題につきましましていろいろの御批判があることは確かであります。ただ私は、いわゆる超法規的行動という言葉を林修三先生も使っておられるということを聞かされました。しかし、林修三先生の言う超法規的行動あるいはマスコミの方々の言うその行動、そういうことはその立場立場で言っても問題はないと思うけれども、いわゆる自衛隊の最高責任者である防衛庁の統率議長が超法規的行動ということを書いては国民に誤解を招くというように考え方で、また私は奇襲と

いう場合、いわゆる内閣総理大臣命令の出る間、その間はどうかするのだ、いまはそれに対する対応方法がないじゃないか。私ということではなくて、前三原長官がそういう問題については有事のときはどうするのだ、そのことについての対処方法あるいは法律を考えるというように。また私が防衛庁長官になりましてアメリカへ行く前に、防衛の研究の問題、あわせていわゆる有事のとき、栗栖さんが言わんとする心情は私は全くわかる、わかるけれども、内閣総理大臣の命を受けるまでの

間のそれをどうするのだ。たとえて言えば奇襲という問題がある。奇襲という問題が絶対ないような方法を考えるということも私は一つであらう。また、その総理大臣の命令を受ける二時間なりあるいは三時間たつた後、これは受けられぬ。しかし自衛隊が創立して二十四年ということを考えてみますと、まだ非常に歴史も浅い、また当時、三矢研究というようにことで制服だけでこの問題を論議して、いわゆるクーデターをやるのじゃないかとあるいは総動員法令のようなものを考えるのじゃないか、いろいろな御批判を受けて、当時の防衛庁長官は非常に困窮した問題もあつたと私は承知をいたしております。

そういうようなことをあれやこれや考えると、その研究もしない。そういう中に入っている栗栖さんであるとするならば、私に言うのであれば結構です、部内で行うことは結構だけれども、これをいわゆる外に向かつて言う立場ではない。戦前の日本にしてはいいけれども、これが私の――まさにこれがシベリアンコントロールです。こういうような考え方でこの問題に対処したわけであります。

○小宮山委員 金丸長官が栗栖議長を俗に言う言葉で言うところの、泣いて馬鹿を切られたというところであらうと思ひます。しかし、いま国民の中で大変問題になっておりますことは、超法規的行動と有事立法とを混同しているような感じ、この辺の二つの仕分けというのはどういふふうに考えるのですか。

○竹岡説明員 栗栖議長議長の発言があつて、それを契機として防衛庁が有事立法の研究を始めたような感觸でときには聞かれておりますけれども、これは事実と違ひまして、有事立法の研究というものは、昨年の八月に三原長官の指示を受けまして、また、昨年の十一月に金丸長官が着任されてから、金丸長官から改めてその指示を受けまして、有事法令の勉強をせよ、このように言われたわけでありまして。

最近言われておりますこの有事法令に二つの問題があると思ひます。一つは、有事法令というのは、現在の防衛二法以外の一般のわが国の法制でありますけれども、このわが国の一般の諸法制というものがいわゆる有事――有事というのは、この際、わが国に對しまして外部から武力攻撃があつた場合、これをわれわれは考えておるわけでございますが、そういうわが国が侵略されたような場合にわが国がどうあるべきかということ、防衛二法以外の一般法制ではそういうことについて余り触れておりません。

そういうことで、防衛庁としましてはやはり防衛の責任があるわけでございますから、もし万一わが国がそういう有事の事態になりますときに、国内で戦うわけですから、国民の避難誘導なりあるいは恐らく自衛隊が率先して戦うわけでございますが、その自衛隊の防衛活動等につきまして他の諸法制について現在欠陥があるかどうか、これで十分なのか、あるいはこれだけで足りないのかどうか、そういうことがわが国の諸法制全般につきまして防衛の観点からよく研究しておきたいということで進めておりますのが、いわゆる有事立法の研究でございます。

一方、われわれは前から防衛二法、これはまさに有事法でございますが、この防衛二法につきましても、もう二十何年たつておるわけでございますから、防衛庁だけでまた別個に、現在の防衛庁設置法あるいは自衛隊法、これだけで十分かどうかもう一度よく見直してみようじゃないかということで進めておるわけでございます。いままたまた栗栖氏が超法規的行動をとらざるを得ない、これはまさに有事立法という問題ではなくて防衛庁設置法あるいは自衛隊法というわれわれの持つておる法律のいわゆる有事法、防衛庁関連法の問題でございます。それに若干問題があるから超法規的行動をとらざるを得ないのじゃないかというように話を栗栖前議長議長は言われたわけでございます。この防衛二法につきまして、自衛隊の運用上これでは完壁かどうかということにつきましては、これは栗栖さんが指摘される前からも、制服とわれ

われの方では前から問題意識を持っておりまして、防衛二法の見直しという観点からその面の勉強もしておるわけでございます。ですから、あくまでも栗栖さんの今回の発言を契機にして有事立法の勉強をせよと言われ、あるいは始めたというわけのものではないと思いません。昨年の八月からわれわれは有事法令の勉強をやっておるというように御理解願いたいと思います。

○小宮山委員 昨年の八月から、三原前防衛庁長官時代から研究をされている。しかし、有事立法というものが非常に広範囲に及ぶ。たとえば奇襲攻撃だけではない一つの混乱、国内的な混乱が起きて防衛あるいは医療、食糧、人員の移動、輸送等々相当の問題を含んでいる。それをただ防衛庁だけでやるのであろうか。これは何か新しい機構をつくって、あるいはプロジェクトチームをつくってその法律的な研究をするのか、立法的な研究をするのか、また、それはだれが主宰するのか。国防会議というのは国防に関する問題でございます。ですから、なじまないものだろうと私は思っております。その辺についていかがお考えでございますでしょうか。

○竹岡説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたいわゆるわれわれの有事法令の研究、これはまさに先生御指摘のとおり、各種の法令に問題があるわけでございますし、また、それぞれの法令はそれぞれの主管官庁もあるわけでございます。しかし、いまわが国の現状を見ますときに、そう差し迫った危機があるわけでもございませぬし、いまあわててこれの立法手続をとらなければならぬというような事態でもございませぬし、また、それだけの国民のコンセンサスがまだできておるわけではないと思うわけでございます。

ただし、防衛庁だけは、これは防衛の責任を持つておりますので、長官からいわゆる現行の憲法の範囲内で——やはり最終的には恐らく、もしそういう事態が起こるようなことが予想されて国民の危機感が出てきた、国民に危機感がある、国民

のコンセンサスでそういう有事立法を早く立法せよというような事態になりますならば、内閣の責任におかれまして高度の政治的判断で、各省庁に命じまして各省庁の主管法令の立法手続を言われることになろうと思えますけれども、現時点ではまだそういう事態ではございませんので、防衛庁自体が、いわゆる自衛隊の有効な活動のために、あるいは国民の避難誘導のためということで防衛の責任を持つておる防衛庁がゆつくりとその点の研究を防衛庁自体で進めておくべきであらうという判断のもとで、研究をしておるということでございます。恐らくこれを立法手続をとれよとかあるいはどのようにしてやるかということとは、そのときの内閣の判断で決定されるであらうし、あるいは防衛庁長官からわれわれに對してもそういう指示があるかと思えますけれども、現時点では防衛庁自体で研究を進めておるということでございます。

○小宮山委員 新聞によりますと、内閣総理大臣から、あるいは官房長官からこの問題について研究するようにという指示があったやの報道がございますが、その点がどうだったか。

それからもう一つは、何か事が起こったつくとということになりますと、あるいは憲法の基本的人権というような問題が侵害される大変大きな問題が出てくる。それよりも平時にこういうものをつくっていった方がいいのではないかと、その声もございします。いわゆる有事になったときに、それがためにばつとつくられたということで大変大きな問題を提起し、かつ、それが憲法に触れるような問題が出てくる、そういうようなことがないように私は早くつくるべきだと思ふ。また、その機構をしっかりとすべきだと思ふが、その辺についてはどうでございますか。

○竹岡説明員 先生の御指摘のまず最初の方でございますけれども、先月の二十七日に防衛白書の了解を得ましたために国防会議の議員懇談会を開きまして、二十八日に防衛白書を出しますための説明が閣議でございました。そのときに政府あるいは

は総理あるいは官房長官から有事立法の勉強をせよという指示が初めてあったということではございませぬので、先ほどからたびたび言っておりますとおり、昨年の八月、三原長官から防衛庁で勉強しておくとわれわれに指示がありまして、このことにつきましては、当時から内閣総理大臣の了解を得ているというように聞いております。ただ、閣議なり国防会議議員懇談会のときに総理の方から、あの有事立法の勉強はどうなっているかというふうな関心は示されたということは聞いておりますけれども、あのときに初めて総理から指示があったというものはございませぬ。昨年の八月以来、防衛庁長官の指示によってわれわれやっておりますことは、すでにそのときから総理も御了解いただいております。

それから後の方の問題でございますけれども、いつ立法手続をとるかという問題でございますけれども、おっしゃるのとおりわれわれは、お互いに平穏な平時のときに憲法の枠内で勉強せよという指示を受けておるわけでございます。有事という事になりまして、この狭い国土で国民が非常に悲惨な目に遭うわけでございますから、そういう場合におきましてある程度の国民の権利、そういうものにもいろいろ問題があるかと思ひます。そういうことも含めて、こういう静かな平時のことにおきまして憲法の枠内でゆつくり考えておくことの方がプラスだと思ひます。恐らく有事のどたばたになつて一挙に云々というよりも平素から勉強しておく方が正しいとわれわれは思ひます。

ただし、これの立法手続をいつするかということですね。何かいたずらに国民に危機感をおおるようなことがあつてもいけません、何か日本が非常に危険になつたというふうなことではないわけでございますから。しかし、その判断は高度の政治的判断で、いつどの時点において立法手続をやれということを示されるであらうというように私は期待しております。

○小宮山委員 要は憲法の範囲内で有事立法というものを進めていく。しかし、これは意見の相違

でございますけれども、防衛庁だけでやるということではいけません。もっと大きな組織を持つて、常に公にいろいろな場合を想定して考えていく、その都度国民に問うていくというふうな方法の方が国民の方は非常に安心していい。

たとえば、いろいろな問題で外国の艦船に日本の漁船が不法拿捕された。これは非常にむづかしい認定ですけれども、そのとき自衛隊は何もできないというふうなことで、あるいは航空機が入ってきた、そういうような問題についてどうも国民に自衛隊に對しての不信感があるが、なくたつていいじゃないかというふうなところまでいかれては困る。そういう事例についてやはり常々発表していくような形をとるべきではないか、私はそういうふうな形を思っております。たとえばいま漁船が拿捕された場合に、そばに自衛艦がいてもそれを救助できないと言われておりますが、その辺についてはいかがでございますか。

○竹岡説明員 いま言われましたような事例は、私先ほど言いましたように、まさに自衛隊法の方の、いわゆる有事法であります防衛関連法の方の問題であらうと思ひます。この内容につきましては、後で防衛局長が答弁いたすと思ひます。

それから当然諸官庁の法律が多いわけでございますから、われわれももし必要であるならば、やがては諸官庁とも勉強していかなければならぬと思ひます。また、できるだけ範囲でありましたらば、できるだけ国民の皆さんにもわかつていただきたい、このように思つてはおります。

あとは防衛局長が答弁いたします。

○伊藤説明員 ただいま先生から御指摘がございました二つの場合、海上におきます拿捕の問題と領空侵犯の問題について御説明申し上げます。御承知のように、いろいろなケースがありますときに海上自衛隊は何をしていいのだというふうな一部の国民の批判もございました。しかし、先生も御承知のように日本の法律では、平時におきます領海侵犯に対する措置というものは、権限を持つております海上保安庁の任務になつてゐるわ

けでございませう。したがって、海上自衛隊の自衛艦がそのような状況を目撃した場合、たとえ殺されていくようなことでもございませう。これは正当防衛という一般的な範囲である行動がとれるかと思ひますけれども、一般的にはその状況を監視しておきまして、その権限を持った海上保安庁の艦船がそこに来て事件を処理するというたてまえになつてゐるわけではございませう。

なお、領空侵犯措置につきましては、これはどちらかと言いますと、平時におきます警察行動でございまして、法律によりまして航空自衛隊の任務になつてゐるわけではございませう。

この領空侵犯の措置につきましても、これはいろいろな情勢のもとに行つてゐるわけではございまして、現在、この領空を侵犯しました飛行機に對しましては領域外に出るやうに命じたりあるいは着陸を命じたりするわけではございませう。その際にも、正当防衛あるいは緊急避難という形におきましては武器の使用が許されてゐると私も思つてゐるわけではございませうが、その個々のケースにつきましても、ではどういふ場合に正当防衛と判断できるかというのは、これは千差万別でございまして、一応私どもの内訓では、相手が攻撃姿勢をとつたやうな場合、これはまさに正当防衛に当たるだらうというやうな考え方をとつてゐるわけではございませうが、その点先ほど申し上げたやうに領海侵犯の措置とそれから領空侵犯の措置、これに對する自衛隊の任務というものは違つてゐるということを御理解いただきたいと思つてゐるわけではございませう。

○小宮山委員 いまのは、領空侵犯のときに、正当防衛あるいは緊急避難の場合にはパイロットは相手機を撃墜することができるといふ意味です。ね。そういう指示は出てゐるのですか、出てゐないのですか。

○伊藤説明員 これは正当防衛、緊急避難の際には武器を使用することが許されてゐます。武器の使用が許されてゐるといふことは、場合によつては撃墜ということにもなるかと思ひます。

○小宮山委員 指示が出てゐるのかどうか。

○伊藤説明員 これは内訓の中でそういった指示は出してゐます。

○小宮山委員 超法規行動とか有事立法とか防衛研究とかいろいろの言葉が使われて、国民が大変に理解に苦しんでゐる。たとえば防衛研究の中では三矢事件とはどう違ふのか、その辺についてお伺ひしておきたい。大変混乱が起きておられますので、その辺についてもお伺ひしておきたいと思ひます。

○金丸國務大臣 自衛隊が憲法上云々というやうな問題もあります。あるけれども、自衛隊が創立されてから二十四年間、二十万の自衛官を擁しておるわけではあります。現実の事実として自衛隊は何のためにあるのか。最小限の防衛で専守防衛ということが自衛隊の基本方針であるならば、この二十万の自衛隊を維持していくために国民の税金一兆九千億を使いながら、一朝有事のとき、その対処の方法等を何も考えておらなかつたということになれば、何のために自衛隊があるのかということになる。有事のために自衛隊があるということであるならば、その有事に對処する對処方法あるいは戦術の研究もやらなくてはならぬ。あるいは有事のときの立法の考え方も、これは当然政治優先でありますから、ある程度まとまつたものができなければ国民の前にこれを出して、國民に十分審議していただくということは当然だと私は思つておられます。

○小宮山委員 シビリアンコントロールが主体となつて、有事のためにどうあるべきかという研究を昨年の八月からやられてゐる。ただ、二十四年たつた自衛隊がやつと腰を上げたといふこと、それに対して私はもつと勇氣を持つてやつていただきたい、またシビリアンコントロールといふものを確保しながら憲法の中で堂々とやる必要があるであらうと思ひます。

きょうは大ぜいの方々の質問がございませう。最後に三矢御質問申し上げますけれども、民間防衛という問題が出ておられます。防衛白書に出てお

ます民間防衛という問題、この趣旨と進め方について、これは北歐諸国では大変研究が進んでゐるやうでございませうけれども、この点についてお伺ひすること、それからもう一つ、最近多い事件の中で防衛庁の機密文書が大量に中国に流れておる、そういう新聞報道を見まして、まる裸の自衛隊そのものではないかといふやうな感じがいたします。寒心にたえないといふ一語に尽きるのじやないか、この事実関係。また防衛庁の秘密保全体制、こういうものは当然持たなければいけないと思ひますので、その点について、この三点についてお伺ひいたします。

○竹岡説明員 五十三年の防衛白書の中にいわゆる民防という問題を一応記述しております。これはあつてはならないことでございませうけれども、万が一が國が有事といふ事態になりましたときには、これは國內で戦闘が行われるわけではございませうので、そうしますと一億の國民、こういう多くの國民の皆さん方の救護、防護ということが非常に大事な問題になるはずでございませう。諸外國ではこの民間防衛といふことは、先ほど先生御指摘のとおり、それぞれ組織を持ち、あるいは國民にそういった教育、パンフレットを配るなどの措置をとつておる國が多いやうでございませう。國民の避難誘導あるいは避難所の設置あるいは応急物資の備蓄、そういった問題を平素から取り上げておるやうでございませう。幸い我が國は戦後三十三年非常に平穩に來ておりますので、國民の皆さん方にもそういった有事といふやうなことにつきましては、まだお互ひに差し迫つた危機感はないと思ひます。しかし、もし有事の場合にはこういう民間防衛は非常に大事な問題でございませうといふことで、防衛白書で問題提起をしたわけではございませう。

いま政府としまして、民間防衛につきましてどうあるべきかといふことはまだ決まつておりません。ただし防衛庁といたしましては、先ほど申し上げました有事立法といふやうな関連で、國民の避難誘導はどうあるべきだらうかといふことの研究はしております。現在、たとえば災害対策基本法とか災害救助法、これは大きな災害のときにどうあるべきかといふことで非常によくできておりますけれども、こういったものを参考にしつつ、現段階においては防衛庁は防衛庁自体でわれわれの第一の勉強はしていき、将来、高度の政治的な判断でそういう民間防衛はどうあるべきか、政府はどのように取り組むべきかといふやうなことが決まりました事態におきまして防衛庁の研究がお役に立てば、このように思つておるわけではございませう。

○伊藤説明員 最近新聞に出ました機密文書の大流出という問題がございまして、御承知のやうに、防衛庁におきましては以前に秘密文書が部外に出たことがございまして、私もこれを調査したわけではございませうけれども、今回出ておるものは、諸外國の公刊資料の中から必要なものを翻訳いたしました集めたもの、これをいま陸海空それぞれが毎月編集して出しているわけではございませう。これは部内の参考資料として出しているわけではございませうが、一部、もと防衛庁におかれて、そして軍事問題についてその後も研究しておられる先輩の方々等にも差し上げてゐるわけではございませう。そういう資料がかなり大量に集められていたということがわかつたわけではございませう。

私どもの秘密区分といたしましては、秘密保護法、これはアメリカからもらつております装備品の性能あるいは構造、そういったものは、法律によつてこの保管については厳重にやつておるわけではございませう。一方、庁内の秘密といふものがございませう。これは訓令によりまして区分してございませうけれども、この秘密の文書につきましては、取り扱いを厳重にいたしておりますが、なお一層その管理体制を検討し、強めてまいりたいと思ひます。

いうように考えているわけでございます。

なお、今回集められておりました技術情報というもののにつきましては、これは先生も御承知のように、現在各国が集めております情報というものは、その大部分が公刊の資料でございます。そういうものによって各国の軍事技術の動向あるいは軍事思想の動向といったものを研究しているわけでございますが、これにつきましては部内の参考資料として配ったものがそういうふうになり多量に出ていったということについては、私どもこの管理体制を強化してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○高島委員長代理 次に、岩垂壽喜男君。

○岩垂委員 私は、最初に、防衛庁長官に対する宿題について回答を願いたいと思います。

過ぐる本委員会、択捉島におけるソ連軍の上陸演習進行中という栗栖前統幕議長が発言に關連して、防衛庁長官は私に、この問題についての処置を報告すると約束されました。あれから二カ月も経過してはいますけれども、私はまだこの報告に接してはおりません。まことに誠意のない態度だと言わざるを得ないのであります。この点長官は記憶しておられますかどうか、お答えを願いたいと思います。

○伊藤説明員 最初に先生におわびしなければなりませんけれども、その後の状況について御報告するということを先生に申し上げたわけでございます。実は私、大臣のお供をいたしましてアメリカに行つた後、先生にも御報告いたしたいと思つて一、二度御連絡したわけでございますけれども、連絡がとれなくて大変申しわけなかったわけでございますが、実は新たに御報告するような事情というのはその後も起こっていないというのが現在までの状況でございます。あのとき私が御報告いたしましたように、あるいは演習を行つたかもしれない、あるいは基地の建設の資料、要員が運び込まれたかもしれない、その後どうなっているかということにつきましては、いまだに確認で

きる状況ではないわけでございます。

私が大臣のお供をしてアメリカに参りましたときにも、この点については質問をいたしました。向かうのアメリカ側の答えというのは、いま私が申し上げたような域を出なかつたわけでございます。そこで、じゃその三つのケースの中でどれが一番可能性としては強いのかということも聞いてみました。それもなかなか言える状況ではないけれども、現在の航空機、艦艇の動き等から判断すると、大規模な演習の可能性というのはどうもないようだというのが答えでございました。御承知のように、人工衛星その他によりましてその後の状況はつかめていくのではないかとことも考えたわけでございますけれども、実際問題として、あの辺の状況というものははっきりつかないという状況でございます。大変申しわけございませんけれども、先生に御答弁申し上げました後、格別の変化、新しい事実というものはつかないわけでございます。

○金丸國務大臣 この問題につきまして私から答弁しようと思つたのですが、防衛局長から答弁いたしましたのですが、私もその話は十分承知いたしております。この話は一度先生のところへ行つて説明をして、こゝういふことを言つたわけでありまして、ただいま防衛局長が、二度三度訪ねたいと思つております。

○岩垂委員 防衛局長が二度三度お訪ねになつたというのは正確じゃないですね。私は訪ねられておりません。その点ははっきりしておきたいと思つております。

○伊藤説明員 何が起つたかという確認した統一見解、それはないということでございます。

○岩垂委員 率直に申し上げて、国民にいろんな不安を与えただけではないに、國際關係にも微妙な影響をもたらしているということは、私もこの前申し上げました。そしてそのことについてその事実を率直に認められました。そのような影響というものをもたらしたのには防衛庁――栗栖発言に端を発していますが、防衛庁がその問題に対する火元であります。そしてそれだけの国民的な不安や國際的な關係に影響を及ぼしたものに於いて、その後二カ月も経過しては統一見解も持つていない。あれもあるかもしれないけれどもこれがあるかもしれない、結局大したことはなかつたということはいま言わざるを得ないという経過について、私は非常に危惧を感じます。つまり何か起るぞ、何か起るぞと、だから軍備を強めなければならぬという論理、軍備増強のてに使つていくというやり方をこの手口の中でもかなり露骨に示したものだと言わざるを得ません。

私は、国会でのやりとりで議事録になつてい言葉の中で、いつか防衛庁長官からそのお話があるだろうということを信じて疑いませんでしたけれども、今日までそれがありません。この種の問題に対する防衛庁の責任のとり方というものがきわめてあいまいであり、無責任である、こゝ指摘せざるを得ないわけでありまして、この点について、防衛庁長官からもう一遍御答弁を煩わしいと思つております。

○金丸國務大臣 私がアメリカへ参りましたこの話を尋ねてみましたが、まことにあいまいな面もあつたわけでありまして、当時いろいろ御質問を受けまして、栗栖統幕議長のお話は判断ですから、全然演習ということも可能性が皆無ということでもありません。また、その後防衛庁としての見解を国会で述べました。伊藤防衛局長の述べましたそのことも、私は可能性の一つだと思つて、そのときいろいろその責任はどうだと思つてまいお話もありましたが、私はアメリカへ行つてまい状況、これは先様のことでございますし、判断というようなことで国民に与えた影響というものは

十分私も胸に刻まれておるわけでありまして、その問題、それだけでどうするということの判断は私にはつかない、どちらにも可能性があつた。ただ強いて言うならば、栗栖君の発言というものは防衛庁の統一見解でなかつたことだけは確かだと私は思つております。

○岩垂委員 私の言いたいのは、国民に不安を与え、國際關係に微妙な影響を与えたという防衛庁の責任というものを問うていくわけでありまして、いま栗栖さんの発言についての統一見解であるかないかということをお願いしているんじゃないんです。その点の長官の誠意ある、これは非常に政治的な意味を持つていっていると思いますが、反省の言葉なりあるいはまたそういう経過について率直に見解を述べていただきたいと思つております。

○金丸國務大臣 その点につきましては、私は、国民に不安を与えた、こゝういふ点についてはまことに責任を痛感をしております。こゝういふことの二度となつたように私は当時關係者を戒めたわけでありまして、今後ともさうなことのないう万全を期してまいりたい、こゝう思つております。

○岩垂委員 栗栖前統幕議長は、その後も例の超法規的行動という発言に關連をして辞任させられました。先ほど人事局長から、辞表が提出されて云々という言葉がありましたけれども、世の中は、栗栖氏は解任をされたと受け取つております。それが正確だと思つております。栗栖氏が、日本が奇襲攻撃を受けたとき国会や政府が防衛出動を命ずるまでの時間的空白が生まれる可能性があるもので、その間自衛隊が独自で行動することもあり得ると言つたわけでありまして、これが憲法や自衛隊法の立場を無視する発言であることは言うまでもございませぬ。その立場から見れば当然だと私も考えます。自衛隊が政治の意思を離れて独自に行動することが許されないことは言うまでもありません。いま問われているのはシベリアンコントロールのあり方、つまり政治の軍事に対する優位の原則を確立することではないかと思つておりますが、金丸防衛庁長官はこの問題についてどのよ

うにお考えになっていらつしやるか、そしてこの事態について、これらの一連の経過についてどのようなお考えを持っていられしやるか、念のため承つておきたいと思ひます。

○金丸國務大臣 シビリアンコントロールとは政治優先ということであり、私は制服は政治に關与してはならない、これは鉄則であるべきだと考えております。そういう中で栗栖君の心情は私は十二分にうみ取れるわけであり、あの統幕議長という立場であつたような発言をするということは許されるものではない。戦前の日本にしてはいかないということを私はしばしば申し上げております。それがシビリアンコントロールだ。

戦前の日本とは何だ、中央政府が知らぬ間に満州においていろいろな問題を提起しておる。それが第二次世界大戦にまで及んだ。この歴史をわれわれは十二分に踏まえながら二度とこういうことのないような日本をつくつていかなければならぬ、これが私の心境でありますし、また栗栖君の言う超法規行動という問題については三原長官を初め、私が就任して以来、そういう問題の奇襲攻撃がないようにするためにどのようないゝ情報網をつくらうかとレーダーをつくらうかと、そういうようなことをして万全を期することを考える。しかし二十四年たつた自衛隊はその装備が完全であるか、私は完全であるとは思ひません。ですから、最小必要限度の防衛によって専守防衛ができるという、そういうようなことも考えながら、いわゆる超法規行動なんというものは絶対にないやうな、いわゆる内閣総理大臣あるいは国会の了承のもとにそういうことが進めたいか、それとてうような姿をつくらうことがまさにシビリアンコントロールだと私は考へておるわけであり、

○岩垂委員 そうしますと、今後自衛隊は超法規的な行動というのは絶対に認めないし、あり得ない、そういうことをはつきり断言していただきたいと思ひます。

○金丸國務大臣 自衛隊は超法規行動というものは絶対に得ない、おっしゃるとおりであります。

す。

○岩垂委員 いま防衛庁長官が言つた言葉、つまり軍部の勝手な行動を阻止できなかった、旧軍隊の行動が戦争を非常にエスカレートさせていったという経過があるわけであり、その立場に立つて、その反省に基づいて、総理大臣の出動命令が出る前は動かない、これを基本原則としているのが自衛隊法であります。第二の点は、言うまでもなく、首相命令と国会の承認の關係、これが担保されていると言わなければなりません。

私は、いま取りざたされている事態の中で、シビリアンコントロールというのを制服を内局がコントロールするといふ風に置きかえて、あるいはそういうふうな議論されている傾向といふのを非常に危惧いたします。私が言いたいのは、シビリアンコントロールというのは、防衛庁の内局のコントロールではなくて、国会あるいは國民世論のコントロールだ、このように考えますが、防衛庁長官はその点についてどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○金丸國務大臣 シビリアンコントロールとは制服を内局が抑えるということではないということ、は、しばしば私は国会で述べております。同等であります。防衛庁長官を含め、あるいは内閣総理大臣、政府あるいは国会、この手続の中ですべてが決まるということであつて、制服を内局が抑えることがシビリアンコントロールということとは誤解もはなはだしいと思ひます。

○岩垂委員 そうしますと、一部に、法解釈から見ると栗栖氏の発言というのは決して超法規的ではない、つまり自衛隊の解釈、正当防衛、緊急避難の法理論から認められる理屈だといふ理論もあるわけであり、つまり自衛権が認められる以上、攻撃に立ち向かうことは法の精神から認められるのは当然だといふような考え方があるわけであり、少なくともそういう考え方には立たない、防衛出動、つまりシビリアンコントロールのたてまえを原則にしていことが防衛庁の正式な見解だといふように理解してよろしうござい

ますか。

○金丸國務大臣 ただいまおっしゃられたとおり理解して結構だと私は考へております。

○岩垂委員 言うまでもありませんけれども、自衛隊の最高指揮官は総理大臣であります。その指揮のもとで防衛庁長官が自衛隊を指揮監督するといふことになつてゐるわけであり、もし、総理大臣や防衛庁長官が自衛隊の指揮監督を十分に行つて、自衛隊がこの指揮監督と言われるものに信頼を寄せているとすれば、栗栖氏の言ふようなことは起こらなかつたといふ見解もござい、一つの主張だと私は思ひます。

栗栖氏は例の証言問題、あるいは「ウイング」紙の問題、あるいは先ほど指摘をいたしました捉提問題など、何回か問題を起してまいりました。私は、このことを前科三犯とこの前の委員会でも申しました。このような問題発言を長い期間にわたつて何回か繰り返してこれだといふこととは、そしてまたそのことによつて國民に大きな不安を引き起こし、いろいろな問題を提起しておることは事実であります。

ということ、金丸防衛庁長官、あなた自身の自衛隊に対する指揮監督という立場から見た信頼關係といひましようか、指揮監督の不十分さといひましようか、シビリアンコントロールの不十分さといひましようか、そういう点で繰り返してこのような発言を許してきた責任、このことは免れないのではないだらうかと私は思ひます。あなたは栗栖前統幕議長を事実上解任させたといふ評價があるわけですが、その中で、あなた自身がその問題に対する責任といふものをお感じにならなかつたか、この点について御答弁を煩わしいと思ひます。

○金丸國務大臣 防衛庁の最高責任者として責任があるかないか。私は二十七万の自衛隊員の長である以上、できるだけ自衛隊が話し合ひの中で、そして國民に理解を得るような行動をとつていくことが筋だと考へておるわけであり、

繰り返した。それはいろいろの見解があると思ひ

ます。捉提島の問題等につきましても——私が防衛庁長官になつてからの問題は捉提島の問題であります。その前の問題は、私が防衛庁長官になつてからの問題ではないわけであり、私はあれやこれや考へまして、捉提島の問題は、栗栖君の考え方可能性が絶対ないといふことではない、この程度のこと、本人は非常に誤解を生んだといふことで私は進退伺ひがございました。しかし、そのときは私はそれには及ばずといふことで返したわけであり、今回の問題につきましては、これは将来の自衛隊の問題にも相当な重大性を含む発言だといふことで、泣いて馬鹿を切るという言葉がありますが、やめていただくよりほかはなかつた、こういうふうにお感じしておるわけであり、

その責任についてあるかないか、それは皆さんが責任がある、こういうことであれば、私は責任を感じるわけであり、また現在感じてないか。そのような統幕議長が私の下におるということですから、この責任が皆無だとは考へておりません。ひとつその辺は御理解をいただきたい、この思ふわけであり、

○岩垂委員 泣いて馬鹿を切るというお言葉がありました。言つてしまふばあなたの下です。そして一遍は辞表を出したものを慰留して二回目の問題だといふことであります。防衛庁自身の立場から言へば前科三犯ないし四犯といふわけですが、そしてあなたは栗栖前統幕議長を解任させた後、二十七万の自衛隊員に対して一つのけじめを示すために訓示も行われたり、あるいはまたその後の不安動揺を食いとめるための努力をなさつてきたといふことを聞いております。

しかし、私の言ひたいのは、自分の部下の責任と言われるものをみずからの責任といふふうにお感じにならないとすれば、かなり問題があるのではないだらうかと私は言わざるを得ません。その上に、これは七月三十一日でございますが、いわゆる日本、韓国、台湾を運命共同体といふことで発

言をされました。日中平和友好条約の交渉が大詰めを迎えた段階で、故意かあるいは不注意かは別として、いろいろな説があるようでありましてけれども、このような御発言をなすた政治感覚といましようか、私はこのことを問わざるを得ません。金丸長官は、その後、この発言をお取り消しになったのでありますが、しかし、この言葉は、私の知っている限りにおいて、金丸長官の大変得意な言葉であります。これまでもあちこちでこの言葉を述べられています。長官がお取り消しになったのは、七月三十一日の講演会の発言を取り消したのではなくて、あなた自身の持つていらっしゃる認識をお取り消しになったのかどうか、その点を聞いておきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 私は、ブラウン長官とお目にかかりましたときに、米中正常化のアメリカの将来の考え方を聞きたいという話の中で、ブラウン長官から、台湾の問題については約束、同盟国、これは絶対守りますという話もあった。また、ペルシヤ湾航路あるいはハワイ航路というものは、アジアの日本にとつても韓国にとつても台湾にとつても大切であるという話もあった。私もまさに防衛庁の長官として、戦略的にあそこがもしおかしな姿になるということになったら日本の安全はどうなるか、アジアの安全はどうなるかということを考えては当然だと思ひます。日中の問題も考えずしてやめたかという、日中問題につきましては、私は総理に、この問題を進めていかなければ政治になりません、当然やらなければ政治にならないということをおたたび進言をいたしておきます。

なぜか。それは国会において、衆参両院においてこの日中条約促進の決議案が出た、これがしきの御旗じやありませんか、見切り発車じやない、どんなやるべきだという考え方を私は持つておるということをお理解いただいて、あそこが重要な部分だという意味で、運命を同じうするような場面があつては困るというように、たまたま運命共同体という言葉を使つたけれど

も、その運命共同体という言葉は誤解を生じやすいということですから、私の話の済んだ後、早速この問題については取り消しをいたしました。取り消しをいたしましたところが、記者諸君が外に出てきて、あれを取り消すわけにはいかないというところで、押し問答をいたしましたことが、新聞記者諸君はそれを新聞に書いたということでありまして、言ったことは事実だ。取り消しても取り消しにならなかつたという新聞の面があつたわけですが、真意はその辺で御理解をいただきたいと思ひます。

○岩垂委員 私は、ブラウン長官が言つたからとか、新聞記者諸君が取り消してくれなかつたというようなことを言うのは長官らしくないと思ひます。

あなたは日中共同声明というのを知つていますか。一九七二年に日本政府は、中華人民共和国が中国の唯一の合法政府であることを承認するという立場をとつてゐるのです。つまり、台湾は中国の一部である、二つの中国という立場に立たない、これが常識になつてゐるじやございませぬか。台湾の問題をアメリカが言つたから、金丸防衛庁長官がそれを日本でも言つた、これは日本の閣僚として、同時に国民に責任を持つてゐる者として、国際的に取り決めてきた共同声明という約束事をあなた自身が内政干渉的に踏みこじつてゐると言われても仕方がないじやありませんか。言うか言わないかは別の問題です。私は、この問題点を正確に指摘しておきたいと思ひます。金丸長官は台湾は中国の領土の一部だという認識にお立ちになるかならないか、その常識のことをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○金丸国務大臣 日中問題が締結されて、お互いに、善隣友好という立場から言ひまして、また国会の決議案等から見ても、非常に喜ぶべきことだと思ひます。私は、いわゆる台湾は日本の外交ルートではないということとは十二分に承知いたしておるわけでありまして、ただ私は、私の発言の真意をひとつ的確に申し

上げたと思ひますが、日本の安全保障という立場から韓国、台湾を含む地域の安定について大変重大な関心を持つてゐる。これらの地域は日本の周辺でも特に近隣した地域であるので、わが国の運命というか安全というか、これに及ぼす影響が大いという意味で申し上げたということでありまして、いわば日中問題をぶつ壊しようというような意図は毛頭ないことは御理解いただきたいと思ひます。

○岩垂委員 私はそのことを言つてゐるのじやないのです。台湾の国際法的な位置づけを日本がどう受けとめてゐるかということについて長官は十分認識しておらないのじやないか、ことを私は言いたいのです。運命共同体ということの意味は、いまあなたが朗読をされた言葉遣いで表現できるものじやないのです。栗栖さんを解任したその人が、そして全自衛隊に訓示をたれたあなたが、自分のことはたなへ上げておいてこのような重大な政治的発言というものを重ねてこられたことについて、私はむしろあなた自身の、人の首を切つた人自身の責任を指摘しておかなければならぬ。日中平和友好条約が福田内閣の手によつて調印をされた。その内閣の閣僚の一人として、一体内閣の一体性というものはどうなつてゐるのだらうか、わが国外交の方針、とりわけ日中共同声明に背いたあなたの発言は追及されなければならぬ。だから、私はこのように思ひます。この点について総理から何かあなた自身が指摘をされたことがございませぬか。

○金丸国務大臣 総理からはなかつたわけでありませんが、安倍官房長官から、新聞に出てゐるけれども、あれはどういうことだという話がありまして、たから、ただいま申し上げました真意を私は申し上げました。安倍官房長官は、私が日中問題についていゝゆる反対派だという考え方は持つておりません。あくまでも推進をすべきだという考え方を持つておるわけでありまして、実はあの問題は誤解を生じやすいし、私もいろいろ考へて、あれは講演の終わった後すぐ取り消しをいたしましたとい

うことを言つたら、わかつた、こういうことでありました。

○岩垂委員 ここに七月二十六日付の韓国で発行されてゐる朝鮮日報という新聞の記事がございす。見出しは、「日、韓国安全に支援」「自由国家は共同運命」という大きな見出しであります。その中で「金丸信(日本防衛庁長官)は、二十五日「アジアの自由国家の中である一國でも動揺する場合これを対岸の火として見過すことはできない」と述べ、韓国、日本等アジアの自由国家は互いに助け合い、協力し合わなければならぬ」と強調した。」と報道されております。そして、「韓国に不幸な事態が発生した場合「日本は物心両面の支援をすることは当然のことと考へる」と述べておられます。この「物心両面」ということの意味はどういう意味ですか。

○金丸国務大臣 そういう発言を私も承知いたしました。そういう発言をいたしましたことはありませぬから、防衛庁の広報課長をして抗議を申し入れております。

○岩垂委員 この新聞は、韓国では東亜日報に次いで二番目に大きな新聞だと思ひます。新聞記者の責任というものに転嫁することも、あるいは簡単かもしれませんが、しかし、この前後のあなたの発言というものは、これと全く同じことを言つてゐるのです。だから、私はそんなことを言つた覚えがない、こう言つてみても、そのところは水かけ問答だらうと思ひけれども、まことに不注意な発言である。いや不注意どころが大変問題を含んでゐる発言だと言わざるを得ません。その中で次に、「彼は訪米中、米太平洋軍司令官ウィスニ提督から今後一、二カ月の間、北傀の、北傀というのは朝鮮民主主義人民共和国のことでしょうけれども、「対南ゲリラ活動が予想されることを伝え聞いた」としこのように述べた。」というふうに言つていますが、そういう事実というものはあるんですか。

○伊藤説明員 そのような事実は私どもつかんでおりませぬし、また大臣のお供をしてまいりました。

九

九

ざいます。先ほど御指摘にあるとおりの百三条の物資の収用等いろいろございまして、この中でいま先生が申されました八十五条とか、八十六条、これは有事の場合におきます都道府県知事なり市町村長、警察消防機関その他の地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものというふうなことがございまして、あるいは八十五条は、国家公安委員会、これはむしろ治安出動の場合ですから、われわれの有事の關係はございせんけれども、こういった問題は別に政令で定めることはございせんが、一方、御指摘の後の難則の方で、有事または平時におきます各種法律の除外規定、これがございまして、

これはむしろ、現在の自衛隊の平時におきます活動を円滑ならしめるための適用除外の方が実は多いわけでありまして、火薬類取締法の適用除外、航空法等の適用除外あるいは労働組合法等の適用除外、船舶法等の適用除外等々がございまして、この中で有事の場合の適用除外がございまして、航空法と消防法なんです。これはございまして、ただし、先ほど言いましたように、有事法令の勉強の中で、それぞれの所管關係の各種の法律を相手手直しをするのかどうか、あるいはそのうちの一部分をこの自衛隊法で、航空法と消防法はございまして、それ以外、たとえば電波法とかそういったものの適用除外をさらにふやすべきかどうか、自衛隊法の中にそれを取り入れるべきかどうかということもあわせて研究してみたいと思っておりますが、まだ結論を得ておりません。

○岩垂委員 ある部分は政令部分で国会に諮らないでやる、あるところは、言つてしまえば拡大解釈をして、できるだけ適用除外をしていくというふうなことを続けていく、そういう作業だろうと私は思うのですが、大変問題が含まれているように思われてなりません。しかし、たとえば戒厳令とか非常事態宣言とか、総動員法などという包括的な立法というのは、いま防衛庁の中では検討されていませんね。

○竹岡説明員 先ほど申し上げましたとおり、われわれ有事法令の研究につきまして最も基本的な原則は、長官からの厳重な指示がありまして、現憲法の範囲内、現憲法秩序を超えるようなことは考へてはならぬ、現憲法秩序内、現憲法の範囲内でどれだけのものができるか、どういふことが必要かということをお勉強せよということをやっておりますので、その範囲で考へております。たまたま御指摘のような戒厳令といふこと、これはまさに軍事が司法、行政を支配するようなことで、憲法の三権分立のたてまえから言ひまして、これは確かに問題がございまして、かつての総動員法の中にも若干そういった現憲法の秩序に触れるような問題もあろうかと思ひます。そういった現憲法の秩序を超えるようなものは一切考へておりません。ただし、それぞれの各種法令で積み上げていくことになろうと思ひますけれども、

そういつたものを横につなぐ手続的な法律が要るのかどうか、これは私わかりませんけれども、少なくとも現憲法の秩序を超えるようなことは、いまわれわれの研究の対象にしておりません。○岩垂委員 検討項目が各幕から出されて、それを幾つか集めて議論をしてきたようでありますが、問題点というのは大体幾つくらいに集約されているのですか、いま見当として、

○竹岡説明員 各幕からもうどういふ問題点があるか、先ほど意見も持ち上げておると言ひましたが、もちろん各幕の意見の中にもわれわれそういう制約がございまして、現憲法の秩序を超えるようなものは提案した事実もございせん。われわれの中で、たとえば自衛隊の行動を円滑ならしめたい、あるいは自衛隊の行動の準備をさらに容易にするために何らかの法令が要るのじやないだろうか、あるいは一般市民の保護、それから自衛隊に對しては他官庁や一般の協力を得ようとする場合に、いまの法律だけで足りるかどうか、あるいは部内隊員の特別処遇、有事の場合の隊員の処遇、それから自衛隊の任務というものについて、任務権限というふうなものはいまの法

律だけでいけるかどうかという点、そういったものいろいろ含めまして検討しておりますけれども、先ほど言ひましたように、まず自衛隊の行動を円滑ならしめるということ、交通關係の方から始めて、やがては災害救助とかそういったこともあわせて今後検討していきたい、こう思っております。

○岩垂委員 その検討項目と当該法令や法律について私どもの方へお教え願うわけにはまいりませんが、いま細かく全部言つていても時間がかかつて仕方がありませんので、

○竹岡説明員 具体的な項目になりますと、これは今後の研究にまたなければいけませんし、われわれ取捨選択もしておりますけれども、概括的にこういうことをやろうとおるといふことにつきましては、また先生の方へ私から御説明に参ります。

○岩垂委員 いずれにせよ有事立法というのは、国民の権利義務に大きな影響をもたらす。その意味で私どもとしては重大な関心を寄せるを得ません。そしてそれが、憲法が規定をしている立場から考へても国民に大きな不安というものを巻き起こすおそれを持つてゐるわけでありまして、問題は、先ほどシビリアンコントロールの議論をいたしましたけれども、何か防衛庁で何となく持つていて、三矢研究じやないけれども、何かあるときにぱつと出していくことを考へていらつしやるのじやないだろうかというふうな感じを受けざるを得ない。これは参議院の内閣委員会

で竹岡官房長が、有事立法といふのは二日か三日あれば大体国会の皆様に御協力願ふと思ひますというふうな言葉を、言葉じりをとらえるわけではないが、実は言つてゐるわけでありまして。私としては、どうも有事のときに本当にどきどきでやつてしまふという感じ方を一つ持つてゐる。表に出てゐる部分は、まあ言つてしまふばあながおつちやつたようなものであつて、総体として三矢研究に結びついてゐるようなものをもう一遍つくり上げていくのだというふうにとらえざるを得

ない。そういう点で、ぜひひとつその資料をできるだけ細かく拝見させていただきたい。このことを要請をしながら、問題点として、三矢作戦計画などどのようななかかわりを持つのか、そんなことを承つておきたいと思ふのです。

○竹岡説明員 われわれも、わが国有事ということとは本当は絶対あつてはならないし、それを望んでおるわけではございせん。しかし、防衛庁の責任として勉強しておるわけでございまして、もし万一こういう有事立法といふのが必要になつた場合には、当然内閣のレベルで、国民のコンセンサス、國際情勢その他を見て立法手続のゴートをかけられると思ひますし、それは当然に国会で十分な審議を経ることを前提にして、国民の前に明らかにされてやられるであらうと思ひます。

国民の協力がなければ絶対にできないことでございまして、そういう立法手続におきましては国会の十分な審議を経てやられるであらう、このように思つておりますが、現在は防衛庁部内の研究でございまして、研究しておりますことについては、各省庁の法令との關係がございまして、各省庁の了解なしに勝手にいろいろ各省庁の法律に向けて口を出すことは私は僭越であらうと思ひますけれども、こういう問題点を研究しておりますというふうなことは、私、できます範圍で、この国会の場でお知らせするのがわれわれの義務であらうと思つております。

先ほどの百三条の政令の問題でございましてけれども、百三条は、御承知のとおり、かつてのそういった弊害といふことが、そういうものを反省しまして、原則的に都道府県知事がそういう対策をとるようになっております。そういう配慮もされております。これはただどういふものを決めるかというところでございまして、これも、そういう場合、政令の問題でありまして、これもできる限り国会では説明すべきであらうと思つております。

○岩垂委員 安倍官房長官が早くまとめて次の通常国会あたりに出したいというふうなことをしや

べったということも漏れ承っておりますが、長官、そういうしるものですか。

○金丸國務大臣 次の通常国会へ提案するようなことを安倍君が言ったようではありますが、私は、そんなに簡単なものではない、しかし、たゞいまいろいろ御質問がありました、あくまでも平時のときに国会の皆さんにそういう問題も十二分に審議していただくことは必要だという考え方を持っております。御理解をいただきたいと思うわけでありませう。

○岩垂委員 この点で、前総理の三木さんが、有事立法などを考えるよりも攻撃を受けないような、つまり平和の保障を探し求めていくことの方が大事だと述べられております。私はまさにそのとおりだと思うのです。そういう立場から言うならば、有事立法という問題を非常にセンセーショナルに取り上げていくというやり方には賛成できません。同時に、それだけに平和をつくっていくための努力というものが求められなければならないことは事実でありまして、その点での慎重な配慮と同時に、国民に隠してやっていくようなやり方はお避けになった方がよろしい、そのことを求めておきたいと思ひます。

あわせて有事作戦研究について承りたいのですが、これは八月からスタートをされるわけですね、そしてその内容はどんなことをお考えになつていらっしゃるか、御説明をいただきたいと思ひます。

○伊藤説明員 防衛研究として八月から着手することになった研究のごときですが、実はこの防衛研究というのは、いままでも全然やっていたわけではないわけでございます。御承知のように、自衛隊は現在持つております勢力でいまま何が起ったときにはどのように対処するかというのを毎年研究いたしているわけでございます。しかしながら、いまの時点において従来のような研究のあり方ではないのかどうかという反省が私どもにはあるわけでございます。その一つは、従来の防衛研究というのはいわゆる防衛力の

整備の過程、質量ともにふえていくという過程においての研究でございます。したがって、どういふところに問題点があるからそれはこの次の防衛力整備計画においてどのように措置しなければならぬかというような形のものもあつたわけでございます。

ところが、御承知のように防衛計画の大綱が決定されました、一応防衛力の規模というものが決定されたわけでございます。したがって、その中において質の向上はございますけれども、それらのものを装備品によりましてどのように対処していくかという研究が必要でございます。同時に、いままでは、先ほども申し上げましたように防衛力整備との関連もありましたので、陸海空自衛隊がそれぞれ立場での対処の運用の研究といつたものが中心でございましたが、これは特に金丸長官になられたりまして、統合運用というのにもつと重点を置かなければならないのではないかと、中央指揮所のあり方というものを検討いたしまして、五十七年度を目途に情報を集め、長官の意思を部隊に伝達する、その指揮所の構想というものがございませう。そういう時期に、この陸海空の統合的な運用を主体にした、最も有効に防衛力を発揮するのにはどうすればよいかということをお研究するのは大変意義あることだというふうに考えておるわけでございます。

したがって、端的に申しますと、従来のそれぞれの自衛隊でやっておつたものを統幕が中心になりまして統合運用の見地から、そして現在われわれに与えられております防衛計画大綱の勢力によつて、さらには日米防衛協力の立場から共同対処の立場を踏まえて、どのような事態が起る可能性があるか、それに対してどのように対処するか、そういうことを今後二カ年間にわたつて研究していこうというものでございませう。

○岩垂委員 この問題はいろいろな問題を含んでいふと思ひますが、研究は行つてもその結果というものは公表しない、こういう方針を決めていら

しやるわけじゃないのでしょうか。この問題は、つき申し上げましたように、シベリアンコントロールと非常に深いかわりがあるのです。たとえ防衛計画の枠内で本当にできるのかできないのか、そういう問題も含めて、ひとり歩きする可能性と危険性を持つてゐるわけですが、国会でもこれは防衛庁長官に要請をいたしますが、国会でもこの問題が議論できるような、国民がそのことを理解することができるよう、そういう措置をとることを求めたいと思ひます。

○金丸國務大臣 御案内のように、統幕議長は有事のときでなければいふゆるその命令系統がない、統幕というものは存在の意義がないじゃないか、いわゆる平時から陸海空ともに一体となつておるところに有事にこたえられるという考え方、そういう意味でそういうような点も十二分に研究すべきじゃないか。なお、先ほどから申し上げましたように、これをひた隠しにして全然国会の理解を得ない、そういうようなことであつてはならぬことは当然だと私も考えて、できるだけ皆さんに御審議をいただくようなことを考えていきたい、こう思つております。

○岩垂委員 日米防衛協力小委員会の経過について、承るところによると、ガイドラインをまとめたという報道もされてゐるわけですが、今日までの経過を御報告願ひたいと思ひます。

○伊藤説明員 このガイドラインをまとめたといふことは実は必ずしも正確ではございませんで、御承知のように五十一一年の八月三十日に第一回の防衛協力小委員会を開きました。それから累次研究を重ねまして、第七回目をこしの七月五日に開いたわけでございます。

実は、この間半年ばかり開いておりません。その間は何をしておつたかといふことを申し上げます。最初はこのガイドラインといふものは一体どういう内容のものかといふので、われわれはいふん議論したわけでございますけれども、なかなかイメージがつかめなかつたという問題がございます。そこで、これを作戦部会、情報部会、後

方——ロジスティックでございますが後方部会、この三つに分けて、共同対処する場合にどういった問題があるかといふことを専門的に検討させましたわけでございます。これは部会でございます、どちらかといふと制服のサイドが主になりまして、もちろん内局の防衛課長あるいは外務省の安保課長が出席をいたしましてやつてまいつたわけでございます。

ところが、この共同対処をやるに於いての問題点をやるに当たつては、やはりいろいろな問題がございました。といひますのは、一つの指揮といふ、コマンドといふ言葉一つにいたしましてもアメリカ側の概念とあるいは日本側の概念といふものがなかなか一致しない点がございます。そういった点にかなり時間がかかりまして、それぞれの部会が——一応作戦部会におきましては、御承知のように指揮命令系統を別にして、そして整々と行動、対処するにはどういふ機関が必要であるか、それから、どのレベルから意思を疎通しなければならぬかといふようなことがだんだんはつきりしてまいつたわけでございます。情報につきましては、平時から情報交換はもちろんなるわけでございますけれども、緊迫した状況になつた場合にはどのような内容のものをどういふルートを通じて交換しなければならぬかといふようなことが、徐々にわかつてまいりました。それから後方支援につきましては、もちろんこれは日米が責任を持つてやるわけでございますけれども、いわゆる同じような装備品を持つてゐる場合に日本においてどのような支援ができるか、あるいは米側が期待するものはどういふものであるかといふことが徐々にわかつてまいつたわけでございます。それで、それぞれの各部会が、一つのガイドラインといふようなものはこういう形ではどうだろうかといふことを第七回の会合におきまして報告がございました。

しかしながら、このそれぞれの部会といふものは、やはり作戦関係の人、情報関係の人あるいは後方支援関係の人といふものは、言葉遣いといひ

ますか概念といいますが、そういったものもやや少し違つたようなところがございます。したがって、統一のガイドラインにした方がいゝんではないかということで、その各部会の作業の結果を踏まえまして、現在防衛協力小委員会のメンバーで統一したガイドラインをつくって、日米安保協議委員会に報告する原案をつくっている作業の最中でございます。

現在までの経過はそんなことでございまして、秋ごろまでには御報告できるように作業を進めたいと考えているわけでございます。

○岩垂委員 続いて、ちよつと、これはミグ25事件のことが週刊ポストの八月二十五日号に報道されておりました、この問題についてちよつと実は前後関係をただしておきたいと思ひますので、お尋ねをしたいと思ひます。

週刊ポストによると、栗栖前統幕議長はミグ25事件のときに、言うところの超法規行動があつたというふうに言っておられます。そこで伺ひますが、あつたのかないのか、このことをまずお尋ねしておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 まず、超法規ということとは全くございせん。私が当時の総理大臣、三木総理のところに参りまして御報告を申し上げますときに御指示をいただきましたのは、国際法に違反するようなことをするな、それから国内法に従つて対処しようという御指示がございました。したがひまして、関係各省との間でこの問題につきまして種々検討いたしました、それに従つてやつたわけでございまして、自衛隊自体が超法規的な行動というものはございせん。

○岩垂委員 このときに第三種非常待機命令というものが出されているわけですが、それはどういふ内容のものですか。そしてだれの権限によつて発動されたのですか。さらには、これは長官並びに内局は発動前にチェックしていたかどうか。

○伊藤説明員 この第三種勤務態勢といひますのは、これはおおむね全員が待機しております、外出を取りやめるといふ態勢でございます。

あの事件がありましたときに、自衛隊として一番しなければならぬのは情報をとることであり、警戒態勢を強化するということだと私も考へました。したがひまして、当時の坂田長官のもとで制服並びにわれわれが集まりまして、いろいろ大臣の御指示をいただき、また大臣に補佐申し上げたわけでございますが、そのことによりまして陸海空に必要な警戒態勢をとつておく方がいゝだらうということございまして、このことは方面總監の命令によりまして、函館にありました第二八普通科連隊がこの第三種勤務態勢をとりまして、全員が外出をやめまして自衛隊の敷地内に待機しておつたという状況でございます。

○岩垂委員 これはだれの権限で出すのですか。

○伊藤説明員 これは長官の命令を受けまして、方面總監の命令で出すことになっております。

○岩垂委員 五十一年の九月八日、すなわちミグ25が函館空港に強行着陸をした二日後です、海上自衛隊の護衛艦が津軽海峡の東西に展開したというこれは事実でしょうか。

○伊藤説明員 当時はいろいろな情報がございまして、ソ連の艦艇が動いているような状況もございまして、それから函館、津軽海峡の周辺でソ連の漁船がかなり大量に動いているという情報もあつたわけでございます。したがひまして、大湊に配備されております艦艇を中心に警戒といひますか、警戒の行動をいたしましたわけでございます。

○岩垂委員 ミグ25の機体を百里に運ぶときに、F104が百里までミグ25を運ぶ米国のギヤラクシーをエスコートしたというのは事実でしょうか。

○伊藤説明員 それはいゝゆる訓練でエスコートしていくという行動をいたしましたのは事実でございます。

うなこともあるわけでございまして、とにかくその訓練というのは、早く上がつていって目的の飛行機の近くで、領空侵犯の場合には相手の行動を監視するというのが重要な任務でございます。ギヤラクシーが参りましたときには、早く行つてその飛行機をエスコートするというような形で、これは領空侵犯措置そのものの訓練ではございせんけれども、早く目的の飛行機の位置をつかまえ、そして行動を監視するというような訓練にはなるわけでございます。

○岩垂委員 ミグ事件が起きたときに、八戸の海上自衛隊第二航空群の対潜哨戒機P2Jが実弾を積んで哨戒に当たつたということがあつたわけでございますが、この辺を確かめてございませうか。

○伊藤説明員 これは実弾は積んでおりません。対潜哨戒機が監視行動をしたのは事実でございます。とお尋ねしておきたい。

○伊藤説明員 通常言われております武器というのは持つておりません、いわゆるソノブイ等は積んでおられるわけでございます。ソノブイというのは、潜水艦の音を探知してその行動を把握するものでございまして、一般的には、普通飛んでおりました、仮にこの辺に潜水艦がいるようだというような情報がありますと、その辺にソノブイを落としまして、潜水艦の所在等を監視するということをしていたしておりますので、ソノブイその他は積んでおりますけれども、いわゆる武器、弾等は積んでいないわけでございます。

○岩垂委員 ところで、五十一年九月八日、訓練という名目で函館駐とん地の陸上自衛隊第二八普通科連隊に対して、いま防衛局長も言われた待機命令が出されている。そして、九月十日の時点で二八連隊にL90と六一式戦車二両があつたということは事実でしょうか。

○伊藤説明員 これはまさに偶然であつたわけでございますけれども、函館の二八連隊の創隊記念行事が予定されておりました。したがひまして、創隊記念行事がありますと、普通科の連隊でございます、よその駐とん地から新しい装備品を借りてきて展示するということはよくやることでございまして、そういうことで、九月六日の二日前だったと思いますが、L90と戦車を函館駐とん地に運んでおつたわけでございます。それをそのまま残しておいたというのは事実でございます。

○岩垂委員 九月十日に、札幌からL90などの弾薬が函館に到着したという事実を知つていますか。

○伊藤説明員 それは弾薬を運びました。

○岩垂委員 これは訓練というふうには先ほどから述べられておられますけれども、実はいろいろな意味を持つていられると思ひます。特にこのポストによれば、午前七時三十五分、第11師団長が真駒内から到着。午後零時すぎ、L90対空砲の探知レーダーに、三方向から函館空港に接近する「国籍不明機」数機が映り、同駐屯地基地全体が緊張状態となる。直ちに高橋連隊長は師団長に、別れのあいさつ、を述べ、武装トラック十台、ジープ一台、戦車二両で函館空港に向けて出撃する態勢をとつた。いざ出発の寸前、伝令が駆けつけてきて「国籍不明機は訓練中の航空自衛隊機と判明」と告げたため、危ういところで、出撃は回避された。

こうなつていますが、これは事実ですか。

○伊藤説明員 そういつた具体的な事実があつたかどうかは私も存じておりません。しかし、ここで先生に申し上げたいのは、栗栖発言でも問題になりました奇襲という問題がございまして、あのときにはミグ25が領空侵犯して函館に着陸したという異常な事件でございまして、その際におきまして、先生も御承知のように、専守防衛の立場で一番大事なことは、有事即応ということでございます。したがひまして、あいつた事件の後とい

うものは、あるいは最悪の場合には防衛出動が下令されるという危険もあったわけでございます。したがって、現在のそれぞれの駐とん地には弾薬を貯蔵する施設なんかも余りございません。したがって、いろいろな形で総理大臣の命令が出ましたときに即応態勢がとれるという形で何らかの措置をしておく必要があると考えましたのが長官以下の考えでございます。そういう意向は方面総監にも伝えてございまして、それに従ってある程度の準備はしておいたというのが実情でございます。

○岩垂委員 伊藤防衛局長が一つ一つ肯定いただいた、そして確認をした事実というのは、率直に申し上げて演習であれ何であれ、国民が知らないところで実はこういうことが起こっている。今日までそれは余り明らかになっていませんでした。ところが問題だと私は思うのです。事実上私は有事立法の先取りではないかというふうにさえ言わなければならぬ。現実には弾薬が運び込まれて、そして言ってしまうれば別の杯であるかどうかは別として、行つてまいります、そして出かけた。もし事が起こつていたらどうなつていたのですか。その辺のことをお考えになつたことがございますか。

○伊藤説明員 国民に隠してやつておつたといまおっしゃいましたけれども、先生も御承知だと思ひますが、当時新聞社が状況を取材いたしましたので、津軽海峡に出ました艦艇にも新聞記者は乗り込んでおりました。それから函館におります新聞記者もそのような第三種、いわゆる外出をやめて待機態勢に入つてゐるという状況は当時報道されておつたわけでございます。私も決して隠してゐたというわけではございませんで、いま申し上げましたように、有事即応というのがやはり専守防衛では一番大事だと思つております。そのためにはそれなりの準備が必要でございます。したがって、命令を受けましたときに行動がとれるような最小限の準備をしておつたということでございます。

○岩垂委員 この問題はいろいろな問題を含んでゐると私は思うのです。つまり有事と言われる事態に対する自衛隊の対応というものが、実際は出先で、あるいはまた国会のコントロールなどというものの、国民の目というものを逃れて――逃れてという言葉はあえて使いたしませんけれども、見えなところであるいろいろな問題が起こつてゐるということを示す一つの事例だ、こういう点で非常な警戒心というか問題意識を私は持たざるを得ないのではありません。その点だけを指摘しておきたいと思ひます。

官房長官がお見えになりましたので、もう時間もばつぱつでありますから、締めくくりに入りたいと思つたのですが、きのう私は本委員会、総理大臣の靖国神社参拝について憲法二十条の規定に抵触するおそれがあるから中止されたいということとを総務長官に要請をいたしました。これに対して総務長官は、あれは私的な参拝だと答えられたわけでありまして、けさの新聞を見ると、参拝を取りやめになるどころか、閣僚が随行して総理大臣の肩書きで記帳をしたということが報道されております。これに対する安倍官房長官の正式な御見解を承つておきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 昨日確かに福田総理が靖国神社に参拝をいたしましたわけでございますが、この件については、私がかねがね総理大臣の靖国神社参拝を行う予定であるが、これはあくまでも私人としての参拝であるということを申し上げたわけでございます。きのうの参拝は私が申し上げましたように、あくまでも総理大臣としてではなくて、私人としての参拝であつたわけでありまして、この靖国神社への参拝は本来個人の宗教心をあらわす行為であります。したがつて、特別国の責任で国の行事として行うことがなければ、その参拝は私人としての立場で行われたと解すべきものでありまして、その限りにおいてはもろろん憲法違反ではない、こういうふうに確信をいたしております。

○岩垂委員 かねてからこの問題は国会でも取り上げられてきましたし、問題にされてきたわけでございます。内閣法制局がこの問題について「神社、仏閣への参拝は原則として個人の宗教心の現れであり、憲法二〇条三項の宗教的活動にはあたらないが、公の資格で参拝するのは同項に触れる」ということを述べながら、だから私人でいい、こういうふうになつたと思つたのですけれども、公の資格とは何だというやりとり、これは新聞にも出ておりますけれども、こういう見解を示していますね。「もともと内心の問題であり、本人の心次第であるため、外形的な要件を総合的に判断すべきである」として、特に公用車を使用しない、二つ、玉ぐし料を国費から出さない、三、記帳には公職の肩書きをつけない、四、なるべく閣僚など公職者が随行をしないということの内閣法制局の見解として国会でも答弁をしておられるわけですが、このことを知つておられて、この四つの項目の中で、玉ぐし料だけは別としても、三つの項目について問題のある行動だということを知つておられて参拝をなすつたかどうか、この点をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 あくまでも私人としての立場であるから差し支えない、こういう判断で総理が参詣をいたしましたわけでありまして、後で聞いてみますと確かに玉ぐし料も出してありますが、これは福田参事個人としての玉ぐし料であることは当然でございます。同時に公用車につきましては、昨年も公用車を用いておりましたが、これは警備その他の関係で、私用等にも使う場合もあるわけでありまして、警備上の観点から、あるいは緊急連絡等の場合にも備えて公用車は使つたわけでありまして、さらに記帳につきましては、内閣総理大臣の肩書きをつけて福田参事ということで記帳をいたしておられるわけですが、これはその地位にある個人をあらわす場合にしばしば行われる社会的慣習と見られております。これまでの歴代の総理大臣もしばしば内閣総理大臣の肩書きで記帳をいたしておられるわけでございます。この肩書きを付して記帳したことのみをもって公的参拝の証左と見ることは無理ではないか、こういうふうに考えております。

また閣僚の同行につきましては、確かに私は同行をいたしましたわけですが、これは随行ではなくて同行でありまして、たまたま一緒に同行した、こういうことであります。

○岩垂委員 安倍さんらしくないまことに三百代言みたいな言い方なんです。そうでしょう。警備の関係があるから公用車で行つたというのは、まさに警備の事情ということだけで公式な法制局の見解というものを踏みにじてゐるのです。そうでしょう。内閣総理大臣の肩書きについても、こまではつきり述べられてゐるのです。それをそういうふうに述べる。それは随行じゃない。これが随行じゃなくて何なのですか。多くの閣僚を引き連れて、しかもそこから武道館に乗り込まれたということも含めて言わなければならぬ。前の総理大臣の三木さんは国会で、個人の資格と閣僚の資格というの、閣僚の地位の重さから見て区別することは困難だといふふうにはつきり述べておられる。そして御自身も参拝に当たつて一過家まで戻つて自分の私用の車で参拝をされた。そのこと自身も、私は総理大臣の私的参拝といふことについても問題指摘をせざるを得ません。しかしそこまで世論というのか、やはり謙虚な姿勢があつたと思つてゐるのです。にもかかわらず堂々と参拝をして、しかもいまの答弁といふのは何としても私は納得できません。こういう行動について、けさの新聞も含めて報道されたことについていささかも反省する気持ちはないといふふうにお考えですか。

○安倍国務大臣 これは前々からも言つておりますが、あくまでも福田総理の私人としての立場で靖国神社に参拝するということでございますし、その筋を通したわけでございますから差し支えないことではないか、こういうふうに考えます。

○岩垂委員 私は、明らかに憲法二十条に違反す

るおそれがあるということをきのうも申し上げました。英霊を祭る意味というのは、きのうも言いましたけれども、いろいろな方法がある。靖国神社に参拝をする、そういう行事というのはやはり取りやめていただきたいというのが私の要求でございます。簡単に無視されたことは事実でありませんが、いまやはりこの問題というのは相当尾を引く問題だろうと私は思うのです。ですから、少なくとも官房長官は、これだけ社会的な問題になっている事情について、あるいは法制局の見解があるという事実に基づいて、あるいはあなた自身が参拝に参加しているという、そしてそれは随行ではないと言ってみたとところで、結局総理大臣に官房長官が随行したということを否定することはできない。それらのことについて軽率であつたといふことまでは言わなくても結構ですが、やはり意識的にやつたといふふうに私は考えざるを得ないという立場に立つて反省を願いたい、このように思っています。その点での御答弁をいただきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 先ほどもしばしば申し上げましたように、福田総理大臣私人としての参拝でございいますから、これまでの慣例といふふうなこともあるわけでございしますし、私はこの限りにおいては差し支えないことではないか、こういうふうにかけるわけではあります。

○岩垂委員 内閣法制局の明確な見解があるので、それをあるいはお知りにならないで行つたんだらうと私は思うのです。そして後で、いま官房長官が読み上げられたように、事務当局がつづつたを合わせる言葉をつづつて、あなたがいま読んでいるんだらうと私は思うのです。問題はここなんです。やはりこういう事態を重視しない、あるいは国民に対するさまざまな感情というものを全く逆にするようなことをなすつて、そして平然と憲法を無視していくというか、軽視していくというやり方をなすつていく、その姿勢が防衛問題についても栗栖発言を生み出しているのではないだらうか、私はこんなふうに言わざるを得ないのです。

いまでも官房長官忙しいところを飛んで来られたわけですから、私の質問時間もやつてまいりましたから、この辺で質問はやめますけれども、この点についての見解を最後に、法制局おられますか。——この前の答弁をあなた方はお答えになるおつもりかどうか、この前の答弁が正しかったといふふうにお考えになつていらっしゃるかどうか、その違いだけ承つておきたいと思ひます。

○茂田説明員 お答え申し上げます。この前の答弁と申されますのは、恐らくことしの四月二十五日の参議院の内閣委員会におきます野田委員に対する真田法制局長官の答弁であるといふふうに推察しておるのでございますけれども、真田長官のお答えといたしましては、靖国神社の参拝につきましては、あくまでも総理の場合であつても私人という立場で、いわば宗教心のあらわれという形で参拝されるということ、これは毫も問題がないわけではございまして、ただ特別な事情がある場合、たとえば国の公費をもつて玉ぐし料を差し上げるとか、あるいはまた特別に国の責任で国の行事として参拝をされるというふうな場合であればともかく、そのような特別な外形的な事情が伴わない限りにおきましては、まず私的な行為であるといふふうにかへてよいのではないかと、こういう答弁をされておるわけではございません。したがつて、先ほど安倍官房長官の御答弁とびつたりと合うわけではございません。

○岩垂委員 ごまかしちゃだめなんです。議事録になつていふ言葉をいまあなたは適当に解釈して物を言つていたんじゃないんです。なぜ四項目を私が細かく言つたかといへば、真田法制局長官が答えておるからなんです。それを部下であるあなたが適当につじつま合わせをされているのです。法制局というのはいくつものためにあるのです。事が起つたときにその都度解釈を變えていくために法制局というのがあるのです。政府の行為を合法化するためのつじつま合わせをするために法制局というのがあるのです。冗談

じゃないですよ。こういうやり方で既成事実を一つ一つ積み上げていく、これは超法規的なもので、すよ。こういうことを政府が強く反省をすること、そしてやつぱり日本の民主主義とか——きのうは八月十五日で敗戦記念日です。終戦の記念日です。このことをもう一遍思い直していただきたい。それは日本の新しい歴史の出発点とも言われるべき、将来に向かって日本の平和を誓ひ合う、そして平和のあり方というものを問ひ直す、同時に戦争によるところの犠牲というものを一体われわれがどう考えるべきかということ、ここには見解の相違があることは私も知つています。知つていますが、そういう問題を含めて問ひ直す機会が八月十五日ではないかと実はきのう総理府総務長官に私は申し上げた。にもかかわらずこういうことを簡単にやつてのける、この無神経さ、ここをやはり問わざるを得ません。

もう時間が来ましたから、私はやめますけれども、法制局の答弁は率直なところ許せませんよ。これは安倍官房長官あなたも、総理の問題だけではないに、あなた御自身も参拝をされて、そして肩書きつきで記載されたわけでは、これはあなた自身が、たとえば八月の初めに日本基督教団の諸君がお目にかつたときにそのことはつきり言つておるはずですよ。それは覚えていらっしゃると思ひますけれども、こういう不安がある中であつたが、あえてなすつたといふことについての責任というものの、あるいは反省といふものをこの際素直に承つておきたいものだ、こんなふうに思うのです。

○安倍国務大臣 確かにいま岩垂委員から御指摘がございしましたように、靖国神社の総理参拝に關しましては、その前にいろいろな団体からこの参拝は取りやめるべきであるといふような御要請がしばしばあつたことは事実であります。したがつて、私といたしましては、総理の参拝につきましては慎重を期さなければならぬ、こういうことで法制局等とも打ち合わせた結果、私人としての参拝ならば差し支えない、こういう結論が出まし

たし、前例等もいろいろと調べた結果私人としてなら間違いないという結論が出ましたので、事前に私人として参拝をいたしますということを申し上げて、その結果として昨日の参拝ということに相なつたわけでありました。もちろん私自身もいわば戦中派に属するわけでございしますし、八月十五日の意義は身をもって体験をいたしております。そういうことで毎年一回は靖国神社に参拝をいたしておるわけでございまして、たまたま総理が参拝される機会をとらえて私も同行して参拝したわけでありました。

○岩垂委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○高島委員代理 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後一時三十四分開議

○村田委員代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴切委員 初めに私は、過日十二日に日中の平和友好条約が調印をされたことにちなんで、この問題について少々お伺いをしたいわけでありました。

大変に長い間懸案でありました日中平和友好条約が調印されたということは、わが国外交にとつてまことに喜ばしいことであり、外務大臣を初め政府の関係者の努力を多とすることについてはやぶさかではありません。ここに日中の恒久平和関係の礎が置かれたわけでありましたが、このことは、アジアのみならず、世界の平和に大いに貢献するものと確信いたしております。そういう意味において、一日も早く日中平和友好条約が批准されますように、私どもの党も努力してまいりたいと思つております。

そこで、今回反覇権が条約の中に入れられたのは、日中平和友好条約が実は最初であります。このことによって、いままでは精神的なもの、あるいは政治用語として使われてきた反覇権が、今回条約に盛り込まれたことによって、一つは実定法として、憲法の第九十八条の条約及び国際法規の遵守という規定のもとにおいてこれが批准をされるということになれば、まことに大きな意味を持つわけでありますが、そこでこの問題について、まず今回の反覇権ということとは、実定法として、また国際法に認知されたことであるというふうに考えていかどうか、その点について、まず外務省の方にお聞きします。

○三宅説明員 お答えいたします。

反覇権という言葉は、実は米中共同コミュニケなどの諸般のコミュニケに使われております。また、諸国家の経済権利義務憲章、これは七四年に国連総会で採択されたものでございますが、これに採択されております。最近に至りましては、非同盟の外相会談においても宣言として採択されております。したがって、最近では非常に広く用いられるようになってきた、したがって、国際的にも広く受け入れられるようになってきたというところでございますが、実定法的には、まだ広く概念的には使用されるに至っていないということでございます。

○鈴切委員 将来反覇権条項を各国間の条約に取り入れられることが予測されますので、この反覇権の定義というものをこの際明らかにしておかなければならないのではないかと考えますが、今回日中において調印されました日中平和友好条約の反覇権という問題について、どのような論議がなされ、そしてまたその反覇権としての定義が取り決められたか、この点についてお伺いいたします。

○三宅説明員 お答えいたします。

具体的にどのような行為が覇権を確立しようとする試みであるか、それは具体的にはそれぞれの状況に照らしてそれぞれの国が認定するわけでは

ございますが、今回の日中条約交渉におきましては、事柄が非常に重要であるということで、お互いに意見交換したわけでございます。

まず、日中条約においての反覇権という言葉につきましても、定義は設けられないけれども、意見交換した中で、日本側といたしましては、一国が他国の意思に反して力により自己の意思を押しつけるようにするがごとき行為は覇権を求める行為である、国連憲章の原則にも反するものであるという旨を中国側に明確に述べまして、中国側もこれに異議を差しはさまなかった。したがって、こういう考え方で双方の間に意見の相違はないというふうな了解しております。

○鈴切委員 それでは日中平和友好条約の中で、反覇権であるとかいう認定とかあるいは反覇権の取り扱い、具体的にはどういうふうになるのでしょうか。

○三宅説明員 お答えいたします。

いかなる行為をもって覇権行為とするかは、それぞれの具体的な情勢に応じて各国が認定するわけでございます。それでは、いかなる行為をとるかも、これまた各国の認定によるわけでございます。

○鈴切委員 今回、尖閣諸島問題で最後に鄧小平副主席に園田外務大臣がお会いをいたしましたときに、再び先般のような争いを起こすことはないと、いふように述べられたというお話でありますけれども、それに対して日本側は了承をしたという形になっておりますが、このことは日中間で何らかの取り決めがあったのか、あるいは口頭での約束なのか、その点の感触、それからそのときの事情を、国民は大変に知りたがっている問題じゃないかと思っておりますが、その点についてちょっとお伺いしましょう。

○三宅説明員 八月十日に園田大臣が鄧小平副総理と会談されましたときに、園田大臣の方より尖閣諸島問題についてのわが方の立場について述べたわけでございます。そうして先般のような、すなわち四月の尖閣事件でございますが、二度と起

こらないようにしてほしい旨を述べられたわけでございますが、それに対して鄧小平副総理は、先般の事件は全く偶発的であった、中国政府としては再びあのようなことを起こすようなことはしないことを信じてほしい、こういう問題から抜け出したい、こう先方は述べたわけでございます。したがって、これで十分われわれの立場は確保されたということでございます。

○鈴切委員 あなたが鄧小平の言われたことによつて十分日本の主張は通った、こういう判断をされた根拠は何でしょうか。

○三宅説明員 お答えします。

御案内のとおり、尖閣諸島というものはわが国の固有の領土であるという日本の基本的な立場でございます。それと、かつ日本側が実効支配しているという事実がございます。それと、先ほど申し上げました鄧小平の言明、それを正式な形で園田外務大臣に伝えたということをお知らせ見ますと、日本の立場は貫かれたということでござい

○鈴切委員 御存じのとおり、日本を敵国視した中ソ友好同盟援助条約の処理について、園田外務大臣の談話によりまして、鄧小平さんにお会いして、来年四月に同条約の廃棄のための処置をとるとのことであるが、このことは、同条約は一九五〇年に締結され、有効期間は三十年になっているわけでありまして、たゞし、同条約を廃棄したいときには有効期間満了の一年前に通告するということになっております。つまり来年の一九七九年が一年前の通告のときになっているわけでありま

す。そこで中国は、一九七九年に同条約の廃棄通告を行い、実際の条約の廃棄は一九八〇年となるのではないかと想像されるわけでありまして、けれども、その点、中国側の説明はどのようになされたか、そしてわが方としてはどのように受けとめられましたか、その点についてお伺いしな

○三宅説明員 やはり同じ園田・鄧小平会談におきましてこの問題に触れたわけでございます。そ

こで先方からかねてからの中国側の立場、名存実亡と申しますか、形は残っているけれども実際にはないのだという中国側の立場を明確に、しかも公式に園田大臣に伝えたということでございます。それからさらに、これらの会談を通じて、基本的には中ソの同盟でございまして、園田外務大臣としましては、これが来年の四月に中国側としては廃棄のための必要な措置をとると強い感触を得たということでございます。

○鈴切委員 鄧小平とお話をなさっているときに、来年の四月にいわゆる廃棄をするという感触を得たというのですが、感触を得るということは、相手方が言ったからこちらがそういうふうな感触を得たのかという問題が出るわけなのですけれども、その点はどうなんですか。

○三宅説明員 この問題につきましては、いろいろと中国側の立場についての説明があったわけでございます。したがって、そういう先方側の説明を通じてそういう強い感触を得たということでお察し願いたいと思います。

○鈴切委員 本来ならば、きょうは晴れの舞台で、園田外務大臣をお呼びして、こういう問題についてははっきりしたいと思つたのですが、きょうは何かインドの外務大臣とお会いしているのやむを得ないのですが、いずれにしても、政府の公式な見解を言っていたわけでありまして、が、さて、日中平和友好条約が締結されることによって、わが国の国際的な地位はどういうふうに変化するといふふうになつておりました。また、実質的な日米中のいわゆる提携といふのが諸外国に脅威を与えることになつてはな

いかという心配も実はあるわけでありまして、けれども、それに対してはどう対処されていくつもりでしょうか。

○三宅説明員 まず第一の御質問でございますが、日中の平和友好条約というものは、あくまでも両国間の友好関係を強固に発展させるということとでございます。わが国の国際的立場には何ら変化があったというふうなものではないわけでは

ます。この条約の締結というものは、日中間に残された懸案事項を処理いたしまして、さらに日中の友好関係を発展させるものでございまして、これによりまして日中の平和と安定というのが、東南アジア、アジア、さらに世界全体の平和と安定に貢献するという考えを持っておりまして、その立場というものは依然として変わらないというところでございまして。

それから、第二の御質問に對しましては、日米中ということでございますが、日本はあくまでも日中条約を通じて日米間の平和と安定を願っているわけでございますが、その基本的なねらいといえますか、そういうものが、米國がやはりアジアの安定を望んでいるということ、またまた一致しているということかと考えられます。

○鈴切委員 福田内閣は、外交政策の基調を、日米関係を基軸とする全方位外交だとPRしてありますね。私は、実はよく理解ができていないわけでありまして、それについてちょっとお聞きしたいと思っております。この政策は中立政策を意味しているのか、あるいはどの國とも仲よくという外交常識の表現なのか、その点についてはどうなんですか。

○三宅説明員 全方位平和外交とは、平和でいかなる國とも友好関係を結ぶという姿勢の問題でございまして、これは日本が中立とか、そういう具体的なことを意味しているものではないと解されます。

○鈴切委員 どの國とも仲よくするという姿勢であるというならば、実際には何も日米基軸というふうに限定をしなくてもいいはずですね。そこに私は大変な問題があると思うのですけれども、たとえば日米関係を基軸とするというわけでありまして、もしそうだとするならば、ある國の対米関係が悪くなったときに福田内閣の言う全方位外交政策というのは破綻をするということもあり得るということですね。

○三宅説明員 私は、具体的に正確に御質問を把握しているかどうかわかりませんが、日米を基軸にしてという意味は、現在の日本外交というものが日米安保体制を初めといたしまして日米関係にやはり大きなウェイトがかかっているという現実があるわけでございます。しかしながら、いかなる國とも体制のいかに問はず友好関係を結んでいくというその現実に立脚した姿勢を全方位外交という形で、そのための中身としまして日米を基軸にしてということに使ったんだろうと思えます。したがって、それ以上、将来のいかなる問題があるかとも思いますが、なかなか想定したお答えというのはこの場で出しにくいわけでございますので、御了承願いたいと思えます。

○鈴切委員 日米安保体制下の日米関係を基軸とする全方位外交というのは、実際には対米追随外交ということになるわけでしょうか。わが國が独自の平和外交を推進するには、まずやはり日米軍事同盟を、それにかわる日米友好不可侵条約を結ぶことによつて初めてわが國の全方位外交というのは実現には成り立つわけですね。日米を基軸として全方位外交、先ほども防衛庁の防衛局長が言ったわけでありまして、アメリカとソビエトとが対峙をしているというわけでしょうか。対峙をしているという中であつて、実際に日米を基軸として全方位外交と言つても、対峙をしている中であつてはなかなかそれは、全方位外交、仲よくやろうと言つたて思ふようにならない。

だから今度の問題についても、いろいろ実は問題があるわけがありますけれども、そこで、安倍官房長官が十三日、テレビで全方位外交はいかなる國に對しても脅威を与えないと述べられておられるけれども、実際にソ連を、軍事的にある程度の意識をしてアメリカにしてみれば、果たして安倍官房長官が言う全方位外交、諸外國からそのまま受け取られるかどうかということについて大変な矛盾があるのではないかと、私はそう思うのですが、あなたは、テレビでは日米を基軸とする全方位外交をとっているから、どこの國にも脅威はないのだ、与えないのだ、こういうふうなことを

をおっしゃっているのとちよつと矛盾があるのではないかと私は思うので、きょう来ていただいたわけですが、その点についてどうでしょうか。

○安倍國務大臣 福田総理が言つております全方位平和外交というのは、私の解釈ではこれは等距離外交とかあるいは中立外交ということではないわけでありまして、先ほどからお話が出ておりますように、日米を基軸とする全方位外交、すなわち日米を基軸としていづれの國とも仲よくするといふ外交の基本的姿勢を述べておるわけでございます。日米につきましては、先ほどからアジア局長が申し上げましたように、安保条約も締結をいたしておりますし、特にわが國とは緊密な友好親善の関係にあるわけでございます。

これが前提となつていづれの國とも仲よくしてゐるということでありまして、ただいまの御質問を承つておりますうちに、日米間で安保条約を結んでおる、こういうことが、全方位外交と言つてゐる以上は、他國に脅威を与えるのではないかと、いふふうな御質問にも受け取れるわけでありまして、この日米安保条約といふのはあくまでもわが國とアメリカとの緊密な関係を進めるための、そしてわが國の安全保障を確保するための条約であつて、あくまでも防衛的なものでございまして、これは他國に對して脅威を与えるものではないし、またわが國の憲法に照らしても、わが國の外交方針、外交政策そのものはいずれの國に對しても決して脅威を与えるものではない、こういうふうには私は確信をしておりますし、またそういう外交でなければならぬ、こういうふうな考へておるわけでありまして。

○鈴切委員 安倍官房長官が言われた、日米基軸の全方位外交でどの國にも脅威を与えないということであるならばこれは問題ないですが、やはりその受け取つていない國も間々見受けられるだけに問題があるかと私は思ふわけですが、これは問題を指摘しておきたいわけでありまして。

さて、私は実はきょう取り上げるつもりではなかったわけですが、終戦記念日の昨十五日、福田総理を初め安倍官房長官、中川農林大臣、稲村総理府総務長官が靖國神社に参拝し、記帳に内閣総理大臣福田赳夫と肩書きをつけ、三大臣も官職名をつけて記載された報道されておりますが、これは事実ですか。事実であるかどうかということだけ聞かしてください。

○安倍國務大臣 福田総理大臣以下閣僚が靖國神社に参拝をいたしました。あくまでも私人として参拝をいたしましたわけでありまして、これは事実であります。

○鈴切委員 内閣総理大臣福田赳夫、そして三大臣も官職名をつけられた、これは事実ですね。

○安倍國務大臣 事実であります。

○鈴切委員 私は、私人とか公人とかいうことを實際にここで論議をしてみたつて始めから問題なんです。それはなぜかという、この宗教という問題は心の問題ですから、あなたがどういふふうに思つていたかということはこれはわかるわけないのだから、それよりも大切なのは、果たして憲法第二十條に規定されているところの信教の自由といふその点において、客觀的に見て、國民が見ておかしというふうな判断された場合において、これは私人であるか公人であるかということについて実は判断される問題なんです。あなたは、私は私人で行きましたと言ふに決まつてゐる。そんなことを私はお聞きしたくもない。

ただ問題は、そういうふうなことが非常に問題になるのと、法制局の方では実は御存じのとおり、先ほどもお話をいたしましたように、私人が公人の資格という問題については、一つは公用車を使用しない、あるいは記帳には公職の肩書きをつけない、あるいは玉ぐし料を國からは出さない、なるべく閣僚など公職者が随行しないということとを私人と公人の立て分け、これはどこまでもやはり客觀的に見ての問題になるわけですが、そういうことを取り決めたわけですね。

いま私がお聞きしたいのは、要するに私人か公人か、私は私人の立場で行きましたとおっしゃつても、この四つの中で、たとえば公用車を使用し

たかどかの問題、それからあるいは記帳に公職の肩書きをつけたということは、これはわかりました。玉ぐし料を国から出した、これは出したか出さないか、こちらがわからぬわけがないので、そんなことを論議してもしょうがない。それからもう一つは、やはり総理大臣に随行されていった方々、あなたは随行とおっしゃいますね。私もたまたま総理大臣が行かれるので随行していった、こうおっしゃったでしょう。「同行」と呼ぶ者あり、同行か、同行、こうおっしゃった。これを見ると、もう明らかにこれは公人としての資格をもって参拝したというふうに客観的に実はとられるわけであります。国民はそう思っているのです。だから、そういうことになりましたと、これは大要に憲法二十条に抵触すると同時に、あなたも御存じのとおり、国務大臣並びに国會議員は憲法を遵守しなければならない、そういうのに抵触するんじゃないですか、その点はどうなんでしょう。

○安倍内務大臣 今回の福田総理の靖国神社参拝につきましては、事前に私からも公表しておりますが、私人として福田総理大臣は靖国神社に参拝をすると言っておるわけでありまして、その発表どおり私人として参拝をした。その場合にもろろいろいろと憲法上の問題もありますから、法制局とも話をしたわけでありまして、私人として参拝をする場合は差し支えない、こういうことで参拝をされたわけでありまして。私も毎年参拝をしておりますから、総理がちょうど参拝をされますので、それに同行したということでございます。

なお、公用車を使ったということは確かにそのとおりであります。これは警護等の関係もございまして、総理大臣の場合は、そうした私人的な行為をする場合でも公用車を使う場合もあるわけでありまして、これは差し支えないのではないかと、こういうふうに思っておるわけでありまして、全体的には、あくまでも事前に発表もいたしておりましたし、総理も私人としての参拝ということで行っておるわけでありまして、私は、もう

どういう角度から見ても私人以外ではない、こういうふうに考えます。

○鈴切委員 公用車を使うのはあれだとおっしゃるけれども、実際これは公私混同だ。もし私人であるとするならば、国民がそういうふうな受け取る心配があるのではないだろうかというふうに思ふならば、少なくともそういう配慮はあつてしかるべきではないのか。

そこで、法制局長官にお聞きしたいのですが、こういうふうなことはまことに喜ばしいことだ、結構な話だ、そうお思いですか。これは憲法二十条の立場から言いますと、客観的に見てこういうふうなやり方はまことに結構だとはお思いですか。

○真田説明員 問題は、憲法二十条第三項の国の機関が宗教活動をやったことになるかならぬかというところだろうと思うのですが、私人として参拝になるというところは一向差し支えないことなので、それを、記帳の際に内閣総理大臣という肩書きをおつけになったからこれは公的であろうと、か、そういうふうな決めつけられるのがどうも私は腑に落ちないのです。

つまり神社にお参りするとかあるいはお寺にお参りするというのは、もともとが個人の宗教心のあらわれでございますから、特にそれを国の行事として行ったのだという何か、たとえば閣議決定をやつて内閣を代表して行つていとか、あるいはそういうふうなことがあればこれは別でございますよ。そういうことがない限り、これはもう個人の行為、つまり私的行為として見るというのがむしろ自然な受け取り方でありまして、車が公用車であるとか、ほかの大臣も一緒に伴つて行ったとか、そういうことをあげつらつて、だから公的行為ではないか、憲法違反ではないか、九十九条違反であるとかというようにおっしゃることがどうも私は腑に落ちないというふうな感じがするのです。

ことしの四月に参議院の内閣委員会でもういぶん私にお答えしたのですが、そのときもいまの公用

車の問題とかいろいろ出まして、その一つとして、福田総理大臣が靖国神社の例大祭にお参りになつて何を祈つたかというふうな新聞記者から問われて、そしてそのとき総理は、それは日中問題がうまくいくようにとかあるいは成田の問題とかいろいろな政治向きのことを祈つてきたとおっしゃつたので、それ見ると、それだからこそこれは公的な行為と言わざるを得ない、私的な行為としてお参りになったのなら、自分が長生きするようにとかあるいは三枝夫人が長寿を保つようにということをお願いするのなら話はわかるけれども、そういう国事をお祈りしたなんということから見て、公的ではないかというふうにおっしゃつた節もあるのですが、そういう一つ一つを取り上げまして、だからこれは公的だと言ふのはおかしいので、もともとが神社にお参りするというのは私人の行為なんです。

私人の行為ですから、玉ぐし料はやっぱりポケットマネーでお出し願わなければ困るので、公費をお使いになつて困りますというふうには申し上げておるのです。それから公用車の話も、これはいま官房長官もおっしゃいましたけれども、総理ともあらわれる方ですと警備の問題もありまして、そしていつ何とき急用があつてスケジュールを変更してはかの方へ回らなければいけません。これもまたあり得るわけです。だから靖国神社の手前まで行つたら乗り捨ててタクシーで行きなさいというのもし実情に合わないものであつて、乗用車が白ナンバーだからどうというふうなことをそんなにあげつらう必要はないのだからというふうな考えております。

むしろ私は基本的には、神社にお参りするというのは私的行為だと思つておりますから、望ましいとか望ましくないとかいうのではなくて、これは大臣であられようと総理であられようと、これはもやっぱり神社へお参りできるというのが筋なんであつて、在官中は神社にお参りしたら公私混同になるからやつていけないということになると、かえつて憲法二十条第一項が保障している信教の

自由がその間奪われるというふうなことになるますので、そういう公私混同をあげつらつて憲法違反になるのじゃないかというふうな感覚は私は持つておりません。

○鈴切委員 法制局長官は法の番人なんです。だから、現内閣にあるいはこういう憲法の問題については厳密にこれを判定しなくてはならない。あなたが、常に内閣に伴つて拡大解釈をする、そういう役目を負っている感じがしてならぬです。あなたの御答弁はただけだということに私思ひます。

実は十五日の日に政府主催による第十六回全国戦没者追悼式が天皇、皇后陛下の出席のもとに日本武道館で行われた。私も公明党を代表して出席させていただいたわけでありまして、これは全く宗教色はない。しかも、ひとしく平和への決意を新たに国民とぞつての式典として、国のために戦死された方、すなわち靖国神社に祭られている方も含めて、あるいはまた戦争のために犠牲になられた方々の追悼をさせていただいたわけでありまして、政府は、みずからの主権する全国戦没者追悼式典だけでは不十分というふうな思われて、そして靖国神社に行つたのです。

○安倍内務大臣 戦没者追悼式というのは政府の行事で、これは総理大臣以下全閣僚が公式に参列をしたわけでございます。靖国神社に対する参拝は、いま法制局長官が申し上げましたように、総理大臣としての公式な参拝ということではなくて、総理大臣福田赳夫としての個人としての、私人としての参拝でございます。したがつて、他の閣僚と一緒に行くとか参列しようとか、こういう呼びかけをして行つたわけではもちろんありませんし、福田総理の個人的な宗教心に基いて行かれたわけでございますから、ちつともその間には矛盾するものはない、こういうふうな考えます。

○鈴切委員 いずれにしても、これは国民がこういうふうな問題について客観的に判断する問題でありますから、少なくとも国会においてこういう

問題が取り上げられたということ自体についてはやはり大変に問題を今後に残すものである、そう思うわけですが、安倍官房長官、大体質問の方はそういうことで終わりましたからお帰りになつて結構です。安倍官房長官も御存じのとおり、福田内閣総理大臣の女房役として間違ひのないようにやはりいろいろと考えていかなければならぬ立場だから、そういう意味においては今後やはり十分に慎重を期してやつてもらいたい、こう思います。結構です。

さて、防衛の方には今度はいらせていただきます。

先ほども防衛庁長官が、私は絶対に戦前の日本にしてはならない、こうおっしゃったわけですが、これはもうしつちゅうあなたはその中でおっしゃっているわけですから、その戦前の日本にしてはならないという具体的な認識を、どういふふうにお考えになつておられますか、その点をお聞かせししょう。

○金丸国務大臣 私は大正の生まれでありまして、あの満州事変の始まる前、満州の權益を守るという事で、またそういう中に、国内においては五・一五事件とか二・二六事件とか、そういうものをつぶさるにはこの目で、このはで実感として持つておるわけでありまして、そういう中から蘆溝橋事件とか、あるいは満州事変とかシナ事変とか大東亞戦争とか第二次世界大戦とか、そういう過程を見詰めて、また私が満州の関東軍に入隊し、その軍の教育を受ける中、そういうことをあれこれ思いながら、国民には自由は全然ない、こういうことを私はしみじみと思つたわけでありまして、骨の髄まで私はしみじみ思つてはこれはいかないという事をしみじみ私は思つておつたわけでありまして、そういう意味で戦前の日本にしないということがいふゆるシビリアンコントロールだ、それを絶対守つていかなければいかなないという考え方を常日ごろ私は持つておつた、防衛庁長官になつたからということではありませぬ。

○鈴切委員 だから、率直に申しますと、戦前の日本にしてはならないということは現行平和憲法の基本精神を忠実に守るということに尽きると思ふのですけれども、長官の憲法についての認識をお伺いしたい。

○金丸国務大臣 日本国民である以上憲法に従うことは当然であります。また、日本の憲法は平和憲法でもあります。また、現在の自衛隊はいわゆる敵に脅威を与えぬ最小限度の防衛ということ、専守防衛ということ、私は、この日本の憲法に当然従つていくことが国民の責務だ、こう感じております。

○鈴切委員 今回、栗栖発言の問題で防衛庁長官は更迭をせざるを得ないという状態になつたわけでありまして、この栗栖発言は超法規的行動云々という言葉があつたわけでありまして、けれども、それは自衛隊があつたわけでありまして、行動する可能性があるかのようないわゆる錯覚を国民に与えたことは事実であります。となつて、私は防衛庁長官に基本的な考え方を聞きたいわけでありまして、自衛隊は日本国憲法並びに防衛二法を根幹として管理、運営をされてゐる以上、どんな場合でも法を無視して超法規的行動はないと理解してよいか、防衛庁長官の見解を承つておきます。

○金丸国務大臣 おっしゃるとおりであります。○鈴切委員 今回、栗栖議長が超法規的行動をとり得ることもあると発言をしたということは、シビリアンコントロールを無視した発言であるばかりか、法治国家として基本的存立にかかわる問題としてまさしく重大な問題と言わざるを得ないわけでありまして、そこで、今回栗栖議長更迭、これは辞任ですね、辞任にしたという理由と、長官のこれに対する認識を伺つておきます。

○金丸国務大臣 辞任の経緯につきましては、なお詳細に人教局長からも御報告をいたしますが、この問題につきましては私は、今回の超法規的行動ということについては重大に受けとめなければいけ

ないという話を事務次官にいたしましたわけでありまして、そういう中で御本人から進退伺いが出ました。進退伺いが出ましたから、その進退伺いをいただいたところが、それでは辞表もつていただきた、こういうことではないか、こういう経緯であります。人教局長からなお詳細に説明させていただきます。

○渡邊説明員 先ほども御答弁申し上げましたが、いふゆる超法規的行動云々の発言につきましては、この発言は統幕議長の発言としては適当ではない、看過できないという御意向が長官から示されまして、この意向は事務次官を通じて栗栖議長に伝えられました。栗栖議長はその御意向を受けて、長官の信任を失つたというふうな判断をされて、進退伺い及び辞表を提出したという経緯でございます。

その進退伺い並びに辞表の要旨は、いろいろ世間を騒がせて長官に御迷惑をかけた、これは全く慮外のことはあるけれども、遺憾にたえない、かつ長官の信任を得られなくなつたので職を辞したい、こういう要旨のものでございまして、長官はその辞表を受理された、こういう経過でございます。

○鈴切委員 防衛庁設置法の第二十七条において統合幕僚会議議長の地位というのが第二項で決められております。「議長は、専任とし、自衛官をもつて充てらる。議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。」すなわち自衛隊という武装集団の長として、その言動については非常に影響力が大きいわけでありまして、しかもシビリアンコントロールという最も基本的な問題で更迭せざるを得なくなつたというところについては、私はまさに重大な問題である、こう思うわけでありまして、統幕議長の任命についてはそれがその権限を持ち、それがその責任を負ふことになるのではありませんか。

○渡邊説明員 統幕議長の任免権は、自衛隊法並びにそれに基づく防衛庁訓令によりまして防衛庁長官にございます。

○鈴切委員 そうなりますと、防衛庁長官がそういう方を任命したという経緯のそのしりは免れないわけでありまして、今後どのようにこういう問題についてはシビリアンコントロールをきかせるというふうにお考えになつておられますか。

○渡邊説明員 統幕議長を含めて制服の高級幹部の人事異動につきましては、従来の慣例と申しますかやう方は、人事担当であります私を含めて内務部におきまして一応の素案をつくりまして、これを両次官並びに長官に御説明を申し上げて御了承をいただく、御判断を仰いで決定をしていただく、こういうやり方をしておるわけでございまして、その意味におきまして、補佐の責任は私にございまして。

ただ、栗栖議長が昨年の十月に就任されましたときでございまして、従来統幕議長というものは、現職の三幕僚長の中から選任するというのが慣例でございまして、しかもたゞだ先生おっしゃいましたように、統幕議長は最高位にある、制服の最上位にあるということでございます。このため従来慣例でございまして、当時栗栖議長は陸上幕僚長を占めておられました。栗栖さんこのこれまでの経歴あるいは識見その他これまでの業績等を見て、最もふさわしい者として素案をつくりまして、当時の防衛庁長官に御説明を申し上げて御判断を仰いで御決定に至つたということでございます。

ただ、私も、栗栖さんが憲法を無視した、あるいはシビリアンコントロールを逸脱するといふようなお考えをお持ちであるといふふうには考えておりませんし、当時はもちろんそのとおりでありまして、その後いろいろ問題発言がありまして、国会等でも取り上げられた経緯がございまして、これまでの発言につきまして個々に検討して国会で御答弁申し上げておきますように、あるいは説明不足の点があるといふことで、意図としては真意は十分わかるという程度のものでございまして、しかし、今回の発言はやや意味が違つた。

これはたゞいま先生おっしゃいましたように、要するに、自衛隊が法を無視して行動するような可憐性があるという印象を世間に与えた、こういうことに非常に問題があるというふうに私も考えております。選任当初におきまして私どもはふさわしい方として就任されたというふうな考えでおりますけれども、結果的に見て、今回のような事態に至ったということはまことに遺憾であります。

○鈴切委員 選任のときはそういう気持ちではなかったらうというふうにあなたは判断して、やっただけで済んでおられますけれども、結果からいって、やはり政治責任を伴うものなんです、こういう問題は。政治責任というのは結果責任なんですから。そういう意味において、人事局長ももちろん責任はあるでしょうけれども、防衛庁長官は任命をする一番キャップなことから、防衛庁長官の責任は重大なんです。

そこで私は、統幕議長を権威づけるということでは決して賛成ではないのですけれども、しかし、設置法の六十二条の第二項五号で「内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」の中において、少なくとも統幕議長は三軍の、言うならば最高位にある方なんですから、そういう意味において国防会議議長である総理大臣のシビルまでまかせた、言うならば任免という問題は考えられませんか。防衛庁長官。

○渡邊説明員 防衛庁長官は内閣総理大臣の指揮監督のもとに自衛隊を統括、管理する責任がございいます。そういう権限もあり、かつ義務がある、これが自衛隊法の精神であります。

そこで、いかなる組織体でもそうでございますが、人事というものはやはり組織というものを統括する基本であるというふうに考えられます。したがって、防衛庁長官が統幕議長なり高級幹部の人事権を持つということは、自衛隊の部隊を統括するという意味から全く適当であり、その方が妥当であるというふうに考えられるわけでございます。

たゞいま先生おっしゃいました国防会議の問題でございますけれども、御承知のように、国防会議は主として、防衛庁限りではなくて、他省庁にわたるような事務につきまして防衛上の問題を実質的に審議をされるという場でございいます。人事という問題をそういう場においていろいろ議論をして決定するということにはややなじまないのではないかと。しかも、国防会議というものは合議体でございますので、やはり統括権を持つておる防衛庁長官の専属権、こういうことが最も妥当であるというふうに考えられます。

○鈴切委員 それならなおさら防衛庁長官の責任は重大だ。これだけの問題を起した責任は本当に重大だというふうに防衛庁長官認識されていきますか。

それで、さらに少なくともシビルをきかす意味においては、国防会議の議長は総理大臣だから、そういう問題についてやはり一応、今度はこういうメンバーをということで諮ったっていいんじゃないですか、こんなことは。

○金丸国務大臣 私は、内閣総理大臣の命令指揮下にあるわけでありまして、この問題について私独断でやるということではできないという考え方で、私は総理にも報告をして了承を求めた。御理解いただきたい。

○鈴切委員 昨年の六月に防衛庁では中央組織のあり方を検討する作業部会が設けられ検討されておるといいますが、具体的にはどういうふうな内容になっていまいしょうか。ちょっと御説明願いたいと思います。

○夏目説明員 御承知のように現在の防衛庁、自衛隊が発足したのは昭和二十九年でございまして、それから二十数年間の防衛庁の中央組織というのは基本的な変化がないわけでございまして。しかるに、一方、自衛隊の内容、規模というのは相当変わっておりますし、防衛庁をめぐる環境も変わっております。そこで、今日の目的でこの中央組織、特に内局と統幕係会議でござい

ますけれども、この辺を見直してみ、新しい防衛行政をもっと効率的にできないだろうかというところで昨年の六月以来検討しているわけでございます。

具体的に申し上げますと、検討項目を大きく分けてまして四つの作業部会というか、検討チームをつくっております。一つは、内局と統幕、各幕との関係を明確化する。これは御承知のように、内局は現在何々の基本というふうな仕事を持っております。たとえば内局は行動の基本、統幕会議は指揮命令の基本というふうな権限を持つておるわけですが、その関係を具体的にどうするかというふうなことです。それから第二番目は、情報機能の強化、現在防衛庁でいろいろ情報をとっておりますが、その情報の収集処理、分析の体制を整備しよう、それから報告、連絡体制をよりいっものにしたいというところが第二番目の項目でござい

ます。それから第三番目の項目として、統幕機能の強化ということで、統幕というものはどういうことを有するべきであるかというふうなことを、先ほど申し上げたような指揮命令の基本というのを持っておるわけですが、その辺の手続要領も明確にしたい。それから第四番目は、内局組織の見直し、具体的に言えば局制の見直しというふうなことが検討課題になりまして、現在事務的に検討を進めておりますが、まだここでもって具体的な結論を申し上げるような段階にはなっておりません。

○鈴切委員 そういうような内局と統幕及び各幕の関係はどういうふうになるのか、あるいは内局のシビリアン政策と軍事的な面をどういうふうな検討していくのか、あるいは各幕、統幕、幕僚監部のいかなる権限を持ち、長官に対してどのような権能を果たすのか、その見解を承っておきたい。

○夏目説明員 具体的な項目についてはお検討中でございまして、はつきり申し上げる材料がございませんけれども、内局も、それから統幕、各幕、それぞれひとしく長官の補佐機関でござい

ます。そういう中で最も効率よく仕事をすることにはどういう割り振りがいいかということをいま寄り

寄り検討しているということでございます。

○鈴切委員 先ほど問題になりました、過日ソ連が択捉島で上陸演習をやったという情報がある旨の発言をして、内局の防衛局長はそんな事実を確認をしていない、これは栗栖さんが言われたことについてそういう発言をされたわけでありまして、実際国民はどちらなのかさっぱりわからないわけでありまして、制服と背広が一つの問題にしても全く意見を異にしている。これは平和時代から問題はないなんて、そんな簡単に済まされる問題ではないと私は思うのです。たとえば有事の場合においてはその判断、情報の連絡、報告という点はもうまことに重大な問題なんです。ところが、統幕議長がばんとテレビで言う。それに対して防衛局長はそんなことは確認していない、なんというのを言う、そういう食い違いになるその組織の欠陥というものは必ずあるはずですよ。それに対して、一つの大きな問題として、内局と、言うならば制服との連絡、報告ということについての欠陥とか、そういうものに対して防衛庁長官、どういうふうなされておられますか。

○金丸国務大臣 この問題で防衛庁の内局と統幕あるいは三幕との関係がまことにばらばらじゃないかという御指摘でございます。この問題につきましましては、栗栖議長のおっしゃる択捉島の演習というふうな問題を判断で申し上げたわけでござい

ます、テレビ対談で。しかし、それは防衛庁の統幕、三幕あるいは制服の意見統一でなくて、栗栖前統幕議長個人の考え方として判断をいたしました。それは実際は、後で防衛局長がいわれる防衛庁の考え方を統括したものを国会答弁にしておる、そこに問題がある。まさにそういううちは何だという御指摘を受けるところに、私は、あらゆる面でそういうことのないような組織あるいは運営、そういうようなものをすべて研究しておかなければ国民の負託にこたえられないじゃないか、こういうような考え方でおるわけであります。

○鈴切委員 このところ、有事有事ということが盛んに言われているわけでありますけれども、反

面、有事有事ということだけを意識的にあれする
ということは非常に危険な面もある、私はそう思
うのです。いすれにしても、当然、武力攻撃を受
けないように努力しなくちゃならないわけですが
、平和的な努力をまず怠って有事なんというこ
とは、私は大変に問題を残すのじゃないかと実は
思うわけであります。

そこで、ちよつと法制局長官に承つておきたい
わけでありますけれども、自衛隊法第九十五条で
決められております内容というのは、これは一つ
は緊急避難の問題と、正当防衛ということなんで
すが、その自衛隊法第九十五条でなし得るいわゆる
限界と、栗栖発言で、有事の場合、超法規的な行
動をとる、これもあり得るというその考え方の違い
について、法制局長官としてはどのような見解を
お持ちになっていらっしゃるか。

○真田説明員 九十五条について御質問がござい
ましたが、九十五条といふのは、武器等の防
護のために武器を使用することができるといふこ
とを書いている規定でございまして、「自衛官は、
自衛隊の武器、弾薬、火薬」云々、そういうもの
を警護するに当たって、「人又は武器、弾薬、火
薬」云々等を防護するため必要がある場合には、
相当な限度で武器を使用することができるといふ
規定でございまして、ただいまおっしゃいます
正当防衛、緊急避難といふのは、その武器を使用
することはできるけれども、緊急避難または正当
防衛の要件に該当する場合でなければ、人に危害
を与えてはならないという規定でございまして
から、そのただし書きがありますので、おのずか
らここでやれる、行えるその武器の使用という
限度がはつきりしているのだらうと思ひます。

それから、例の栗栖発言の中の超法規的措置と
してやれるということとは、これは大分話が違
うわけでごいまして、栗栖さんの発言は、そうい
う国を守るための武力の行使、これを、現行法で
は七十六条で一定の手続要件が決まっているわけ
なんです、それが間に合わないときには、超法規的
な理屈で、現地の部隊の指揮官限りの判

断で武力の行使ができるのだというふうにとられ
るような話でございまして、これは大分、話が違
うわけでごいしますので、混同なさらないように
お願いしたいと思ひます。

○鈴切委員 日本国憲法及び防衛二法を根幹とし
て行動する自衛隊が、法を無視して超法規的な行
動が許されるはずはないということは明確であり
ます。超法規的な行為としては、実は五十年の八
月にクアラルンプールのアメリカ大使館の襲撃事
件で犯人を釈放したという問題があり、あるいは
五十二年十月一日のハイジャックした犯人の引き
渡しの要求に屈して、言うならば超法規的な措置
がとられた。また今回の栗栖統帥議長も、有事の
場合は、これに対処するため、指揮官の判断によ
つて超法規的な行動をとることもあり得るといふ
ような発言をされた。これはいづれも性質的には大
変に違ふ問題だらうと私は思ふわけでありませ
うが、法治国家において超法規的な行為がもうや
すやすすされてなるものではないと思ふわけであ
りますが、いかなる事態に対してこのような行為が
許されるのか、また、だれがこの問題に対してそ
の判断を下すのか、あるいはこの問題の違ひと政
治責任といふものはどういふふうになるのか、こ
ういふことについてはどうお考えになっていまし
ようか。

○真田説明員 超法規的といひますか、超実定法
的措置として、なるほどおっしゃいますように、
一昨々年のクアラルンプール事件あるいは昨年の
ダッカ事件で、政府は犯人の不当な要求にやむを
得ず応じて、既決、未決の囚人を釈放したといふ
ことは確かにそのとおりなんです、まことに遺憾
なことであつて、法治国家としてはこれをどう
やたらにやつては本当に困るわけなんです、あの際
は、数十名の乗客あるいはクルーの人命との比較
においてやむを得ず、遺憾をわきまをない次第で
ございまして、ああいうことをやらざるを得なか
つた。

そこで、お尋ねは、そういうことが、クアラル
ンプール事件の際に刑事被告人なり既決の囚人を
釈放したといふような理屈を自衛隊法の運用につ
いても当てはめて、超法規的あるいは超実定法的
な措置として、七十六条に定められている手続要
件に従わないで防衛出動のことをやるんじや
ないかといふような御懸念だらうと思ひますが、
それは私の方では、防衛出動が発令された際に
行われるであろう武力の行使、それに匹敵するよ
うな行為は、これは国の命運にかかわる重大なこ
とでございまして、超実定法的な措置といふよう
な理屈を立ててもそういうことはちよつと許され
ないといふふうにお考えしております。といひます
は、七十六条自体がやはり相当気を使つて、原則
としては事前に国会の承認を得て発令しないとい
ふ、内閣総理大臣限りで発令して後で国会に
かけるといふようなことまで書いてあるわけであ
るから、そういう法律自身の配慮をまた超実定法
的措置といふような理屈で省略するといふような
ことは許されないとはいふふうにお考えされて
おられます。それから、最後に申し上げたい、超実定法
的措置をとつた場合の責任はどうかといふことで
ございまして、これはその超実定法的な措置を
決定した内閣が政治的責任を負うといふことで
ございまして。

○鈴切委員 有事の場合、自衛隊の行動と国内法
令の関係についてはどういふ点が問題になつてお
りましようか。——有事の場合、自衛隊の行動と
国内法令ですね、国内法令でいろいろ問題がある
といふふうな関係が出てきたといふことですけれ
ども、そういう点については、どういふ点が問題
なのかと聞いております。

○竹岡説明員 有事の場合の自衛隊の運用と自衛
隊法といういわゆる防衛庁関連法以外の他の法令
との関係でどういふ問題があるかといふような御
質問の趣旨だと思ひます。

これは、いまわれわれがそういうことで有事法
令の研究といふことを昨年の八月から長官の指示
でやつておるわけでごいしますけれども、たとえ
ば最近われわれがやつております交通諸法規の問

題等を見ましても、たとえば道路交通法なり海上
交通安全法とか、いろいろ法律がございしますけれ
ども、そういうものはすべてわれわれが言う有
事といふことを想定してある法律ではございませ
ん。現在ありますそういう交通関係の法律という
ものが、有事の場合の自衛隊が活動いたします場
合に果たしてそれで完全なものであろうか、やはり
それだけでは不備があるんじゃないか、そういう
意味の検討をしております。たとえば道路交通法
なら道路交通法でございしますが、これには自衛隊
の車といふのはほとんど緊急自動車といふような
指定もございしますし、そういう点から見ましても
も、これは現在検討中ではございしますので、いま直
ちにお答えする段階ではございしません。やはりい
まの国内法令では若干問題点はあろうか、こういう
ことで研究してみたいと思つております。

○鈴切委員 有事立法といふことで、憲法のいわ
ゆる基本的な人権を侵害するようない、たとえば徴
兵制とか海外派兵とか交戦権とかあるいは軍法会
議とか防諜法とか治安維持法とか、まさかそんな
ようなことを有事立法としてお考えになつていま
ういふわけじゃないでしょうか。

○竹岡説明員 昨年八月に防衛庁長官から有事法
令の研究を指示されましたときに、われわれの研
究はあくまでも現行憲法の範囲内であるべきであ
るという指示を受けておりますので、現行憲法の
秩序を超えるような、かつての戦前にありました
ある種の法令とか、そういうものは全然研究の
対象にしておりません。

○鈴切委員 憲法の範囲内でおやりになるという
ならば、最高のシビリアンコントロールは実際に
は国会なんですね。国会にそういうふうな問題を
出して、当然国民の前に明らかにして審議をすべ
きではないかと私は思ふのですけれども、その点
についてはどうお思いになるか、防衛庁長官。
それから、例のいわゆる国会に安全保障特別委
員会といふものをつくらう、そういうふうな動き
があつたわけですが、何か自民党の方で反

対をされているというような話も実は聞いたわけ
なんですけれども、そういうところにぜひ論議の
場所をつくって、そしてこういう問題についても
やはりシビルをきかせるということは、私は非常
に大切じゃないかと思うし、それが私は見識じゃ
ないかと思うのですけれども、長官どんなふう
にお考えでしょうか。

○金丸国務大臣 有事立法の問題につきましては、
憲法の範囲内であることは当然であります
が、その問題も現在はたたき台をつくりつつあ
るということであって、たたき台が出来たら、で
きるだけ速やかに皆さんに検討していただくこ
とは当然だ。

また、後段のお話につきましては、私もかねて
からつくづくことに意義がある。議運の委員長のと
きから一生懸命にやっていたかコンセンサスを
得たいと各党の了解を得たら、野党はよろしいと言
う。自民党の中に一部この問題について反対があ
るやに聞いておるわけですが、わが党の自
民党がわからぬということであるならば、何をか
言わんという感じが私はいたしておるわけであ
りまして、今後そういう場をつくるべく私も政治家
の一人として努力をいたしたいと考えておるわ
けであります。

○鈴木切委員 先ほどちょっと話が出ましたけれど
も、有事とか緊張時とかそれから平和時、こうい
うふうな三つの分け方をしているというふうな話
ですけれども、この判断の基準ですね、どうい
うふうにお考えになつていましょうか。平和時ある
いは緊張時あるいは有事という判断の基準をどう
いうふうにお考えでしょうか。

○竹岡説明員 この有事という言葉だけですと、
いろいろなることもあるということでございますが
から、一応防衛関係の有事と言いますと、自衛隊
が問題があつて活動するような場合というふうな
ことも広く言われるかもしれませんが、有事
は法令の研究ということでわれわれが言つており
ます有事というのは、あくまでも外部からわが国
に対する武力侵襲があるような事態、これが有事

だ。それから平時というのは全く平和なときで
ございます。緊急時とか緊張時とかいう言葉もある
ようでございますけれども、それはやはり外部か
らの武力侵襲がある以前の非常に緊張した、そう
いう危険性が多分出てくるといった事態が常識
的には緊張時とかそういう言葉で言われると思
いますけれども、有事は言いましたように、外
部からの武力侵襲があるような事態、このよう
に考えて、やつております。

○鈴木切委員 いわゆる外部からの武力侵襲があつ
たときが有事なんだとおっしゃいますけれども、
じゃ、外部からの武力攻撃、または外部からの武
力攻撃のおそれがあるというときはどうなん
ですか。これは有事じゃないですか。あるいはわ
が国を防衛するため防衛出動を命ずる必要があ
る、そういうのを考えたとき、これは有事じゃ
ないですか。

○竹岡説明員 私、先ほど有事というのは外部か
ら武力侵襲があるような事態、こういうように言
つておりますけれども、現在それと同時に、自衛
隊法七十六条によつて内閣総理大臣から防衛出動
が下令されるような事態、このように判断して
おるわけでございますけれども、この七十六条「防
衛出動」の中の「外部からの武力攻撃」、これは
「外部からの武力攻撃のおそれがある場合を含
む」ということで、その「おそれ」という言葉が
ございます。この「おそれ」というのは、やはり
常識的なおそれというよりも、法律上の言葉で
ございますから、武力攻撃が非常に緊迫して
おる、もう本間に間近にあるというような事態は
この「おそれのある」という中に含まれておると思
いますので、いまの先生のおそれということ
は、この七十六条の定義の「おそれ」というよう
に解しますならば、当然有事の範囲内に入ると思
います。

○鈴木切委員 防衛庁は作戦面を中心にして防衛研
究を八月から始めるといふように言われておりま
すけれども、研究の目的それから内容、作業の進
め方、項目の内容、それから期間、どういふプロ

ジェクトによつて行われるか、その点を明確にし
てください。

○伊藤説明員 防衛研究というのは部隊の運用研
究でございます。これは従来からもそれぞれの
自衛隊におきまして部隊の運用研究というのはや
つておるわけでございます。すでに御承知のよう
に防衛庁の各自衛隊というのは防衛計画と警備計
画というのを毎年つくつておるわけでございま
す。これはその年度の防衛庁の各自衛隊の勢力を
もつて、有事といひますか対処すべき事態が起
きた場合にはそれにどのような対応をするかとい
う研究の結果、計画を持つておるわけでござい
ます。

過去二十年にわたつてこの計画を進めてまい
りましたが、御承知のように四次防までは質量とも
に防衛力を整備する過程にあつたわけでございま
す。したがういひまして、その年度にこういう対応
ができるけれども、この欠落を充実するともつと
こういうような対応ができるというふうなこ
も、当然その研究の中に入つておつたわけでござ
います。防衛計画の大綱によりまして、当面自
衛隊の規模というものが政府によつて決定され
たわけでございまして、したがういひまして、その内容
の充実には努めるわけでございまして、その内容
の防衛力の規模をもつて事態に対処しなければ
ならないわけでございまして、したがういひまして、この
陸海空の統合運用というふうなものを主体に、最
も有効に防衛力を発揮するための部隊の運用とい
うものはどのようなものが有効であろうかとい
うような研究をする必要がございますし、また一
方、中央組織の検討の過程におきまして、あるい
はまた、日米防衛協力小委員会のガイドラインを
つくる過程におきまして、またこのガイドライン
に基づきます今後の研究の過程におきまして、
自衛隊自体の運用というものはさらに研究を進め
る必要があるということを考えたわけでございま
す。

したがういひまして、長官の命令をいただきま
して、この際、陸海空が知恵を集めて、統幕が中心

になつて最も有効な部隊の運用というものを研究
してみようではないか、これは一応二カ年ぐら
いの期間を予定いたしました。最初の一年間は基
本的なわが国に対する武力攻撃、これは地勢的に見
まして周りが海で囲まれている、それから周辺諸
国があるわけでございまして、想定されるいろ
んな侵略の態様、たとえば陸上部隊が上陸をして
くるような場合、あるいは海上における交通路が
破壊されるような場合、あるいはまた航空攻撃に
よつて侵略が最初に行われるような場合、そう
いったようないろいろな場合を想定しますと同時
に、今度はわが方の態勢もあるわけでございま
す。防衛計画の大綱によりまして、必要な場合
にはこの防衛力を円滑に必要な規模にふくらませ
るようなことを配慮しないといふことも決められ
てございまして、恐らくこの情報をとつては間
に、きわめて短い期間にそういう侵略行動が行
われるといふことも可能性としては考えなければ
なりませんし、またこちらが準備できるような期
間以前にその意図がかなりわかるという場合もあ
るわけでございまして、そういういろいろな場合
を想定いたしまして、それに対応するところを考
えるわけでございまして、最初の一年間ぐらひは
わが国の置かれております環境からいろいろな侵略
の態様というものを研究いたしまして、後の一年
におきまして、現在の自衛隊の規模、それから日
米防衛協力によつてこれにどのように対処する
かといふことを研究してまいりたいというふう
に考えているわけでございまして。

○鈴木切委員 防衛庁は、七月二十八日に四回
目の防衛白書を発表されましたけれども、国際情勢の
分析の中で、最近一年間の国際関係については基
本的枠組みが大きく変わるような動きがなかつた
として結論しております。そして五十一年十月に
閣議決定された「防衛計画の大綱」の線に沿つて
自衛力を充実していけばよいという既定方針を再
確認しておりますが、将来の見通しや施策に言及
する部分がまことに抽象的になつておるわけであ
ります。当分の間、しかも今回、日中平和友好条

約締結という問題もあり、国際関係の情勢は変化はしない、現在のままで推移をしていくというふうには判断されておりましたか。その点についてはどうでしょうか。

○伊藤説明員 軍事情勢の判断につきましては、もちろん日本の安全保障、広い意味の安全保障の中におきましては、単に軍事情勢だけではなくいろいろな情勢の判断というものが必要でございますが、防衛白書におきましては主として軍事情勢の動き、それから見通し等を中心と考えているわけでございます。ただ、軍事情勢の判断というものは長い期間にわたって的確にこの方向を判断するということはなかなかむずかしい問題でございます。毎年一応判断をいたしますけれども、ここ数年間それほどいわゆる構造的な変化というものはないというふうに私は考えているわけでございます。

ただ、一年間世界のいろいろな地方におきまして軍事的な動きがございました。それからもう一つ重要なことは、わが国の周辺におきましては、これは過去十年間同じようなテンポで続いているわけでございますが、ソ連の軍勢力が強化されているという事実がございます。その辺のところを御説明申し上げまして、基本的には変わらないけれども、現実には日本周辺の諸国の軍勢力というのはこのようにふえているという状況を御説明したわけでございます。

○鈴切委員 常識なんですけれども、国際情勢の変化というのは平和時から有事にいきなり突入するということのような事態、すなわち平和時からほとんど空間なくして有事という現実が果たして起こり得るかという認識についてはどういうふうにお考えになってまいしょうか。

○伊藤説明員 これは、いま先生がおっしゃいましたように平時から突然有事に変わるといふ可能性はきわめて少ないと思います。と言いますのは、一方におきましてはこれだけ情報化が進んだ社会でございますので、世界の片すみで起きましたこともその日のうちに全世界がその事実を知る

というような時代でございます。したがっていましめて、それぞれの国の考え方あるいは動きというのは刻々その情勢として判断することができまして、まして軍隊といえますか軍勢力の移動あるいは集中、そういったものはかなり早く判断することができると考えています。

しかし、一方におきまして、御承知のように専守防衛といえますか守勢の側に立ちますと、常にそういったことについては注意を払っていただければ、いつでもそれに対応できるような態勢をつくる努力も必要であるわけでございます。したがって、急速に変わらないから、変わる状況が出た段階において何かすればいいではないかという考え方もあるかと思えますけれども、私どもはこれだけ軍事技術の発達した時点におきまして一たび行動が起きますと、これは非常に速い速度で動くわけでございます。したがって、平時からそういうものに対応できるように力というものは、有事即応という考え方、それを持てているということが平和を維持する上に役立つものだというふうには考えているわけでございます。

○鈴切委員 日米防衛協力小委員会では現在どういう作業をやっておられるのか、また具体的なテーマはどういうものなのか、いつまでをめぐりて作業をされるつもりなんでしょうか。

○伊藤説明員 これは実は第五回だったと思いますが、部会の作業というのを始めたわけでございます。そして第六回を開きましてから約半年の間、防衛協力小委員会を開いております。その間、それぞれの部会、すなわち作戦部会、情報部会、後方部会というところにおきまして、日米が共同対処するに当たって一具体的にどういう問題があるのかということを含めておたつたわけでございますが、その作業の結果というものは一応出ました。

たとえば作戦部会におきましては、日米共同対処するに当たって、指揮系統を別に行う場合にはどのような調整機関が必要か、どのような問題について意思疎通させておかなければいけない

いかというようなこと、あるいは情報部会におきましては、平時における情報の交換というものはやがグローバルなものがございますけれども、緊迫したとき、あるいは有事になった場合にはどういうルートを通じてどのような情報を交換しなればならないかというようなことについてはっきりした基準をつくっておかないと、そのときには非常に混乱するだろうというようにも考えられます。さらに後方支援につきましても、米軍と自衛隊がそれぞれの部隊の補給の責任は第一義的に負うのだけれども、共同対処している間において相手の部隊に対する支援というのはどのような形のものがあられるか、あるいはどのようなルートを通じてその協力関係というものを維持していくかというようなことがそれぞれ研究の結果が出てまいったわけでございます。

そのことを第七回、先月の会議におきましてそれぞれの部会から報告がございましたが、それぞれの部会の専門家というのがやや違う職域の人なものでございますから、表現の仕方その他につきましても統一されていないという点もございまして、そこでその報告をもとにいたしまして、現在防衛協力小委員会のメンバーの間で統一的なガイドラインというものをつくっていくわけでございまして、これを、この秋に開く予定になっていまして、それに基づきまして自衛隊と米側でいわゆる行動についての計画をつくってまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○鈴切委員 日米防衛協力小委員会において、一「わが国に武力攻撃がなされた場合、又はそのおそれのある場合の諸問題」とか、あるいは「極東における事態で、わが国の安全に重要な影響を与える場合の諸問題」とか、あるいは「その他」の問題がいろいろと検討されているわけでありまして、これはそういう中において、やはり日本の国における有事の場合にいろいろ絡んでくる問題があるだろうということで、有事

研究というものが全く無関係で出されたのではないというふうに私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○伊藤説明員 日米防衛協力小委員会というのは、部隊の運用を中心にして研究をやっております。したがって、有事法制そのものと直接は関係はないわけでございますけれども、やはりその運用の研究の過程におきまして、いま防衛庁でやっております有事関係の法制上、こういう点も考えた方がいいというように出てくることもあり得るというふうには考えておるわけでございます。

○鈴切委員 民間防衛体制づくりについて、福田首相が七月二十七日の国防会議議員懇談会で有事立法研究の一層の推進と民間防衛体制について、防衛庁で検討するよう指示されております。この問題は国民の権利義務にかかわる重大な問題でありますし、長官は総理の意を受けてこれをどのように受けとめ、どのようなスケジュールで作業にお入りになるお考えなんでしょうか。

また、実際、民間防衛体制づくりは防衛庁の任務規定あるいは所掌事務の中に入り得るものであるかどうか、その点についてはどうでしょう。

○金丸国務大臣 五十三年度の防衛白書の中に民間防衛という問題を提案いたしておるわけであります。それは専守防衛という立場で、もしそのような場面になったとき国民の避難場所等をどうするのだというような問題、こういうことにつきまして、先般国防会議におきまして総理から話が出たわけであります。実際問題これを所管する官庁はいまもってないというふうな意味から防衛白書に提案をいたしましたわけでありまして、私はそのとき、民間防衛の問題、シェルターの問題等について国防会議に諮問をしてどのようなことが出てくるのか、そういうことをしていただくことが結構ではないかと参考意見として総理に申し上げておたつたわけであります。

○鈴切委員 その民防体制を軍事的な防衛庁がお考えになるということが適当なのかどうかという

ことは、大要問題もあるのじゃないかと私は思うのですけれども、それはともあれ、私も時間が間もなくなくなってしまうわけでありますが、最後に金丸防衛庁長官、あなたはアバウトと言つて不用意の発言が目立つのです。七月三十一日午後、都内のホテルで開かれた講演会で台湾と日本、韓国は運命共同体であると思ふという趣旨の発言をされ、その後取り消しをされたわけですが、しかし、長官自身は、御存じのとおり二十七万人の自衛隊の長である統幕議長のシビリアンコントロール無視の発言に対して、首を切られたわけですね。長官の発言は、内外に及ぼす影響も非常に大きいわけです。また大きな誤解を招くことにもなるわけでありまして、シビリアンコントロールをする側の長として、不用意な発言、これに対しては責任を感じておられるのじゃないかと私は思うのですけれども、責任についてはどういうふうにお感じになっていきますか。

○金丸防衛大臣 運命共同体という問題につきましては、私が言ったことは確かでありまして、確かであるけれども、講演の途中考えながら、これは誤解を招く発言だということで、講演が終りまして、先ほど申し上げましたこの件につきましては私は取り消しをいたしますというように新聞社の皆さんと、それは取り消したのだからという話ですが、そういうわけにはいかないということに新聞に出た。このような発言をしたということについては今後必ずやらを戒めていかなければならない、こう考えておるわけでありまして。

ただ、私は、先ほどお話し申し上げましたように、日本の安全保障という立場から韓国、台湾を含む地域の安定について大要重大な関心を持っている、これらの地域は日本の周辺でも特に近接した地域であるので、わが国の運命というか安全というか、これに及ぼす影響が大きいというような意味で言ったのですが、誤解を招くというようなことににつきましては、今後とも十分自分を戒めてまいりたい、こう考えております。

○鈴切委員 最後になりますけれども、防衛庁長

官、防衛庁長官は、軍事的な意味から言いますと二十七万人の自衛隊の長であり、それを統括する立場にあるわけですね。そこで、防衛庁長官の発言というのは軍事的にすべてとられるわけですね。そうした場合に、運命共同体ということはどういうことなんでしょうか。

○金丸防衛大臣 ですから、運命共同体という言葉は、言葉の使い方を間違えたということで、それで訂正したということでも御理解をいただきたいと思います。人間のことで、それからときには間違ひもあるが、しかしそれは間違ひとしては許せないぞというおしかりも、私は十分わかるわけでありまして。

○鈴切委員 運命共同体というのは、軍事的な意味から言いますと、戦争が起これば一緒にやるということなんでしょう。あなた、そういう御認識でこのことを発言されたのですか、それともうっかり、それは全くうっかりだったというふうなことなんでしょうか。大要に軽率のそりを免れないわけですから、それについて、戦争すれば一緒にやるといふのですよ、あなた。それが軍事的な面における運命共同体なんです。その点どうなんですか。

○金丸防衛大臣 私は、侵さず、侵されず、専守防衛というふうな立場をいつも考えておるものですから、そういうふうな意味の中でそういうことを申し上げたわけで、一緒にわれわれは戦わなくてはならぬなんというところは毛頭考えておらないことだけは御理解いただきたいと思ひます。

○鈴切委員 では、以上をもって終了いたします。

○村田委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 きょうは久しぶりにきわめて重要な問題が当委員会に審査されることになりました、ちようど田舎はお盆休みでございまして、祖先の祭りをする大事なときにいま国民のためにこうして熱心に審議をしていくわけですが、その意味で政府当局も国民のために命をかけて審査にに応じていただくようお願いいたします。

いまからお尋ねしますポイントは、国の防衛に關する問題でございまして、先般せっかく日中の間に新しい条約も締結されたこととございまして、まずこれに關連する問題を二、三ただして、防衛の方へ進むことにいたします。

せっかく國田外相、かねの重きをなす戦果を上げてきていただいたのですが、懸案の解決という、国民としても喜びひとしおのいい答えを出して帰っていただいたのですが、疑義を抱いている点がございますので、その点をまず明確にさせてもらいたいです。

今度のこの懸案解決、国民待望の日中平和条約なるものは、いま鈴切委員の指摘されたことにも關連するのですが、ある意味においては精神的、道義的な条約の要素を含んでいる。実体的な権利義務關係を定めた実体法のほかに、そうした要素を含んでおると理解してよろしいかどうかです。

○三宅説明員 お答えいたします。

条約でございまして、権利義務關係を定めておるものでございまして、同時に精神的、道義的な兩國間の友好關係を進めようという面も含まれております。

○受田委員 私もさう理解しておるのでございまして、兩國の親善友好にちよつと変わった内容の条約ができておると理解をさせていただきます。

ところが、この条約を締結するに当たりまして、わが方は可能ならば無期限条約にしたいという意図を持っておったことを伺つておるのです。ところが、中国側はこれに対して十年を主張してまいりました。結果は中国側の主張が通つたのでございまして、わが国が無期限の提案をした理由、及び中国が期限十年を主張した理由を簡明にお答え願ひたい。

○三宅説明員 お答えいたします。

どちらがどうという提案をしたかと申しますのは、実は相手のあることとございまして、ここで答弁を差し控えておりましたのでございまして、結果的には、日本側といたしましては、本

件条約は今後長期にわたる日中の友好關係を規律するものであるということを考えておりまして、十年の友好期間が定められたこととございまして、少なくとも十年の間は確実にこの条約を存続せしめよう、しかし趣旨は子々孫々にまでかかるものは続けらるべきである、少なくとも十年は安定させたいということになったわけとございまして、どちらがどうという提案をしたかということ、先方の約束もございまして、その点は御了承いただきたいと思います。

○受田委員 お約束があったとなれば、あえて追及をいたしません。

私は、そこで國の安全にも影響のある問題を指摘したいのですが、日中平和友好条約も調印された、そしてこれが日本の安全保障にどのような影響を持つものであるかということが日本政府においては十分検討されてしかるべきものだと思います。御答弁をいただきたい。

○三宅説明員 この条約は、御案内のとおり、日中間の兩國の友好關係を規定したものでございまして、したがって、そういう見地からは、直接には安全保障という見地から規定されたものではないわけとございまして、ただ、わが國は、御承知のとおり、日米の安全保障條約を基軸としたしましてわが國の安全が確保されている。兩國間の緊密な友好協力關係を維持せんとともに、いづれの國との間にも友好關係を維持発展させるということとを外交の基本方針としております。したがって、日中条約もこのような基本的な方針に沿つて締結されたものであるということとございまして、先方も、一般的な意見交換の中で、日本が安全保障を必要としていることは理解するということとを言っております。したがって、この条約締結後も、従来の方針、すなわち私が申しました点についてはいささかの変更もないということとございまして。

○受田委員 条約締結後、人民日報には、今回の条約成功は日中共同の武器ができたというような記事が出ていたように新聞で拝見したのでござい

います、これは人民日報の記事というものは私の目が目であればそれでよろしい、そういう記事があるように私伺っております。これは将来、日本と中国のこの友好親善がやがて軍事協力、軍事提携とかいふものに進むものでないということ、はわれわれによくわかるのでございますが、しかし、その歯どめというものは常にびしっとしておかなければならないので、その点につきまして日本はどう対処しようとしておるか、御答弁をいただきます。

○三宅説明員 この条約につきましては、前文におきまして、まず、この条約の目的があくまでも両国の平和と友好関係にあるということを強調しております。それから国連憲章の尊重、共同声明の遵守というようにうたっておりますし、また、協定の第四条におきましては、それぞれの締約国の立場に影響を及ぼすものではない、すなわち日本の基本政策というものはこれによって影響を受けない。日本の政策は、先生御承知のとおり全方位平和外交である、あくまでも平和的に問題を解決しようということでございますので、そのことは条約上からも非常にはっきりしているということができます。

○受田委員 現に米國と中國の間におきましては、いろいろな面で提携の説が流れております。軍事提携への方向を進むもののようにございすが、これは日本にとりまして大変な意味を持つものでございまして、たとえ情報促進を促すとかあるいは武器というものの対する援助を検討するとか、こういうような説も流れておるわけで、米中軍事提携への流れを日本はどういう意味に把握するか、これは大変大事な問題、特に米國が今回の日中条約の締結について敬意を表しているという行きがかりから見ると、この問題は軽視できないと思っております。

○三宅説明員 米中関係につきましては、上海コミニケの線に沿ひまして国交正常化を図るという事で双方が努力しているということとわれわれ理解しております。また、実際問題といたしま

して、いろいろな科学技術のミッションが先方を訪れている、あるいは文化交流が進んでいるという事は承知しておりますが、米中間の直接の軍事提携につきましては、具体的な話では私どもは承知してないわけでございします。

○受田委員 このたびの日中間の新しい情勢の展開は、対ソ感情においてある程度マイナスをかせいでおるような情報も流れておるようでございます。そこで日本政府としては、今回の日中条約締結はソ連に対して決して間違つた道を選んだものでなくして、対ソ感情においてますます友好を深めていきたいという熱情を示すために、条約締結のいきさつ等も踏まえまして、ソ連に対する特使の派遣、これはもう魚本大使にことづけをするようなことでなくて、魚本大使も、先般私も訪問したエジプトからソ連へ行かれたばかりでございます。大使は大使を負うていらつしやるわけですから、こうした世紀のすばらしい日中条約を締結した機会に、特に関係の深い問題点をはらんでおると向こう様では考へておるソ連に対して、しかも國境は中國よりも日本の方へ接近しておるのです。北辺は全く隣組です。向こうに見えるのです、ソ連の領土が。中國よりも近い國土関係にあるこのソ連に対して、特に向こう様に対しては、礼儀を厚うする特使の派遣、これは当然考慮していい問題だと思ふのですが、機を逸せずやるべきだ。これは全方位外交の一つのすばらしい成果を上げる意味からも私は提案したい。

○宮澤説明員 ただいまおっしゃいましたとおり、ソ連は私どもにとりましても中國と同じように大変重要な隣國でございします上に、かねてソ連はこの日中条約の交渉に大きな関心を示しておりましたことにもかんがみまして、条約が署名されました十二日の夜でございすが、私が外務省を代表いたしました在京ソ連の臨時代理大使を呼びまして、署名されました条約文の内容を示しつつ、わが國のこの条約を結びました意図等について説明をして、正しい理解を求めたわけでございします。さらにその翌々日、この月曜日、十四日でご

ざいすが、モスクワにおきまして松原臨時代理大使からソ連外務省のフィリユービン次官に対しまして、同じような趣旨でこの正しい理解を求めべく説明をいたしましたわけでございします。

○受田委員 考えの相違でございすが、外交は礼を厚うする——日本は礼を厚うする國です。東洋の哲學を實踐する國がいま日本に残されておるわけですから。そういうものを、その経緯を知れば十分でございしようなどとおつさり片づけられる性質のものではない。日本外交の拙劣な一面をいま御答弁で伺つたのでございすが、検討を重ねるべきであることを私から提案しておきます。

次に、防衛の問題に突入をいたします。外務省、御苦勞でございましたが、戦時法規の説明をされる人だけは残っておつていただきました。戦時國際法の答弁はこれからお願いしなければならぬわけですね。

金丸先生、連日御苦勞でございすが、私はあなたのお人柄をよく知つておりますし、開放的で曲にきぬを着せない、政治家としてはすかつたさわやかなココロ以上の感じのするすばらしい人格をお持ちである。

〔村田委員長代理退席、高島委員長代理着席〕
私は、その意味では金丸さんは非常に好きな政治家なんです。ところが、國の防衛という大任を担当される長官としてはいさか心配があるわけですね。それは、長官の職責というものを非常に慎重に考へていただいて、常に自分は國土、國民を守るための自衛隊の最高指揮官補佐、最高指揮官の

ようなものであり、防衛庁の行政長官である、この使命感に生きるときに、一言一投足に非常に慎重を期して、國民の厚い信頼を一身に集められるような御努力をされなければならぬので、他の役所の長官とは違つてちよつと骨が折れるのです。

これは建設省とかそのほかの役所の長官であれば、ちよつと発言されたこともユーモアでいいということが、防衛庁長官であるという理屈にいかぬのです。さつきさつきか釈明されましたけれども、台灣を含むあの運命共同体の話などというものは、一九六九年の佐藤・ニクソン会談以来何回か変遷をした日本の外交路線の変化を全然御存じないようなかっこうで発言されておるのでございします。これは軽々しく取り消されただけで済むわけではないのです。これは栗栖前議長が不用意な発言をしばしば繰り返されたことはもつと大きな、比重のある長官の発言でなければならぬ。

先般八月七日でしたか、おくにの記者会見でしたか、おれは山梨県知事に立候補したいのだ、諸君の推薦があればというような御発言をされたように新聞にでかか出ておるわけです。うちの長官はせつかく熱心に取組んでくれると思つていたら、今度山梨県知事の選挙に出るのじゃないかとすると、そこにおられる幕僚の皆さんだつて大変な長官だということになるんですよ。かなりの重きをなして金丸長官を中心にやろうと張り切つておつた皆さんが、腕を撫して張り切つておつた皆さんががくつと肩が落ちますよ。これはいかがでしょう。

○金丸國務大臣 防衛庁の長官という立場は非常に発言も注意してやらなくちゃならぬという御注意、全くそのとおりだと思つております。
山梨県知事の問題につきましては、実はこの三、四月ごろから与野党いろいろの立場で私のところに来て、田辺知事はいゆる多選禁止論者で、前の選挙のとき四選はやらないという話があった、政治の倫理から言つてもやるべきでないという考へ方、そういう考へ方で与野党来ておつた

わけであります。そんな話はまだ当分向こうの話で、来年一月の選挙でありますから、私も余り耳を傾けてはおらなかったわけですが、欧米視察から帰ってまいりまして、いろいろ私のところへ来ますし、私も仕事が多いし、それじやせめて私の後援会の全県下の幹部二百四名を甲府に集めたわけでありまして、そこで皆さんの意見を聞いてみたところが、四選、多選禁止論者である田辺君がそういうことを、人によりけりというような言葉では、これは許されぬじゃないか、政治倫理の上から言っても許されぬじゃないか、私もそれは好ましくないという考え方であったわけですが、たまたま後援会の緊急幹部総会において四選は好ましくない、金丸信立候補要請という話がありました。

私も自分がきょうの立場になりましたのは、私一人であつたわけではない。後援会の皆さんがそれほどまで言ってくれたということであるならばそれは考えなければならぬけれども、知事職という職は私の後援会のものでなければ金丸信のものでもない。そうするならば、自民党の県連に選対本部もある、私は現閣僚であり、また山梨県の各界各層のお話も承らなければ私は決意するわけにはいかぬじゃないですか。もし金丸信の皆さんが金丸信を出るといふ態度がでる、こういうことであるならば、私はそれにこたえることがあるいは政治家とも思ふ、こういうお話をしたわけでありまして、私はおれが出るぞと云つておるわけじやありませんし、現閣僚であるということもありまして、後援会のものでなければ金丸信のものでもない、こういういろいろの前置きをして言つておるわけでありまして、みずから山梨県の知事になりたいなんということは考えておるわけではあります。

○受田委員 みずからなりたくないが要請があればならぬというお気持ちですか、どうですか。
○金丸国務大臣 要請が、全県下の大勢がそういうようなことになるかならぬかという問題もありまうし、なかなかその辺はむずかしい問題点だらうと私は思いますが、受田先生のおっしゃつてくれるその言葉もありたく私も胸に刻むわけでありまして、政治家の立場というものはなかなかむずかしいということだけは御理解いただきたいと思ひます。

○受田委員 幕僚の各位も長官の苦衷を——いま政治家の苦衷の開陳があつたわけですが、せつかに補佐の任にある、防衛庁設置法第二十六条には皆さんの任務がずらりと並んでゐる。制服のやることに對する長官の任務の補佐もやらなければいかぬという内局の参事官を代表して答弁をお願いしたのでございまして、だから答弁してもらひましょうか。官房長から答弁してください。

つまり長官をして本官に防衛庁の長官として職責に邁進していただくべきときに、途中から知事に色気を出したりなんかするようなことがない立場を希望するんじゃないですか。これは士氣に影響すると思ひます。防衛庁長官としては命をかけるんだという長官を自衛官も期待してゐる、内局の皆さんも期待すると思ひます。それに対する感想をお述べ願ひたいのです。

○竹岡説明員 金丸長官就任以来、非常に情熱を持って防衛問題をやっておられることはもう御承知のとおりであると思ひます。
金丸長官在任中は、われわれ参事官一同、身を賭して金丸長官を補佐するつもりであります。

○受田委員 実にすばらしい部下が並んでゐるじゃないですか。
ただ、私、いまから指摘したいことは、昭和三十年に防衛庁がスタートした。ちょうどこの内閣委員会に二十三年おるので、私の歴史とともにこの委員会があるわけだからよくわかる。その二十三年の間に防衛庁長官は何人かわつたと思ひますか。一年に一人ずつの割合でかわつておるのです。政務次官もかわつておる。軽々しくその席を離れていくというところに内閣人事の欠陥もあるわけでございますが、防衛庁の仕事は、長期展望に立つて国土、国民を守るための士氣を高揚しなければならぬ立場にもあるわけで、軽率に防衛

庁長官が交代するということは好ましいことではないといふことを長官おわかりでございまして。これは長官から御答弁願ひたい。
○金丸国務大臣 ただいまは自民党の内閣であるわけでありまして、自民党の内閣である以上、自民党には私よりまさつておる人もたくさんおるわけでありまして、えらく長くやることは是であるか非であるか。しかし、よその国の状況を見ると、少なくとも三、四年はやつた方がうまくいくやうに私も聞いておるわけでありまして、まあ外国と日本との政治形態、組織、その他いろいろな考え方は違つておるわけでありまして、

前に衆議院予算委員会において、そういう質問がありまして、私は、四、五年やることの方がベターだといふお話をしたら、總理が、まあそれもそうだけれども、自民党には多士済々人物がおるというお話をしておりました、そういうことを考へて見れば、その辺は調和のとれたことをやらなければならぬだらう、こう考へております。

○受田委員 防衛事務当局は、防衛庁のお仕事を遂行する上に、せつかく新長官のもとに企画運営がされつつあるときに、頻りに長官や政務次官が交代することは好ましいことかどうかを御答弁願ひたい。
○竹岡説明員 行政組織というものは長官がかわりまして一貫した連続性を持つておることは御承知のとおりだと思ひますけれども、しかし、われわれとしましては、防衛庁長官というのは非常に大事な職務でございまして、余り頻繁にかわることは歓迎しないと思ひます。

○受田委員 明快なる答弁。そのとおりです。私はそういう意味で、長期展望に立つ日本の国土防衛計画というもののに対して、比較的長期の長官や政務次官がい、また内局の皆さんは他省と頻繁に交代して出世コースに内局のポストを利用するやうな悪弊は、これは一掃しなければならぬ。最近ではそれがいささか沈滞さみであります、もともと防衛庁の局長のポストを大蔵省と交代、その他ちよこちよこつと腰かけに来る役人がいたのを御

記憶です。ちよつとだけ腰かけた。つまり内局の人事もそうです。シビリアンコントロールをりっぱに実行するために、制服を抑えるために、頻繁にかわる長官及び内局の皆さんと、長期に最初から自衛官として筋金入りで来た制服とを比べたら、これは内局はシビコンの大きな期待にかかわらず屏息しますよ、それは、それに対する感想を竹岡官房長より御答弁願ひたい。

○竹岡説明員 防衛庁という組織がまだできてから、他の官庁に比べますと非常に歴史が浅いといふことで、防衛庁でプロパーに採用しました内局の職員がまだ完全に局長、参事官クラスにまで成長するに至つておりません。そういう役所でありまうので、これはやむを得ないことかと思ひますけれども、防衛関係に少しも関連のあるやうな他省庁から、私を含めて応援に来ておるわけでございますけれども、私を含めまして、決して腰かけのな、ここを出たからまた本省に戻つてえらい者になるといふやうな、そういう腰かけのな気持ちは毛頭持つておりません。これは、經理局長、裝備局長、他省庁から来ておられます。来てすぐに国会で答弁するわけなんです、それは必死になつて勉強してゐるのです、みんな。本心に必死になつて勉強しまして、防衛の問題を一生懸命マスタートしようとして努力しております。われわれも何とかして、他省庁から来まして、防衛の制服の諸君と一体になつて、そしてお互いに手を握りながら防衛行政に遺憾なくからしめるために一生懸命に勉強しておりますので、御支援を願ひたいと思ひます。決して腰かけのな出世根性といふやうなけちな気持ちは持つておりません。出世主義とかそういうけちな根性は持つておりません。

○受田委員 わかりました。本心にりっぱな根性を持つてがなばつてゐられるわけですね。
いま、ちよつと国防会議の事務局長もおいでになりまして、警察畑から防衛庁へも行かれ、いろいろと重い任務を経てこられた久保先生もおられますので、いよいよ核心に触れる質問に入ること

にいたします。

真田法制局長官、私は憲法第九条の論議を久し
ぶりにしてみたいのです。

これは、いまちょうど栗栖発言があつて、この
憲法第九条の法理論を解明しなければならぬ時期
が来ておると思ふのです。わが国は、憲法第九条
において戦争を放棄した。しかし、放棄したけれ
ども、国際紛争を解決する手段としての軍隊を保
持しないのであつて、その他の自衛のための部隊
は持つてよいという解釈になつておるわけであ
る。したがつて、ここに問題を提起したのでござ
います。この憲法第九条にありますが第一項の

「日本國民は、正義と秩序を基調とする」云々と
いうところで、国際紛争を解決する手段としての
戦力というものを、陸海軍というものを、そのい
うものをどうするかという規定、この規定の再検
討の時期というものは、一の規定、二の規定――二
項です。二項との関係において、二の方にありま
すところの「前項の目的を達するため、陸海空軍
その他の戦力は、これを保持しない。」戦争を永
遠に放棄します。戦争を放棄するが、同時に、二項
で、前項の目的を達成するために陸海空軍その他
の戦力はこれを保持しない。放棄して戦力を保持
しない。「國の交戦権は、これを認めない。」とこ
うあるわけなんです。だから、戦争放棄の一項と、そ
れから陸海空軍戦力不保持の二項、それから「國
の交戦権は、これを認めない。」という二項の後
段の規定、この二項の「國の交戦権は、これを認め
ない。」というものは、二項へまとめてあるのですか
ら、一項を受けてある規定と見てよろしいかどう
か。第三項的な存在なら、三項に書かれていなか
ればならない。二項へ一括して書いてあるといふ
ことは、つまり陸海空軍その他の戦力を保持しな
いのは、国際紛争を解決する手段としての戦争放
棄、それに伴う戦力不保持という解釈、だから自
衛のためならよいんだといふことでいま自衛隊が
ある。それなら「國の交戦権は、これを認めな
い。」といふ方も一項を受けたとすれば、自衛のた
めの交戦権は認めてもいいんじゃないかという解

釈が成り立たないかということです。

〔高島委員長代理退席、村田委員長代理着
席〕

三項がないのです。二項へまとめてあるといふこ
とは、法律の体裁の上からも、独立していいとい
なれば一項を受けた規定だと解釈していいのじゃ
ないですか。

○真田説明員 憲法第九条についての御質問で
ございます。第一項では、いま先生は、国際紛争
を解決する手段としての戦争は放棄したんだ、し
たがつて、それとの関連において第二項後段の交
戦権の否定もそれを受けているはずだから、国際
紛争を解決する手段としての戦争の交戦権はこれ
は否定しているけれども、自衛のための交戦権は
否定していないんじゃないか、こういう御質問で
ございます。従来、私たちは、第一項で放棄し
ておりますのは、それは國權の発動としての戦争
はとにかく放棄しているわけなんです。國權の発
動としての戦争は放棄しております。そのほか
に、武力による威嚇あるいは武力の行使は、国際
紛争を解決する手段としては、これはまた放棄し
ている、こういう関係になるわけでございます。

それから、第二項の後段の交戦権の否認は、こ
れはかねがね申しました、第一項に言う國權の発
動たる戦争を放棄している、この延長線にある
といふふうにお考えになつて結構だと思ひます。
それから、自衛のための交戦権はあるんじゃない
かといふようなお話でございますけれども、第
一項で戦争は放棄しております。それから、第二
項の前段で、陸海空軍その他の戦力は保持しない
と言つておりますけれども、しかし、これは御承
知のとおり、第九条の規定にかかわらず、わが国
は自衛隊そのものを否定しているわけではないの
で、独立国家として固有の自衛権はある、これは
もう疑いのないところで、ほとんど異論がないわ
けでございまして、自衛隊そのものはあるわ
けでございまして、その自衛権を効果あらしめ
るためには、自衛のために必要最小限度の実力行
使は、これは第二項の前段も否定していないのだろ

うというわけなんです。それからまた、自衛権
の行使そのものは、これはまた否定しているわけ
ではないのでございまして、自衛権の行使とし
て、自衛のための必要最小限度の実力の行使は、
これはできるだらうといふふうにわれわれは考え
るわけなんです。いま自衛のための交戦権とおし
やつてゐるのはそういう意味ではないかと思ふの
ですが、それならば私は話がわかるのです。

ただ、自衛のための交戦権といふと、いろ
いろ第二項の後段で交戦権は認めないと言つてい
ることとの関係で、非常に誤解を招くのです。
ここで言つております交戦権といふのは、これは
自衛のために必要だとかなんとかといふのではな
くて、いわゆる国際法上交戦國が持つてゐる、交
戦國に与えられておる、占領地の行政をやるこ
と、あるいは敵性の船舶を拿捕するとか、そのい
うような交戦國に与えられておる国際法上の権
利、それをひっくり返つて交戦國と言つてゐるわけ
ですから、その関係で自衛のための交戦権はあ
るんじゃないかといふふうにおっしゃいますと、
それは非常に誤解を招くので、私たちはそういう
表現はとらないのです。自衛のために必要最小
限度の実力の行使はできる、これを自衛行動権と
言つておりますけれども、それと非常に混同する
といふことで、したがつて、交戦権があるといふ
ような表現は私はとらないところでございまして、
○受田委員 長官の御答弁で、自衛のための交戦
権とはつきりとは言われないが、事実上それになる
実力行使は認めるんだ、こういうことですね。そ
うでしょう。

そこで、防衛白書を今度拝見してみると、三
一〇七に出てゐるのは、「交戦権」とは、国際
法上、國が交戦國として認められてゐる各種の権
利を意味するのであつて、「云々」と書いてある。
ところが、交戦権を裏づけとして戦争をする立場
の交戦権と、それからいまのような戦時国際法上
の権利義務関係を發する交戦権と分けて考えたと
きに、侵略部隊が日本へ襲いかかつて、そしてこ
れに抵抗するために日本の自衛隊その他が出動し

てこれを排除したといふときは、これは一般的に
自衛のための交戦権と見られる。これは外國から
見る場合は當然そうなつてきますね、日本が勝手
に解釈して実力行使と言ふだけであつて。事実、
安保条約第五条には、いづれかの締約國は、日本
の施政權の範圍内に武力攻撃があつたら共通の危
險を排除するために行動すると言つておるのです
から、同じ敵軍が上陸したところで、日本軍は自
衛のための実力行使。米軍の方は一緒に戦いをし
ながら、これは戦時国際法上交戦國の発動だ。同
じところで動きながら、一方は交戦國の對象とし
て戦時国際法規の適用を受ける、捕虜その他の扱
いも皆戦時国際法規の適用を受ける、日本はそれ
を受けないといふことであつては、それは日米共
同行動に支障が起るんじゃないですか。したがつ
て、戦時国際法規の適用を受けるために、いまの
交戦國を認めなくとも道が開かれておるといふこ
とになるのですか。戦時国際法規の適用を受ける
ためには、いかなる道が開かれておるのかを御答
弁願ひたい。

○真田説明員 先ほど申しましたように、日本の
憲法で認められてゐるわが國の実力行使は、自衛
のために必要最小限度の実力行使なんです、したが
つて、海外まで押し寄せていくとか、外國の
領土を占領するとかいふようなことはできない、
そういう枠があるわけなんです。その枠の中だ
けの実力行使はできる。したがつて、いまの
枠に抵触しない範圍の行為、たとえば外國が日本
の領土に侵略して上陸してきた、それを排除する
ために物を破壊し敵の兵隊を殺すといふようなこ
とは当然できるわけなんです。ただ、いま申し
ましたようないろいろな制約があるわけですか
ら、そこで交戦権という言葉は使われない。しか
し、自衛のために必要最小限度の実力行使は自
衛権の行使そのものですから、それは否定され
ておらないといふことになるわけなんです。
安保条約の五条を發動した場合のことをいまお
つしやいましたけれども、おつしやるとおりなん
で、共同して対処するわけなんです、わが國の

自衛隊は、いま申しました憲法上の制約がありま
すから、アメリカ軍が何にもそういう制約のない
形で対処する場合は対処の仕方は若干違いま
す。違いますが、しかし、いまの戦時国際法上
では自衛隊の行う行為については国際法は無縁か
と言え、それはそうじゃないのであって、国際
法上の交戦国としての待遇は日本の自衛隊だつて
受けるし、また、義務は守らなければならぬと思
います。それは名前がわかれれば自衛行動権と言
っておりますけれども、国際法の上から見れば、
それはやはり普通の交戦国がやることと大体似た
ようなことを国内ではやるわけです。ただ、先ほ
ど申しましたように制約がありますから、非常に
制限を受けておつて、したがひまして、これを交
戦権という名前で呼ぶことはなほ誤解を招く
ということ、われわれは使わない、こういう関
係でございます。

○受田委員 長官、あなたは事実上交戦国と見ら
れるといふ言ひですね。事実上交戦国、戦争し
ている国と見られる、しかし憲法の規定があるか
ら交戦権という名前は使わないんだ。事実上軍隊
だと見られておる、これは政府も一応認めてお
る。日本の自衛隊は軍隊だと認めておる。外国が
言え、それとあり軍隊です。事実上交戦国と認め
ておる。侵略軍に対して米軍と日本軍が一緒に戦
いをしているときに、米軍だけが交戦国で日本は
交戦国ではないと言えませんか。だから、事実上
交戦国ですね。外国から攻めてきたものを防衛す
るときには、だから事実上交戦国になるのだす
ね。

○真田説明員 繰り返すようでございますけれども、
憲法上認められている行為をする、その範囲
内においては、それは国際法上は交戦権というふ
うな評価を受けるだろう、けれども、ただ日本
の憲法の制約があるから交戦権という言葉は使わ
ないことにしておるというわけです。

○受田委員 事実上交戦権があると外国から見ら
れる、しかし日本は憲法の制約があるから交戦権
とは言わない、外国からは交戦権があると認めら
れる、こういう御答弁です。そのことによつて、
交戦権があり交戦国である、つまり自衛のための
交戦権があり、自衛のための交戦をやっている交
戦国である、外国が見る。見ることによつて、戦
時国際公法のたとえ陸戦の法規、海戦法規、慣例
というふうなああいう条約は皆適用されるのだす
か。たとえ誤解を受けるおそれのある交戦国と言
わぬでも、事実上交戦国というふうに見られてお
るから、戦時国際法規の適用を受けるのですか。

○真田説明員 先ほど申し出ております憲法の制
約内における実力行使はできるわけでございます
から、その実力行使を行うに際して既述されてい
る戦時国際法規は適用があります。たとえば、侵
略軍の兵隊を捕虜にした場合にはその捕虜として
の扱いをしなければならぬというふうなことは
当然適用があるということでございます。

○受田委員 さらば長官、はっきりしたのです
が、われわれは事実上も交戦権は認めない、事実
上も交戦国ではないといふような政府の解釈のよ
うにいままで考えてきたのですが、事実上は交戦
国であり交戦権があると認められておる、それに
伴つて戦時国際公法の適用も受けるということ
であれば、われわれの方が交戦権という言葉は遠慮
し、誤解を受けるという意味で使わないだけであ
つて、外国は交戦権があり交戦国であると認めて
おるわけですね。そのことは肯定するのですか。

○真田説明員 実態はおつしやるとおりなんであ
ると思ひます。外国は日本が交戦国であり、ある
いは交戦権だと思ふかもしれません。思ふかもし
れませんが、日本の憲法上の制約がある、その範
囲内のことであるといふことをよく御認識の上で
おつしやつていただければ結構だと思ふのです
が、裸で交戦権があると言われると私たちはどう
もやや抵抗を感じると言ひますか、そういう表現
は憲法九条の二項の後段の關係もこれあり、誤解
を招くから用ひないといふことです。

○受田委員 これはきわめてはっきりしておる。
つまり長官は、事実上外国から侵略を受けてこれ
に対処する日本の自衛隊、これは軍隊として戦つ
ておる。これは戦争ですよ。自衛戦争だ。それは
外国では交戦権であり交戦国であると認められて
おる。ただ日本は、憲法があるからなるべくその
ような誤解を受けたくないという。これはこの
際はずき憲法九条の第二項後段の規定は自衛
のための交戦権で一項に係るものだという解釈に
しても、いま長官がそこまで言ひ切つたのです。
いままでは、交戦権とか交戦国とかと外国が言
うといふことさえ言わなかつた。全然否定してお
つたのです。外国がそれを交戦権と呼ぶのは仕方
がないとおつしやるのだが、事実もうそこまで認
められておるなら、第九条二項後段の解釈は自衛
のためのといふ一項にひつちかけて解釈していい
じゃないか、陸海空軍を持つていふのと同じよう
に。第三項で独立してないのですから、ひとつ
この憲法九条の自衛権問題をもう一度よく研究
していただきまして、事実上お認めいただいてお
るのなら、これはもうそれに伴つて戦時国際公法
が適用されるというのですから、戦時国際公法は
交戦権を認める国にしか与へないことになつてお
るのです。それを認めておるといふことは、つま
り自衛のための交戦権を認めて戦時国際法規の適
用を受けるという解釈になるのじゃないですか
ね。交戦権のない国は戦時国際法規の適用を受け
ないでしよう。交戦権を持たぬ国に戦時国際法規
を適用するといふ規定がどこにあるのですか。

○柳井説明員 お答え申し上げます。
先ほど来先生から、現在の国際法におきますと
ころの戦時国際法の適用関係という非常にむずか
しい、かつ重要な点の御指摘があるわけござい
ますが、憲法の解釈につきましましては法制局長官か
ら詳細に御説明ございまして、私の方からは
担当の国際法という観点から二、三補足させてい
ただきたいと思ひます。
いわゆる交戦権という言葉はいろいろな意味に
使われておるようでございますが、その関連にお
きまして現在国連憲章のもとにおきましてはいわ
ゆる武力行使、政策の遂行といふようなものた
めの武力行使といふものは一般的に禁止されてい

るわけでございます。国連憲章のもとでは、国連
そのものが行いますところの武力行使は認められて
自衛権の発動という形で武力行使は認められてお
るわけでございますが、伝統的な国際法のもとで
国家が持つておりましたところの戦争を行う権利
と、それから戦争を行う場合の種々の手続、戦争
状態に入つたときの国の権利義務といふものは、
現在の国際法では適用の余地がなくなつてい
るといふに考えるわけでございます。したがひま
して、もし交戦権という言葉が伝統的な国際法で
考えられておりました戦争を行う権利、あるいは
戦争状態に入つたときの国家の権利といふ趣旨で
用いられるといひますならば、わが国の憲法で
は戦争を放棄してゐるわけでございますし、国連
憲章でも禁止されてゐるわけでございますから、
かかる意味の交戦権といふものはないと言わざ
るを得ないと思ひます。

ただ、現実の問題といたしまして、あるいは侵
略に対する自衛権の発動という形で実際の武力行
使、実力の衝突といふものが生ずるということ、
これは現実の問題としてあり得るわけございま
すし、現にあるわけでございます。その際に、先
ほどこれも法制局長官からお触れになりましたけ
れども、捕虜の待遇でございますとか、あるいは
その場合の兵器の使用の制限、害敵手段の使用の
制限といふような人道的な観点から適用される法
規があるわけでございます。これもいわゆる戦時
法規といふものの中に従来分類されていたわけ
でございます。したがひまして要約いたしますなら
ば、戦争を行う権利、それから戦争になつた
その広い、昔の意味の戦争でございますが、戦争
になつたときの権利といふものはいまやない。し
かしながら戦争法規の中で、戦闘状態に陥つた
きの害敵手段の制限とか、あるいは人道的な取り
扱いといふような法規は依然として適用があると
いふ關係になつておるわけでございます。

なお、後者のいわゆる狭い意味の戦時法規で
ございますが、これは一九四九年のいわゆるジュ
ネーブ諸条約その他条約がございまして、これは

わが国も締結国になっておりますし、これらの条約に規定されましたところのもろもろのルールというものはわが国についても適用があるというふうな考えでおります。

○受田委員 交戦権を戦争するそのものを対象にすること、いまのような戦時国際法規の適用を受ける立場と二つに分けて、後段の御説明は、自衛のための交戦権がなくとも、実力行使に交戦権が与えられるという解釈でいいですね。

○真田説明員 日本の憲法の制約がありますので、われわれは交戦権という言葉を使わないわけなんですけれども、事実上戦闘状態に入ったという場合には、いまの人道観からする捕虜の扱いとか、あるいは市民に対する扱いとか、いまの害敵手段の制約とか、そういうものは適用がある。何も交戦権の有無がそのメルクマールになっておるわけじゃなくて、戦闘状態に入った上は、いま言ったような趣旨から、そういう戦時国際公法は適用があるというふうにお考えになって結構だと思ひます。

○受田委員 交戦権ということを確認にうたうべきだということで、中曾根総務会長も先般演説をやっておられるようだが、憲法を改正しなければ交戦権という言葉は用いられないのだ、自衛のための軍隊は持てても、自衛のための交戦権という言葉は誤解があるという、この解釈はちよつと矛盾がある。自衛のための軍隊が持てるというのなら、自衛のための交戦権もあつてしかるべきだ。「軍隊と言わない」と呼ぶ者あり。いや軍隊と言つておるのです。いまの自衛隊を軍隊と称して差し支えないという政府の答弁をやつたことがありますね。御答弁を願ひます。

○真田説明員 それはさういふ前に軍隊と言つても差し支えないということは言つたことがあると思ひます。しかし、それは結局軍隊と裸で言つちやまずいのであつて、いろいろな憲法上の制約があるぞというのを踏まえた上で、そういう名前を用いても差し支えないということを言つたことはあります。ありますが、その後やはり軍隊とい

う言葉を使うことは非常に誤解を招くし、憲法を無視しているのじゃないかというふうな攻撃がございまして、それでしたら、軍隊という言葉はもう禁句になつておるというふうには私は了解しております。

○受田委員 これについては防衛庁、官房長でも結構ですが、軍隊と見られてもやむを得ないという答弁のあつたことが修正されたのですか。いつの間にか訂正されたのですか。頻りに訂正が行われるとなつて問題がある。昭和三十三年の安保特別委員会でも法制局長官の答弁にある。

○竹岡説明員 その軍隊の定義にいろいろいまでも言われてきておつたようでございますけれども、先ほど法制局長官が答へられましたとおり、われわれは軍隊という言葉は使つておりません。

○受田委員 昭和三十三年四月二十八日の林法制局長官の答弁、「自衛隊は外国からの侵略に対処する」という任務を有するが、こういうものを軍隊というならば、自衛隊も軍隊ということができ

る。しかし、かような実力部隊を持つことは憲法に違反するものではない。」という解釈ですね。そして、二十九年の十二月に大村長官も同じように、「自衛隊は外国からの侵略に対処する」という任務を有するが、こういうものを軍隊というならば、自衛隊も軍隊ということができ。これがどこかで変更されたのですか。これは生きておるのじゃないですか。まだ生きています。その後どこかで訂正されたことを聞きます。いま交戦権については、初めて、事実上の交戦権を自衛隊のためならというふうな話を聞いたので、軍隊の方は二回にわたつて国会で発言があつておるのです。この速記録は間違ひですか。林長官や大村長官が言つたことはどこかで取り消されたのですか。

○真田説明員 ただいまお読みになりましたように、自衛隊も外国からの侵略を排除するということを任務としておるという点をとらえれば、そして、そういう点に着目してそれを軍隊と言ふのならば、自衛隊もそういう任務を持つてい

から、軍隊と言つても差し支えないだらうという表現でお答えしているわけなんです、本心から言うると、そういう言葉は使いたくないのです。つまり、憲法上の制約がありますから、伸び伸びとした外国の軍隊とは違ふわけなんです、そういう点をむしろ強調するために、われわれは自衛隊、自衛力という言葉を使つてきているわけなんです、そこで御質問がございまして、そういう任務を持つてい

るものを軍隊と言ふのならば、自衛隊も軍隊と言ふことは間違ひではないというふうな気持ちで言つていただけでございまして、本心はやはり軍隊とは思つていないわけなんです。

○受田委員 非常に奇妙なことになっておりまして、軍隊ということをつての防衛庁長官と法制局長官とはつきり言つておるながら、どうも言葉を使うのは本心的に困る、憲法の上からということですが、これは憲法を改正するということなくして自衛隊を持つてい

る政府としては、そういう見方をされる一面があるということでは、言つておるのですが、これはいまだどこで取り消したとおっしゃる。取り消したのは私聞いておるぬです。国会の速記録というのには貴重なものでございますから、取り消したら取り消したで、防衛庁長官が台湾を入れたのは、取り消したわけですね。これは取り消したのです。あれは取り消しでしょう。しかし、この問題については取り消しというのがないのです。私、もうこれ以上論争を避けましよう、時間がかかつてしやうがないから。

政府自身は、法制局も防衛庁も何か気がねをしたながらやつておる。自衛隊が軍隊と言われるならそれでいいじゃないかとせつかつて言つておるなら、それをそのまま用ひればいいですよ。交戦権が自衛のためにある、その事実上見られても仕方がないんだとおっしゃる。そうならば、外国からそう見られても仕方がないと言ふのなら、事実上認めたことになつておるのですから、余りむづかしく考えぬ方がいいです。

そこで今度は、問題が一つ防衛出動命令を発する発権者に及ぶと思ふのですが、自衛隊法第七十六條の防衛出動命令は、内閣総理大臣が国会の承認を得て出す、国会の承認を得られない非常に急ぐときは、内閣総理大臣が出した後から国会の承認を得る、こういうことになつていますが、防衛出動命令はどういう手続で、だれが中心になつてどう出されるのかを説明願ひたいです。

○伊藤説明員 これは私が御答弁申し上げるのが適當かどうかわかりませんが、自衛隊の全部または一部の出動を内閣総理大臣が命ずることになるわけでございます。

○受田委員 防衛庁長官は防衛出動命令にどういう役割りを果たされますか。

○伊藤説明員 長官は、最高指揮官であります総理大臣に、情勢の判断に基づきまして意見を具申することがございます。また、命令を受けたときには、長官が命令を受けまして、これを幕僚長を通じて各部隊に命ずることになります。

○受田委員 国防会議に当然付議される事項ですが、国防会議で、つまり議員の一人が反対してもいいか、全員一致しなければならぬのか、事務局長。

○久保説明員 国防会議では全員一致を原則としたしております。したがうして、反対がない状態で可決されると思ひます。

○受田委員 原則であつて、例外があるかないかです。

○久保説明員 たしか国防会議の内規で全員一致ということになっております。そう思ひます。したがうして、例外はないと思ひます。

○受田委員 国防会議の決定に基づいてやる。閣議に諮らなくてもいいですね。国防会議の議を経ればすぐ発動できる。

○久保説明員 国防会議は内閣総理大臣に対する諮問機関でありますから、総理大臣に答申されるわけでありまして、しかし、事国会の御意見も伺うような重要な事項でありますから、私は、内閣総理大臣が単独でやられるのではなくて、内閣を代表した法的行為をおやりになるわけでありまして、内閣といいますが、閣議の決定を経て、その後、国会の審議を経るといのが手続であろうと思います。

○受田委員 法制局長官、内閣総理大臣は国防会議の議を経て、つまり諮問機関の議を経て、最後には閣議にかけてこの発動をするという久保事務局長の話です。内閣総理大臣とある。別に閣議を経てという意味ではない。内閣と書いてないのですね。内閣総理大臣とある場合には、内閣という形でなくて総理大臣の名前で出す場合に、閣議をしなれば総理大臣の発動にならないかどうかです。

○真田説明員 内閣総理大臣が防衛出動を発令する際に閣議にかけなければならぬという法律の規定はございません。ございせんが、やはり事の重大性から見て、これはもう当然閣議にかけて発令すべきものだというふうに考えます。

また、内閣の閣議付議事項というものが内閣部内で行くわけですが、いま手元に資料はございせんけれども、これは恐らくほかの付議事項と比べても決して劣るようなものではないので、こういうものこそ内閣の責任において閣議で決めて、そして内閣総理大臣の名前で発令するというのが筋道だろうと思います。

○受田委員 はつきりした規定がない。つまり閣議に諮らなくても国防会議に——国防会議の付議事項であることは法律にあるのです。これはもう当然やらなければいかぬですが、閣議にかけなければならぬ付議事項というのが内閣法のどこにあるのかないのか。法律の根拠が明確にないよう

なものを、重大だから閣議に諮るというような問題ではなくして、すべてこういう大事な問題は国防の法律の根拠でやるべきもので、これは総理大臣が発動することができるようになっておるのですから、非常に戦争好みの総理大臣であつたら、気に入らぬ国防会議の議員は処分してでもこれはすぐやるわけですよ。そのときに、閣議などのようなことをやる時間的な余裕がないというふうなときに、総理大臣が単独にやっても法規違反ではないということかどうかです。これははつきりしておいてもらいたいです。すべて国家の行為は法律を基礎にやらなければいけない。あいまいなことはいいけません。

○真田説明員 防衛出動の発令は内閣総理大臣の名前で行われるわけですが、その場合の発令権者である内閣総理大臣というその地位の性格は、これはもう総理府の長とか、あるいは防衛庁、自衛隊の最高指揮官であるというふうなことでなくて、恐らくこれは内閣の長たる内閣総理大臣というふうに読むのが正しいんではないかと思ひますから、なるほどそれは閣議にかけろという明文の規定はございせんけれども、それはやはりその事柄の性質及びいま申しましたその発令権者である内閣総理大臣の性格から見て、これはもう当然閣議にかけろべきものであるというふうに言わざるを得ないと思ひます。

○受田委員 そうしますと、閣議の全員一致した答えが出なければ、国防会議の方も閣議の方も通らないということですか。それでは、これはちょうど先般、解散詔書で答弁願つたように、一人の閣僚が反対すれば内閣総理大臣の防衛出動命令は発せられないとはつきり言うてください。

○真田説明員 閣議の決定に至るまでの手続については、これまで明確な法律の規定はございせん。ございせんが、閣議は全閣僚の全員一致で事を決めるというのが内閣制度ができて以来の長年のしきたりでございまして、だから全員一致で決定をして、そして内閣総理大臣の名前で防衛出動の発令をするという手順に相なります。

○受田委員 防衛出動命令という非常に重大な問題に、一名の反対閣僚があつても発動がでない、これは法律解釈として、自衛隊法の七十六条をそう解釈する。普通は内閣総理大臣が命令を出す。つまり内閣総理大臣というのは非常にえらくて、自分で何でもやるんだというふうな言いばつた悪い癖があるんですよ。いまのように、防衛出動命令は総理の自己の考えだけでとてもやれないのだ、閣僚が全部、そして国防会議の全議員が賛成しなければ発動できないとなれば、総理大臣もこれは余りいばれぬわけなんだ。そういうことをいまはつきり答弁をいただいたわけですよ。

そこで金丸先生、あなたは内閣総理大臣の指揮命令を受けられるわけですよ。あなたは、総理大臣があなたを抜きに自衛隊に命令を下すことができると思ひますか。自衛隊の行動に対して、防衛庁長官抜きにできるかどうか。

○金丸國務大臣 私は法律的に詳細をつまびらかに知りませんが、防衛庁長官を抜きにして命令を出すことはできない、こう私は思ひます。

○受田委員 内閣総理大臣は、三幕自衛官に対して命令を発する権限がある、防衛庁長官は内閣総理大臣の補佐官である、だから、総理大臣が自衛隊に直接命令を下すことが法的には可能ではないのか。内閣でもいいです。

○竹岡説明員 最高指揮官でございすけれども、防衛庁長官が内閣総理大臣の指揮監督を受けて隊務を統括するということになっておりますので、これは防衛庁長官を通じてでなければ指揮監督はできないと思ひます。

○受田委員 防衛出動命令を出すときに、いよいよやるその作業に移るとき、防衛庁が実戦部隊の指揮をとるのでございす、この実戦部隊に総理の指揮を受けた防衛庁長官が命令を下すときに、防衛庁長官が腹痛でどこかで寝ておる、旅行先で行方不明だ、こういうときにはだれが後を引き受けますか。

○金丸國務大臣 原則的に、防衛庁長官が行方不明ということはあり得ないと私は思つておりま

す。

○受田委員 いや、腹痛を起して便所がかんできて、非常に緊迫した状態の中でどこへ行つたかわからぬという場合、つまり、個人の自由というものもある程度あるから、防衛庁長官をみんなが終始監視して行方を明確にするわけにいかないことがある。そういう事故があるんですよ。事故があるときは代理ができるという法律の規定があるんですから、別に行方不明でわからなくてもいいんです。だから、長官が行方不明あるいは病等であつたときにはだれが代理しますか。

○竹岡説明員 これは先生もう御承知のとおり、国家行政組織法で、政務次官が「あらかじめその機関の長たる大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行する。」とありますから、大臣不在の場合には政務次官がやると思ひます。

○受田委員 政務次官もまた事故があつた場合にはだれがやりますか。一応そういうことがあり得るのです、事実問題として。その次はだれですか。

○竹岡説明員 その場合には、私は機を失せず内閣の方で長官あるいは政務次官を——二人ともいない場合ですか。

○受田委員 そうです。両方ともいないのです。

○竹岡説明員 これは……

○受田委員 いや、そういうことがあり得るので、大体順番をつけておかなければならぬです。序列はどうなつていますか。

○竹岡説明員 これは防衛庁という組織におきましては、やはり長官ないしは政務次官だけだと思ひます。

だから、その場合にはもしだれもない——これはわれわれが常に十分連絡をとる措置をとつておかなければならぬわけでありまして、大臣あるいは政務次官以外にはその命令はできないわけでございます。

○受田委員 それだけ明確になつてきておればこの指揮、権力団体の最高のものでございすから、しつかり筋をつけないければならぬ。

そこで、防衛出動命令の前に奇襲が行われて、ある特定の国から反乱軍みたいのが自分の国の命令に反して日本を襲いに来るといふような場合もあるし、局地的な侵略があったときに、栗栖発言の問題にちよつと触れるのですが、奇襲があったときに正当防衛及び緊急避難において現地の部隊に武器の擁護その他をちゃんと平素から訓令がしてあるということでしたね。

○伊藤説明員 いま先生おっしゃいましたその奇襲ということの内容でございすけれども、反乱軍が来るとかどうとかいうことではございせんけれども、御承知のように航空自衛隊は領空侵犯措置という任務を平時から持っているわけでございす。したがって、その領空侵犯機に対しては、識別をした上、退去を命じたりあるいは着陸を命じたりするわけでございす。その際に、正当防衛あるいは緊急避難という際には武器を使用することができるといふことで、そのことは内訓で指示してあるわけでございす。

○受田委員 栗栖発言で私、当然栗栖発言がなくとも、その奇襲を受けたときに、ある国のお国の精神、外交方針に反して、外交方針に憤りを感じた一部の部隊などがやる場合が起こることも、われわれは可能性の一つとして考えていいと思うのです。そういうものがやってきた、空襲してきたというときに、現地における自衛官は当然正当防衛あるいは緊急避難の措置によつて殺しに来るやつをこちらから反対に殺していいわけですね。黙ってすておろすのかどうか。長官、どうですか。命令を下すまでに奇襲を受けた現地の自衛官には無抵抗でその場で死ぬ、こう言うのかどうか。命令下達の際の栗栖発言の問題、これは大事な問題でございすからどういふことを、命令が出るまでは黙ってそのまま死んでもがまんせよということになっておろすのかどうか、あるいはほかの対応があるのか。

○真田説明員 防衛出動が発令になる前にそういう奇襲があった場合にどうなるかということなんですが、そういうことがどいあるかどうかどうか私

よくわかりませんが、理論上の問題として、そういう場合には防衛出動の発令がまだないわけですから、自衛隊法の七十六条が予想しておるような武力の行使はできない。しかし、何にもできないのじゃなくて、正当防衛、緊急避難の要件に該当する場合には、その一人一人の隊員は当然それは自己の生命を守らなければならぬわけですから、相当な範囲内で、つまり過剰避難とか過剰防衛にならない範囲内で防衛行為をとることはもちろん可能であります。

○受田委員 防衛庁長官、過剰防衛にならぬ範囲内で現地自衛官が生命を守るために敵に対して自己の生命を守る行為に出る、武器を使つてもいい。その場合は武器を使つてもいいのです。それは正当防衛の手段として武器を使つてもいいのです。そういうことです。

それに対して、長官、大変重要なポストにいらっしゃるのですが、防衛出動命令が出るまでは自衛官は黙っておらなければいかぬという御見解のようですが、真田長官の正当防衛、緊急避難論で生命を守るために行動することは認めるべきだといふこの理論に御賛成かどうかです。

○金丸國務大臣 その問題は栗栖統幕議長を超法規行動という問題と関連のある問題だと私は思います。いま自衛権の問題で過剰な防衛でない限りは、正当防衛である以上、こういう法制局長官のお話もありました。この奇襲という問題あるいはわが国ヘゲモリみたいなのが上陸してきたような場合、その対応は非常にむづかしい、考えなくてはならぬ問題だ。一発の銃声によつて国民のコンセンサスも得ずにやることは果たして適切であるかどうか。私はそのためにいわゆる有事立法あるいは戦略、あるいは奇襲といふものが絶対にないような情報網の完備とかレーダーの完備をして、奇襲をならしめるために研究をされ、こう言っておるわけでありす。その研究をやれ、という中で栗栖君もその一員であり、そういうものを研究する。栗栖君の言わんとする心情、私はよくわかります。わかるけれども、あの立場であのような

発言をするのは非常に国民の誤解を招く。法を無視してもよろしいというような考え方は、健全な自衛隊が国民に誤解され、国民の負託にこたえられない。そういう意味で心情はわかるけれども、栗栖君のあの立場であのような発言は誤解を招くという考え方で私はおるわけでありす。

○受田委員 法制局長官の理論は正当防衛でいくのですから、生命の危険にさらされた者がそのまじつとすておれと防衛庁長官がおっしゃつても、それは事実問題として排除しないわけにいけません。住民だってこれに抵抗しなければいかぬ。第一線の警察官はそのときどうなんですか。国民の生命、身体を守る警察官こそ自衛隊の命令がなくても暴徒が来たらばつと出ていかなければならぬ。警察官はそれとどういふ仕事になるのですか。警察御出身の官房長から御答弁いただきたい。それは警察官を動かすのです。

○竹岡説明員 警察官も国民の生命、身体を守る義務がありますから、当然国民の生命、身体を守るために警察官も恐らくやるだろうと思ひます。

○受田委員 そうです。

そうすると防衛庁長官、奇襲があつて防衛出動命令が出る前にすでに警察官も奇襲部隊を徹底的にたたき、それから自衛官もその場で正当防衛でやる、別に栗栖発言がなくても現実に命令が出るまでの間にはちゃんと法規に基づいた行動ができるのでございすから、栗栖発言の超法規の行動は、防衛命令が出る前は現在の法規で現実に行けるじゃないかと栗栖君を説得すればいいじゃないですか。それで解決する問題です。

有事立法というのは、例の百三条の具体的な政令をびちつと出せば有事立法でございす。そして各省にまたがるいろいろな法規を整備すれば有事立法ができるのだといふのであつて、栗栖発言のよいうな、防衛命令が出る前に超法規行動をするといふような発言をさせぬでも、正当防衛論と警察の協力、住民の立ち上がりで十分現地でいくじやないですか。栗栖発言は必要じゃなかった、私はさうに思ふのです。法制局長官、どうですか。

○真田説明員 警察官の職務なんですが、警察はなるほど国民の生命、身体、財産を守る責務を負つていすけれども、これはいわゆる警察活動なんです。そこで、外敵が来た場合にこれを排撃するのは警察活動というのじゃなくて、いわゆる国権の発動としての防衛活動なんです。だからこれは防衛庁、自衛隊の任務であつて、敵が侵略してきて、それを排撃するのは、自衛隊がその衝に当たるべきなんです。それは防衛出動の命令がなければ、自衛隊はそういう七十六条に言つていふような武力の行使はできないわけなんです。じゃ、できないときに警察がかわつてやるかと言え、それは私は警察の職務ではない。だから、敵が侵略してきて非常に混乱状態になった、そこで住民を避難させるとかそういうことを警察はやりませんが、ピストルをもつて敵を排撃するという職務はどうも警察ではないんじゃないかといふふうに考えます。

○受田委員 私は一時間二十五分をこの間申し上げておつたので、これは二十分に切り下げられていすのですが、だから二、三分はどいたたきます。先生、一時間二十五分、この間申し上げたとおりお願いいたします、もう二、三分。

非常にこれは大事な問題を法制局も防衛庁もちよつと混同してゐるのですが、そういう奇襲があつたようなときにこそ皆が立ち上がったことを排除するのであつて、自衛隊はじつと黙つてそれではまんじないといふわけにはいかぬ。自衛隊だつて自分の生命を守るために、また当然の任務で、その周りの住民を殺しに来ればまたそれを殺さなければいかぬわけなんだ。そういう行動をすることは栗栖発言がなくとも当然やれる行為である。だから余りむづかしく考えぬでもないんだ。むしろ防衛命令が出た後の百三条の具体的な規定を設けていけばその有事立法というものは解決するのであつて、超法規行為であるといふ、奇襲から命令が下されるまでの間の問題はいま議論したところで片づくと思ふ。

長官、そういう意味で、軽く、この問題は余り

徹しく考えぬで、栗栖発言というものを余り深刻に考えなくても、シビリアンコントロールに違反する点、私は栗栖君の発言を聞いていて、あなたと同じように危険を感じておるんだが、彼の心情は、そういうことば詰まるときにわれわれがやらなければいかに気持があるんだということ、何とか法規で適当な措置をつくってこれという要請であったと思うわけですから、われわれはそれにこたえて、こういうときには防衛命令が出るまでは現地で正当防衛論で処理せよ、こういうところで片づけておかねばよい。

最後に一言。長官、制服とそれから内局、どうかひとつみっちり連絡を取り合つて、シビコンがしっかりと成り立つように、国防会議などもっと強大な付議事項もふやして、最後は国会が処理していくというふうなことを守るために、防衛庁長官のごく近くへ、五階の統幕議長の部屋を事務次官、政務次官の隣ぐらゐまで持つてきてあげて、何回でも内局と制服が防衛庁長官のところへ公平にいろいろと報告に行く、指示を受けるというようにしてあげることが、長官としては、両方を握る、両輪をつらばに果たすその大役を果たさると思つてです。そういうところを今後御工夫をいただきたい。部屋の割り振り等も考えて、制服のふんまんを抑えると同時に、内局がシビコンをつらばに果たせるような強力な長官として任務を遂行していただきたい。それに対する決意を表明していただいて、私の質問を終わります。

○金丸國務大臣 貴重な御意見を拝聴いたしました。しかし私は、制服、内局、できるだけ融合していくというふうなことを考えて、やはり幹部会も毎週金曜日にやっております。また、月に一回統幕議長あるいは三幕の幕僚長を入れて、昼食会をしなからいろいろ話をします。また、私のところにも外から面会人も相当あるわけでありまして、仕事に優先だということ、仕事の相談があるときはお客さんが来ておつてもそれは後回しでよろしいというふうなことをやっておるわけでありまして、なかなか人員も多いことでありまして、話を

したいという人もいままでのしきたりがいろいろあるようでありまして。しかし私は、努めて融合していくようなことを、今後とも最善の努力をいたしたい。

○村田委員長代理 松本善明君。

○松本(善)委員 有事立法の問題がいま大変大きな問題になっておりますが、先ほど伊藤防衛局長、有事立法の問題を日米防衛協力小委員会、直接は関係がないけれども、出てくることもあるという趣旨の答弁をされました。これはまさに、日米防衛協力小委員会はこの有事の問題を二年前から詰めておるわけですから、そういうことも当然出てくるのではないかと思います。先ほどの説明でいきますと、もうガイドラインの原案をまとめている段階ということでありまして、この関係ではもうすでに出てきておるのではないかと。出てくることもあり得るということ、もう出てきたということの趣旨を話されたのかどうか。出てきたとすれば、どういうことが出てきたのか。そのことを説明していただきたいと思つてます。

○伊藤説明員 実はそのガイドラインをいま防衛協力小委員会の委員によつてまとめておりますけれども、この段階では出てきておりません。私どもが考えておりますのは、これに基づきまして今後それぞれ計画をつくる段階において、あるいはあるのかなという感じがするわけでございます。ガイドラインというものは、いままでも総論として申し上げましたように、日米両国はそれぞれの指揮系統を別にして共同対処をするというふうな条件、それから日本は憲法を前提にしたいというふうな条件がございますが、そのもとに行動するというふうな条件、そういうふうなことがガイドラインの中心になっておりますので、具体的にその行動そのものというものが入っておりませんので、いまの段階ではわかつていないわけでございます。

○松本(善)委員 報道によりますと、今後は安保条約の六条に定めた極東の安全維持のための自衛隊の協力関係、これを協議していくということ

日米双方が確認をしたということが報道をされておりますが、これは事実でありますか。

○伊藤説明員 日米防衛協力小委員会というのは、日米が防衛協力をするための研究協議でございます。したがって、その自衛隊と米軍だけの問題に限ってはいないわけでございますので、自衛隊と米軍との共同対処というのは、いわゆるその第五条の関係でございます。しかし、広い意味での日米間の防衛協力のあり方といたしましては六条の関係もあるわけでございますから、その場合の協力のあり方というものが研究してまいりたいと思つておるわけでございます。しかしながら、六条におきましては、自衛隊と米軍の直接の協力関係というものはまずあり得ないというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 まず六条に於ける協力はあり得ないということでありまして、自衛隊が極東の安全の維持のためということで自衛以外の目的で行動するということは憲法上許されません。だから、あり得ないというよりも、やつてはならないことだ、こういうことではありませんか。

○伊藤説明員 ただ、この第六条の場合に、基地の提供の問題なんかがあるわけでございますが、現実にはたとえば現在自衛隊が使っている基地なんかを提供するというようなことの政府の御決定がございまして、たとえば基地の管理の問題なんかから、自衛隊の部隊もそこに在るわけでございます。現在のいわゆる共同使用しているような形の場合があるのかというふうな気もするわけでございますけれども、具体的にそこまでの研究は進んでいないわけでございます。

○松本(善)委員 基地提供の問題は、前にも防衛局長答弁をしておりますけれども、これは自衛隊の基地のままだということですか、それとも米軍の基地としていままでの自衛隊の基地を提供する、こういう意味ですか。この根拠、手続その他、話してほしい。

○伊藤説明員 これはいろいろな場合があると思つておりますけれども、現在も共同使用というふうな形

で米軍の基地を自衛隊が使わしてもらつてゐるところもございまして、また自衛隊の基地で米軍がいわゆる一時的に使用するというようなこともあるわけでございますから、いろいろな場合があるかと思つておりますけれども、そういう点も研究していかなければならないかというふうなことを考えておるわけでございます。

○松本(善)委員 そうしますと、自衛隊と一緒にやるということになると、油だとか弾薬とかそういう補給ですね、あるいは労務の提供、そういうふうなことで米軍に自衛隊が協力をするということとはあります。これは、私はこの六条でそういうことは許されないとありますが、どうですか。

○伊藤説明員 その場合に、直接自衛隊と米軍がその六条のもとにおいて協力関係ができるというふうには考えておりません。

○松本(善)委員 それでは何いいますか、防衛協力小委員会の第一回から五回までの会合について外務省が公表した討議内容がございまして、その中で各三つの部会、先ほどから問題になっている作戦部会、情報部会、後方支援部会、これが協議する研究、協議項目がございまして、この後方支援部会における協力の最後の「平時からの後方補給面における協力の関係」というのが入つております。この「平時」というのは、安保条約で言うならばいわゆる六条の段階だということに思つていますが、そうでしょうか。防衛出動との関係ではないわけだから、「平時からの」と言うかというふうなことになると思つておるんですが、もし違ふと説明してもらいたいと思つておりますが、「平時からの後方補給面における協力の関係」というのは、これは六条の段階のことではございませんか。

○伊藤説明員 これは六条関係ではございせんが、平時から、たとえば後方補給についてお互いが情報交換をしておくとか、たとえば五条で協力をする場合に、自衛隊側としてはどういふ後方補給というものを期待するのか、あるいは米側はどういうものを期待するのかというふうなことを、平時からお互いに協力し合つて、それぞれの計画

の中に持っておきたいということでございます。

○松本善委員 それと関係をして、私は大要大事な問題がいま起こっていると思ひますのは、沖縄駐留のアメリカ空軍第三一三師団、第一八戦術戦闘航空団の司令官を兼任しておるバクスター少将、この人が離任に先立つての記者会見で、アメリカ空軍と航空自衛隊との協力関係について、双方の指揮系統の統合が双方の指揮官と参謀が日常的に一緒に仕事ができるようにするためにきわめて優先的に行われるべきであるということをおっしゃったということでございます。アメリカ空軍と航空自衛隊との指揮の統合ということが話されたということでございます。これはきわめて重大なことだと思ひますが、そういうような問題が防衛協力委員会でも問題になり得る可能性がありますか。また、このバクスター少将の発言についてどう考へているか、見解を聞きたいと思ひます。

○伊藤説明員 このバクスター少将の会見の内容を詳しくは存じておりませんが、いわゆる米空軍と航空自衛隊が同じ指揮系統で行動するというようなことは、私も全く考へておりませんが、これは航空自衛隊が発足いたしましたからの一貫した考へ方でございます。

したがいまして、この指揮系統の統合というのがどういふ意味かわかりませんが、たとえば御承知のように領空侵犯の措置がありましたときに、かつて航空自衛隊がまだ十分な力を持てないときに在日しておりました米空軍が、この領空侵犯措置で協力をするという時期がございました。この場合も指揮系統はちろん別々でございました。したがいまして、航空自衛隊がレーダーサイトの運用に当たりました際にも、この米軍の連絡官がそれぞれのレーダーサイトにおりまして、米軍機についての指揮というものはその連絡官を通じて行われておったということでございます。すので、いまこの本土におきましては米軍の要撃部隊というものがおりませんので、そういったものも現在おりませんけれども、実際に有事の際の防空作戦をやるときには、そういった形で指揮系

統を別にして作戦するわけでございます。しかし、その場合に、やはりお互いに意思を疎通し合ふということが重要だということは、これは当然なことであらうと私は考へておるわけでございます。

○松本善委員 作戦、情報、後方支援ということ論議をされておるので、情報ということでお聞きしたいのですが、このP3Cの導入を決定しましたが、P3Cで得た情報を六条のもとで米軍に提供するというようなことは絶対ありませんか。

○伊藤説明員 この情報の交換というのは、いわゆる日米安保体制におきましてはお互いに常時交換しているわけでございます。したがいまして、必要な情報というものは平時から交換をいたしておりますが、六条のもとでどういふ情報を交換するのかわかりませんが、通常やつております情報交換のほかに、特に六条のもとにおいてやるといふことは考へていないわけでございます。

○松本善委員 これはなかなか大事な問題で、六条というアメリカ軍が戦艦に入っているという場合ですね。その場合にP3Cがいわゆるアメリカの敵艦に当たる軍艦の原子力潜水艦などの情報、そういうものを提供するということになれば、これは事実上の参戦ということになりかねないと思ひます。そういう意味でP3Cの得た情報というものを六条のもとで提供するということはあるのかどうかという、私はやつてはならないことだと思ひますけれども、どうかということをお聞きいたします。

○伊藤説明員 この六条の関係によりまして、いわゆる米軍が戦艦を行なつておる場所にもよると思ふのでございますけれども、この情報の交換というものは平時から行つておりますので、六条のもとで特に何をやるか、六条だからこういうものが必要だということになればそれを直ちにやるといふことはなと思ひますけれども、情報というのは常時交換をいたしておりますから、六条とかそういう関係なしに行われているのが通常でございます。

○松本善委員 端的に聞きましょう。

原子力潜水艦の所在についてのP3Cが探知した情報、これは六条のもとで提供するので、か、しないのですか。

○伊藤説明員 六条で米軍が行動するために私どもの情報をとっているわけではございませんので、私どもは、私どもの日本の防衛に必要な範囲でその情報をとっているわけでございますから、六条の要請のもとに出すということはございせん。

○松本善委員 ややあいまいですけども、一応その答弁を伺っておきましょう。

防衛庁長官に伺いますが、いま共同作戦の問題について防衛協力委員会が日米共同作戦の問題についてずっと二年間詰めてきておる。それは六条との関係でもきわめて日本の安全にとつては、朝鮮の事態に日本の国土が巻き込まれるかもしれないという、これは日本の国民にとつては重大な安全の問題なんで、聞いてきたわけですが、そういう状況の中で、私は、防衛庁長官がすでにこの委員会でも朝から問題になっております日台韓運命共同体という発言をしたということはきわめて重大な問題だ、こういうふうにお聞きします。しかしこれは長官は取り消して、いまの御答弁では、この地域の問題が日本の安全、運命に影響が大きいという趣旨のことを言つたつもりなんだ、そういう真意なんだというふうに言われましたけれども、私の考へでは、福田内閣自身がやはり日米韓軍事一体という考へで政策を進めておるのではないかと、このように思ひます。これは単に防衛庁長官だけの問題ではなく、やはり福田内閣全体の問題であらう、改めて総理出席の場合などに追及したいと思います。

そこで聞きたいのは、この朝鮮との関係で防衛庁長官もこういう発言をされたわけでありまして、この朝鮮半島の問題というのが日本の安全にとつてはどういう意味からしてもきわめて重大な関係になつておる。防衛白書も、今日、世界で最も軍事的な対立と緊張の激しい地域となつてい

るということを述べておりますし、それから伊藤防衛局長も、「朝鮮半島で紛争があつた、それが日本に対して紛争が及んで、日本が直接攻撃を受ける」というような事態になれば、やはり自衛隊の行使というのはいわゆる日本の自衛隊が行動するということが起こるということを六月六日の衆議院の委員会でも答弁をしております。

また、ことしの三月まで西部方面の総監をやつていた塚本勝一氏が「朝鮮半島と日本の安全保障」という本を出しました。その中で、「日本が万一侵略されるようなことがあるとすれば、朝鮮半島がこれに何らかの関連を持つてゐるのであることは、疑問の余地がない。一方、わが国は、ソ連のような超軍事大国と戦争するようなことは考へられないので、わが国に波及する紛争は、朝鮮半島により大きく関連していることとなる」とみるべきであらう。」ということをお述べしております。

私は、このいふゆる有事というのとは実際の場合にどういふふうになるのか、現在考へられるのはやはり朝鮮半島の紛争との関係で起る、こういうふうになるのが当然ではなからうかと思ひますが、それについて防衛庁の見解を聞きたいと思ひます。

○伊藤説明員 私どもは、有事、日本に対する侵略が行われる可能性をいたしましたは、どこを特定しているというわけではございません。しかし当然のことながら、日本の周辺諸国の中で日本の領土に近接しているところの紛争が起きた場合に、あるいはまたそういう国々が日本に対して侵略の意図を持った場合に、侵略として起る可能性というものは重視しているわけでございます。したがいまして、幾つかの場合を想定いたしまして毎年の年度の防衛計画におきましてその対処というものを研究いたしております。その中できわめて近い朝鮮半島の問題というものも考へておることは事実でございます。

○松本善委員 これは朝鮮半島の紛争に米軍が日本の基地から出動していく、こういう事態との

防空作戦をやるときには、そういった形で指揮系

統を別にして作戦するわけでございます。しかし、その場合に、やはりお互いに意思を疎通し合ふということが重要だということは、これは当然なことであらうと私は考へておるわけでございます。

○松本善委員 ややあいまいですけども、一応その答弁を伺っておきましょう。

防衛庁長官に伺いますが、いま共同作戦の問題について防衛協力委員会が日米共同作戦の問題についてずっと二年間詰めてきておる。それは六条との関係でもきわめて日本の安全にとつては、朝鮮の事態に日本の国土が巻き込まれるかもしれないという、これは日本の国民にとつては重大な安全の問題なんで、聞いてきたわけですが、そういう状況の中で、私は、防衛庁長官がすでにこの委員会でも朝から問題になっております日台韓運命共同体という発言をしたということはきわめて重大な問題だ、こういうふうにお聞きします。しかしこれは長官は取り消して、いまの御答弁では、この地域の問題が日本の安全、運命に影響が大きいという趣旨のことを言つたつもりなんだ、そういう真意なんだというふうに言われましたけれども、私の考へでは、福田内閣自身がやはり日米韓軍事一体という考へで政策を進めておるのではないかと、このように思ひます。これは単に防衛庁長官だけの問題ではなく、やはり福田内閣全体の問題であらう、改めて総理出席の場合などに追及したいと思います。

それに対する反撃として日本が攻撃をされるというようなときもやはり有事になるのですよ。そのときに朝鮮戦争反対ということを考える人は当然にありません、それから戦争反対というのはいくらも話なんですか。だから私は聞いたわけですが、質問として聞きたいのは、この百三条の二項について罰則をつけるということを研究しているのかどうかということとを端的に答えてほしい。

○竹岡説明員 先ほど言いましたように、同種の法規で災害救助法では罰則がございます。これには罰則はありません。それについて罰則を設けるか否か、私はできる限り国民挙げて応援していただくであろうという感覚を持っておりまして、罰則がなくてもいいんじゃないかと思っておりますが、まだ結論は出しておりません。今後の検討にまわしたいと思います。

○松本(善)委員 元陸将補の宮崎弘毅という人がことしの「国防」の三月号から「防衛二法と防衛負担、一般法令に対する適用除外等」という論文を発表しています。

その中で「昭和二十八年一月保安庁第一幕僚監部は「保安庁法改正意見要綱」を保安庁長官に提出した」ということが述べられております。そしてその中には「非常緊急立法を別に定めること——出動の場合必要とする非常戒厳、非常時徴発法等またはその他の国内法の適用除外、特例あるいは特別法については非常緊急立法として別に定めること」ということがあります。そして「防衛出動における徴発法その他必要とする特別法については、政治情勢上提出せず、非常緊急立法として、別途研究するものとしたのである。」というようにあることがありますが、これが結局自衛隊法百三条には実らなかったわけですね。それは「災害救助と異なり、防衛目的のための従軍命令に違反する者に刑罰を課することが「憲法十八条、いわゆる苦役に従事をさせられない」ということ、それから三十一條、いわゆる法定手続、正当手続の問題に「関連し可能であるか否かの問題について結論にいたらなかったためであった。」これは戦争放棄をしてい

る憲法のもとで戦争に協力をし、それに協力をしなければ処罰をされるというようにことになる。それが憲法十八条、三十一條、当時も当然に問題になったと思うのですが、これはどういふ許されないとどう思うのですけれども、現在の防衛庁の見解を聞きたい。

○竹岡説明員 いま先生の御指摘のことは百三条の罰則に限っての話でございましょうか。

○松本(善)委員 そうです、いま聞いていた点は、それと同時に、ついですが、この「国防」に出てくるこういうことがあったのかどうかという点について伺いたいと思っております。

○竹岡説明員 まず最初に、この「国防」に出てくる、当時第一幕僚監部ですか、からこういふ要綱が出たということとはわれわれも一応聞いております。この実物は残っておりませんが、この宮崎さんの本でわれわれも勉強したわけですから、これも、こういうことがあったようでございます。

それと同時に、その罰則をやる苦役になるか云々という問題で、憲法上おかしいという話がありまして、これはわれわれ今後勉強していきたいと思っておりますが、この業務従軍命令は医療、土木工事等、そういう業務に携わっている者が同種の業務に都道府県知事のあれによってつくわけですから、一概に苦役という言葉には私は当たらないと思っております。しかし、要するに罰則までつけて担保しなければならぬかどうかというようになるとなると、今後の勉強にまわりたいと思っております。

○松本(善)委員 いま読みました「国防」三月号にも、戒厳という問題が当時、自衛隊法ができたときに問題になったということがありましたが、例の三矢作戦ですね。この委員会でも再々問題になりました。この三矢作戦では戒厳の問題が入っております。戒厳というのは、平時の法体系を覆すことになる。これは憲法の秩序に反するわけですから、先ほど来この問題について質問をされますと、憲法の範囲内という回答が出てくるわけでは

すけれども、私は、日本国憲法のもとで戒厳ということとは考えられない、戦時だからといってこの憲法の諸権利を侵すようなことはできない、それが戦争放棄をした日本の憲法の特徴だということに思いますが、その点について、憲法の範囲内で考えているというように抽象的な回答ではなくて、戒厳というものを考えているのかどうか、それが許されると考えているのかどうか、その点をばっちりお答えをいただきたいと思っております。

○竹岡説明員 戒厳というのは、軍事のもとに行政あるいは司法というものを支配するのが一つの戒厳というように言われておりますけれども、そうしますと、まさに現行憲法の三権分立あるいは特別裁判所を設けないとか、そういった憲法の規定がございまして、現行憲法では戒厳令ということとはあり得ないと思っております。もちろんソ連やその他の憲法で戒厳令を決めておるところもありませんけれども、それは、もし必要ならば憲法を改正しなければならぬ問題だろーと思っておりますが、これはわれわれの研究の範囲外でございまして、少なくともわれわれの研究が憲法の範囲内でやれという命令を受けております以上は、現行憲法に反するような戒厳という制度をわれわれの研究対象にはしておりません。

○松本(善)委員 「日本の防衛戦略」という自衛隊を退役した将官などが書いたものがあります。そこで石炭という人が言っているのは、こういう非常事態には、隊員を確保するための募集制度、軍刑法的な特殊刑法及び裁判、治安を維持し得るような法体制、それから物品の徴収権限の問題、国民の不動産の徴収の権限の問題、輸送とか民間の通信、航空の有効な統制の権限に関する問題、海運統制の問題、民防組織の問題、こういうようなことが必要だ、こう言っています。これは全く恐ろしい、憲法体系に対する挑戦だと思っておりますけれども、こういうことは許されない、こう言っているのですか。

○竹岡説明員 われわれの有事立法の研究の一つの基盤としておりますのは、こういった有事の場合には、各行政官庁はもとより各地方自治体、国民の協力があるだろうということを前提にしての有事立法の研究をしておるわけでございます。ただいま挙げられました中に、明らかにいまの憲法秩序を超えるもの、戒厳令、そういったもの、あるいは従来から徴兵制度というようなものも現行憲法上問題があるということで、憲法を超えるものとして、われわれは考えておりません。ただし、土地の収用なりあるいは物資の収用、こういったようなものは現在の百三条でも収用とすることができるところから、直ちに憲法秩序に反するとはわれわれ考えておりません。しかし、これをどこまで、どのような範囲まで広げることかというところは今後の勉強にまわりたいと思っております。

○松本(善)委員 竹岡官房長は四月十一日に参議院内閣委員会で有事立法の内容を聞かれて、自衛隊を優先しなければならぬという趣旨の答弁をしました。これは一体どういうことですか。国民の権利に自衛隊を優先させるといふことですか。どういふ意味を言いたかったのか、答弁をしていただきたいと思っております。

○竹岡説明員 この有事は、わが国に侵略があった場合、まさに国民の命が緊急事態に入らなければならない。そういった外敵に対して、恐らく私は、多くの国民、ほとんど全部の国民の皆さんは、このためにこそ自衛隊があるわけでございますから、自衛隊にしっかりと、早く行って戦え、というような国民の多くの激励があると思っております。

そういう場合に、自衛隊早く行け、何をおいても飛んでいけというようになるとなると、やはり交通関係その他につきまして、他の車両よりも自衛隊の車両が早く行かなければ、これは国民の負担にたえられないというように意味で、この狭い国土で戦います場合に、自衛隊の行動につきまして、他の活動よりも、戦うためには優先的にやらせろという、恐らく国民の期待があると思っております。そういった意味のことで勉強していき

たいというように申し上げたわけでございます。
○松本(善)委員 伺っておきますが、先ほど来申しましたように、一般的に日本が侵略されるというようなことではないのです。現実の政治情勢の中で見た場合には、朝鮮との関係で考えられるのです。それは朝鮮戦争、侵略戦争反対だというような世論が起ることも十分にあるのです。ですから、竹岡官房長が言っているようなぐあいには、はいかないということだけ言っておきます。
と、答弁としては聞いておきます。

ところで、法案の提出問題であります。官房長官は、これは通常国会にも提出するということをお願いしました。ところが、先ほど金丸防衛庁長官をしたのです。官房長官、一体どうしますか。
○安倍(善)委員 私は、通常国会に提出するということはおっしゃっていません。これはいま防衛庁から盛んにお話があったように、いま研究しているわけですから、その研究成果を見た上で取り扱っていくについては考慮しなければならぬわけで、立法化の方針、内容、時期等がすでに決定されておるといふことではございません。

○松本(善)委員 それではもう少しはっきり言います。秋の臨時国会の問題にはならない、通常国会とはつきり言っているわけではないが、なるべく早く成案を得て国会に提出したい、こういうことですか。いまの話では、まだ研究段階のような話ですけれどもね。どうですか。
○安倍(善)委員 いま申しましたように、はつきり言える段階でなくて、いま検討している、検討して成果が出なければ、これはいつ国会にかけるかというところは言えないわけですから、まだそこまで成果は出てない、こういうことです。

○松本(善)委員 竹岡官房長は、やはり四月十一日の参議院内閣委員会、これは一日で有事立法の法律が上がるのじゃないかというぐあいの自信を持っています。この答弁をしました。これは私は大変な答弁ではないかと思うのです。三矢作戦では、御存じのように、二週間で七十七件から八十七件の法案を委員会審査も省略して上げてしまふというところが出ておまして、これは大問題になりました。一日や二日で有事立法を上げるというものは、これはまさにクーデターですね。私は大変なことだと思うのです。こういうような答弁をするということを一任防衛庁長官は認めますか。
○竹岡(善)委員 これは、私がそういうように発言いたしましたのは、わが国が有事に陥った場合に、これは本当に大変なことになる。この狭い国土で国民の命を守るために必要な法律と支援されるであろうという私の期待を込めて言ったわけでございます。現実にはそういうこととはあるべきではない。有事立法というのは大それた問題でございます。当然政府の責任におかれまして立法手続をとりまして、国民の代表であります国会でこれは十分の審議をされまして、そうして国民の大方の支援、国会議員の皆さん方の支援によつて、そういう有事に備えて通るべき法律だと思つて、立法手続をやつておりました。先ほど御指摘の点は、私はそういう国家的に非常に大事な法律だから恐らく御支援があるだろうという期待を込めて言つたことではございません。この発言は私も不適当だと思つて、この大騒動になったのです。一日、二日であつた不適当だと言つたわけでも、はつきり男らしく取り消したわけでも、ありません。私の期待を込めて言つたわけでございますが、これが事実的にとられてはいけません。このこととありますなら、私は取り消したいと思つておきます。

○松本(善)委員 それから、こういう研究段階でも、三矢作戦でもそういうことがあつたし、官房長も取り消しはしたがそういう発言もしたので、国民は非常な不安を感じるのです。私は、こういう立法そのものは反対ですけれども、研究内容そのものを公表すべきだと思つておます。そして、国民の批判の前にさらすべきだ。こういうふうにするお考えはないか、防衛庁長官に伺いたいと思つておます。
○金丸(善)大臣 現在、たたき台をつくりつつあるという、つくりつつまで行つていないと思つておます。私が先ほど申し上げましたように、いわゆる平時、皆さん頭のクリアなとき、かつかと思つたときでないとき、こういう問題を十二分に国会で御審議をいただくことは必要だ、まさにそれがシビリアンコントロールということにもなると思つておます。そういう意味で、たたき台ができておます。その問題等を十分に審議してもらつたというふうなことになる。今後ともそのような考え方で進んでいきたい、こう思つておます。
○松本(善)委員 長官、私の申し上げているのは、それは法律ですから、国会へ出さなければならぬのは当然ですけれども、そうではなくて、研究段階でやはりこういう研究なんだということ公表すべきではないか、こう言つておます。どうですか。
○竹岡(善)委員 この有事立法の研究は、先ほど言いましたように、防衛二法以外のほかの諸官庁のいろいろな各種法律というものが、有事の場合に、われわれの方に適用除外とかいろいろなそういう措置が必要ではないか、そういうことについて研究でございます。これは、本来恐らく政府の高度の政治的判斷で、いよいよもし立法手続をとるようになつたならば、いよいよ立法手続には、恐らくその所管官庁が防衛庁と協力して、その中心になつて、それぞれの法律について立法手続がとられるであろう。あるいは、法制局はもちろんのことでございますが、そういうことにならうと思つておます。
われわれは、そういう意味では他の官庁所管の法律につきましても、防衛という立場から、自衛隊に対してどういった適用除外ができるであろう

かどうかというようなことの研究をするわけでございまして、それでまだそういう立法手続という判斷が、高度の政治的な内閣レベルの判斷がない事態において、これこれの法律はこう直るのだ、こう改正するのだということは、他の諸官庁の立場もありまして、またそういう立法手続をとる段階でもございせんので、防衛庁としては、あんまり自分の考え方だけで言うのはいかなものかと思つておます。しかし、こういう考え方でおりますとか、あるいはこういうような概括的なわれわれの考え方という場合には、その場合において私は皆さんの御審議を仰ぐことも必要であらうか、このように思つておます。
○松本(善)委員 やはり有事という問題を考えます場合には、私は再三申し上げておます。朝鮮で米軍が戦争をするというときに、日本が戦禍に巻き込まれないというところが、最も重要な日本の国民の安全を守ることに思つておます。そういう意味で、その有事立法を考へるというよりも、日本の外交方針、政治方針そのものの問題だと思つておます。これはなかなかこの一回の審議では終わらないと思つておます。いまの問題はこの程度にして、官房長官に靖国神社の参拝について伺いたいと思つておます。
再々問題になつておますので、ダブらないようにして伺いたいと思つておます。官房長官参拝に行かれたわけですが、これはやはり識者のいろいろな批判が大きいのです。憲法との関係の問題ですが、やはり太平洋戦争が侵略戦争だということについての反省がないのじゃないか。これは、この靖国神社は、戦前陸海軍両省の所管で軍国主義の精神的支柱の一つとなつたわけですよ。天皇のために死ぬというものが、軍人としての誇りなんだ、そういうことの象徴としてあつたわけでしょう。そういうところへ、だからこそその憲法との関係もあつて、公的な形で参拝をしてはいかぬ、そういうことになつておます。盛んに公人としてやつたのではないのだと言つて弁解をし

ておられるけれども、私はあなたに伺いたいのは、なぜ公人として行つてはいけないということになつておられるのか、あなた自身この太平洋戦争についての反省をどう考えておられるのかということについて、あなたのお考えを伺いたいと思うのです。

○安倍国務大臣 靖国神社の参拝につきまして、もちろんこれは私人として行つたわけでありまして、私は私人なりに、松本さんもそうでありまして、私もいわば戦中派で、大戦の惨禍というものは身をもつて経験をしておりまして、そういう経験を踏まえて八月十五日という終戦記念日を思い、平和に徹した日本が二度と再びこうした惨禍を受けるような戦争に巻き込まれてはならない、こういう私自身の基本的な立場、そしてまた私自身このことはもう個人的な宗教心というものから個人として参拝をいたしましたわけでございます、それ以外の何物でもございません。

○松本(善)委員 先ほど来あなたの答弁でいきますと、私人として同行して行つたのだから別に随分行つたわけではないのだという理屈でございます、玉のしりぞけだけ私わなければ、内閣の大員全部が公用車を連れて行つて、いや個人としてたまたま一緒に行つたのだと云つても、そして大臣として記帳して帰つてきても一向に差し支えないということに、理屈としてはそうなるのですね。だけれど、それをしてごらんない。これは靖国神社にやはり公的な性格を与えたということになります。幾ら私人だと言つて弁解したつて、今度の場合だつて靖国神社に公的な性格を与えたということに受け取つては人たぐいあると思ひます。私は、実際上そういうことをねらつて行つたのだというふうにさう思ひます。官房長官、全閣僚がそういうふうなあなたの言つたような理屈で、行つてもいいということになりますよ。それでいいのですか。

○安倍国務大臣 閣僚が私人として個人の立場で行くわけですから、これは昨日は数閣僚が行きましたけれども、全部の閣僚が行つたわけでありま

せんし、そういう事態が起こるか起こらないかは今後の問題でしようけれども、しかし個人の立場として行くわけでございますから、これは一向に差し支えないわけでありまして、私が参拝する場合においても、ほかの閣僚に対して一緒に行くとかあるいは閣議等で総理大臣が行くからというふうなことを発言したわけではないわけですが、けれども、あくまでもこれは私人という立場でそれぞれの判断に基づいて行つたわけでありまして、それ以上のものでないわけですね。

○松本(善)委員 憲法の二十条は、宗教団体が国から特権を受けてはいけないということが一項、それから国側の機関が宗教的な活動もしてはならぬということもあり、いまのような形で私人だと言ふけれども、全閣僚が行くというふうなことになるれば、これは明らかに何か特権が与えられたやうな感じになりますよ。私は憲法との関係で考えるならば、やはりそういうことは当然に配慮をして、私人として行くなら私人らしく注意をして行くというのがあるべきであらうと思ひます。

○安倍国務大臣 今度の靖国神社の参拝については、福田総理が参拝をするという予定を立てておつたわけでありまして、それに関連をして各方面からいろいろ私に對する要請等もあつたことは事実であります。したがつて、そういうことも踏まえて、私は事前に記者会見等で総理大臣が行く予定になつておるけれども、これは私人である、そういう私人の立場であるということをはつきり申しておるわけでありまして、その点につきましても、憲法の問題もあるわけですから、憲法は守らなければなりませんし、憲法に抵触するといふ事態が起こつてはならないわけでありまして、法制局等とも打ち合わせた結果、私人として参拝をすることは差し支えない、こういうことで総理大臣の参拝が決まつたわけでありまして、したがつて、総理大臣がちょうど参拝をされるその時期に私もおつたものですから、私も同行して参詣をいたしました、こういうことであります。

○松本(善)委員 私人としてというふうに言われるので、私聞のですが、先ほど廊下で、一緒に参拝した森官房副長官にあなたは宗教何だと言つたら、仏教だと言ふ。あなたの宗教は何ですか。

○安倍国務大臣 私も仏教です。

○松本(善)委員 そういふことだと、あなた自身一体靖国神社を宗教と見ておるのですか、どうですか。

○安倍国務大臣 私の個人的な立場から言いますと、われわれ戦争に参加した者として靖国神社というのに対しては崇敬の気持ちはいまも変わつておりませんし、私自身もそういう立場で毎年参拝をいたしておるわけでありまして。

○松本(善)委員 私は長官のお考えとしても聞きたいのだけれども、靖国神社は公的な性格を持つた宗教あるいは国家的な宗教というふうに見る考えはありますか、あなたの中に。私は、本當に私人としての宗教心といふことであれば、そういうような戦争反対の気持ちをもし持つならば、そんな形では表現されなかつたと思ひますけれども、あなた自身にそういう考えはありますか。靖国神社は公的な性格を持つた宗教だとか、あるいは国家的な宗教だといふやうな感じがありませんか。

○安倍国務大臣 私は、靖国神社が神道であるとか神道でないとかいふことはなくて、私にとりましては、いわば宗教を超えた、これはわれわれと一緒に戦つた多くの同胞の英霊が祭られておる社である、こういうことで、いわば自分が仏教を信じているとか、あるいは神道を信じているとかいふことを超えた立場で、靖国神社に対しては非常に崇敬の心で参拝を続けておるわけです。

○松本(善)委員 それが問題なんですよ。靖国神社はもうはつきり宗教団体なんです。あの人たちは、宗教団体でないと言つたら、それでない、宗教団体だと言ふのです。そういう宗教団体である神社に、大臣がそういうやうな考え方で出かけていくといふことが問題なんです。私は、そういうやうなことがいわれる憲法二十条の立法趣旨

に反する方向、言葉で言えば脱法行為というやうな形で行われているといふことを本當に憂慮いたします。それが先ほどの有事立法なんかとの関係でなされていくといふことも憂慮をするわけですね。

時間ありませんので、それ以上の追及はいたしませんけれども、そういうやうなやり方には反対なんだといふことをはつきり申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○村田委員長代理 中川秀直君。

○中川(秀)委員 大委員長、重要な問題について審議が行われているわけで、なるべく重複を避けたいと存じますが、問題の事柄は同じでございますので、私どももなりの立場から、きょうは有事立法の問題あるいは防衛白書の問題、その他若干の点につきましてお尋ねをしたいと存じます。

〔村田委員長代理退席、小宮山委員長代理着席〕

まず、大要広く國民の関心を集めております今回の有事立法の問題でございますが、私は、関心を集めたといふことと、本日もこうして当委員会長時間の審議が行われたといふことは、大要結構なことだと思つておるわけであります。こういう問題がいままで論議をされずに来たといふことの中にも問題がございまして、これからもう一つと廣く國民的な関心のもとに、国会の場においてこういふ問題は論議をされていくべきだ、こう思ふわけでありまして。

実は、この六月八日の当委員会におきまして、私は有事立法のことについてお尋ねをいたしました。そのときに、私はこう申し上げたわけでありまして、防衛といふものはいざというときのための備えであるから、いざというときに速やかに対処することを可能とする、あるいは担保する防衛関係の法体系の整備をきちんとしておかなければいけない。いわゆる有事立法の問題は本當に急務だと思ひ、こうお尋ねをいたしました。そして、現時状のままでいくならば、またしても超実定法的な措置あるいは超法規的な措置に頼らざるを得

ないということになるわけです、簡略しますとこういうお尋ねを大臣にしたわけであります。そのときの大田の御答弁は「おっしゃられるとおり、私も有事の場合のことも考え、十二分に検討してまいりたいと思う」、大要端的ですが、ずばりと御答弁をなさったわけであります。

私は、今回の統合準備会議議長の辞任問題でございまして、議長自身の辞任という問題は、これはもう行政府の問題でございまして、私自身があれこれ言うことではないわけでありまして。しかし、栗栖さんがおっしゃった超法規的行動を現状のままではとらざるを得ないということ自身についての背景的な御認識というものは、現状のままではいくならば大臣御自身も持ちなではないか。前回の当委員会の御答弁で「おっしゃられるとおり」、こういうふうな大臣の御答弁もあるわけでありまして。私も辞任そのものは、率直に言って表現そのものについて若干の問題があることは認めるわけでありまして、しかし現実問題として、有事の場合の法制度の整備が不十分であるという御認識は、私は大臣御自身も持ちだしたとき以来受け取っていたわけでありまして。大臣、いかがでございましょうか。

○金九国務大臣 私はいま申し上げていることでありますが、自衛隊というものは有事に際して必要であるということ、それで自衛隊というものがあつた以上、自衛隊がその有事に際してどのようなことを考えておらなければならない、これは国民の負担にたえられない。ですから、超法規という行動をとらなければならないことのないように、あらゆるものを整備して、また国会でも十二分にこれを審議し、理解していただき、そうして立法するというようなことがいま必要だ。有事になつて頭がつかつかとしてからいふ必要はない。き上がるものじゃない。私はそういう意味でこれは当然やるべきことだ、こう考えておるわけでありまして。

○中川(秀)委員 国民の中で議論をする場合に、いまの大田の御答弁がごくあたりまえな常識論だ

と私は思うわけです。いろいろそれぞれのお立場からの議論はあると思うのですが、私は少なくともそう思います。また、私も新自由クラブもこの問題につきましても、いまの大田の御答弁、先ほど私が話したことを、そういう線で、もう有事に一人来てからこういうことを議論するということにおいては、必要以上にいわゆる政府コントロールを強化してしまつたとか、国民の権利を過度に制限しやすくなるとかいう事象が出てくるわけですから、当然平時にこの問題を議論しておくべきだ、こう思うわけでありまして。

加えていま一つ申し上げるならば、この問題は、先ほど来の御答弁、防衛庁の政府委員の御答弁にもございまして、各省庁に非常に広範にまたがる問題でありますから、防衛庁の中だけで議論ではいけない。もちろん国会を含めて、あるいは政府の部内というならば国防会議も含めた議論に当然なっていくべきだと私は思うのであります。

それが私どもの立場なんでありましてけれども、今回発表された防衛白書あるいは本日の委員会での御答弁等をいろいろ総合してみますと、政府の御見解は、有事とは自衛隊法第七十六条の規定による防衛出動が命令されるような事態を考へていふというのが第一、その研究は憲法や基本政策の範囲内で行うというのが二つ目、そして研究成果の取り扱いはその時点での政治的判断を待つ、しかし現在差し迫った危機があるわけでないし、有事立法が必要であるとの国民合意ができていないわけでもない判断しているのだ、したがって、いま直ちに国会に提出するということは考えていないのだ、以上、大体言ひまして、こういうような四点のような気がするのであります。

そこでまず第一にお伺いしたいのは、いま申し上げましたように、この研究は非常に総合的なものであるから、防衛庁の中だけで議論していい問題であらうかどうか。私は国防会議を含めた議論にいくべきではないかと思ひますが、その点についてはどうでしょうか。

○金九国務大臣 私は、こういう問題は広く会議にかけ、国防会議にかけるとも、あるいは各省庁の統合した意見をまとめてという問題もあるでしょうし、また、国防会議も必要かもしれない。あるいは各省庁との会議も必要かもしれない。そういうようなことをして衆知を集める。防衛庁だけでやるということとは、これはできるものではないと私は考えております。

○中川(秀)委員 そういたしますと、国防会議の権限の中にもこういう問題について議論をするという項目があるわけでありまして、たとえば、第一項の「国防の基本方針」にも関連するかもしれない。あるいは第三項の「防衛計画に關連する産業等の調整計画の大纲」というのにも関連するかもしれない。あるいはもつとずばりと云へるかもしれないのは、「その他内閣総理大臣が必要と認める国防會議に關する重要事項」、こういうものには必ず入るかもしれない。もし有事立法の成案を得た段階には、これを国防會議におかになるのかどうか、いかがでございましょう。

○金九国務大臣 当然かけるべきものだと思います。

○中川(秀)委員 先ほどお話をしました四つにわたる本日の御答弁あるいは白書その他政府の有事立法に対する御見解の中に、第一点として、有事とは自衛隊法第七十六条の規定による防衛出動が命令されるような事態を考へる、こういう御答弁が出ています。

ではお伺いしますが、七十七条の防衛出動待機命令の段階は有事とは考へないのでしょうか。

○竹岡説明員 この有事立法の研究という場合の有事というのは、七十六条のいわゆる外部からの武力侵襲があるような事態、こういうふうに言っておるわけなんです。あるいは防衛出動が下令されるような事態、こう言っております。武力攻撃のあるような事態あるいは下令されるような事態、こう言っておりますので、あつてからとまでは言ひ切れないのですが、ということとはこれから勉強していかなければいけませんけれども、

差し迫った事前にそういう待機命令が出ているような場合にもそういう法律が生かされなければいけないような事態もあるのかもしれない。これは今後の勉強にまかしたいと思ひますけれども、私が言っておりますのは、少なくとも外部からの武力攻撃があるような事態、これはいま申し上げましたような待機命令時点でも含めなければならぬのかもしれない。これは今後の勉強にまかしたいと思ひますが、治安出動とかあるいは海上警備活動とかあるいは災害派遣とかそういうようなものについては、いま考えております。あくまでも武力攻撃の前後、そういう意味であります。

○中川(秀)委員 結局のところ「あるような事態」、「あるような事態」というのは、七十七条、「長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対処するため必要であると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ。」つまり予測される場合において事態が緊迫をして「あるような事態」というのはまさにこれですね。したがって、研究の成果にまつと言ふけれども、研究そのものは、自衛隊法七十七条の待機命令という事態、段階というものが含まれると理解してよろしいでしょうか。

○竹岡説明員 われわれの頭にありますのは、外部からのわが国に対する武力攻撃があるような事態を頭で考へながらやつていくわけですから、そうしますと当然その時点とか、それに切迫した事態とか、あるいはそれより少し先の話とか、そういうこともいずれも入るのじゃないかと思ひます。今後の研究にまかしたいと思ひます。要するに、あつてからというわけだけではないかと思ひます。いやないか、こういう感じがします。

○中川(秀)委員 はつきりさせておきますが、私もそれは当然だと思ひます。研究し、そういう現行法制度の欠陥がある部分、整備が行われていない部分について整備を行うという場合には、

○伊藤説明員 まず申し上げたいのは、核爆弾を明らかに搭載して一機が来ているかどうかというのはなかなか判断しにくいとところでございます。

したが、いまして、明らかに自衛隊機に攻撃的な態勢をとった場合、あるいは爆弾を投下する姿勢を示したような場合には、正当防衛あるいは緊急避難といふようなことにならうと思つておられますけれども、いま先生がおっしゃいましたように明らかに核爆弾を搭載しているというものは、これはなかなか判断しにくいところだらうと思つておられます。

それから、先ほどのミグが来たときに撃ち落とされ、自信があつたというものは、これは通常の場合には、軍事的な単なる領空侵犯で、そして最初からそのものが、領空侵犯に對する飛行機が上がつてきたときにその言うことになつて着陸をしようと思つておられる場合には、現在の国際関係におきまして撃たれないことになつておられます。したがつて、たとえば對峙している国の間でも、そういうたつた命機なんというものは、通常、相手の指示に従つて行動することになると落さされないと、このことになつておられますから、その辺は、日本の領空侵犯の態勢がなまぬいからそんなことを言つたのだといふふうには私も考へていないわけでございます。

○中川(秀)委員 確かに私が申し上げているのは仮定の議論なんです、しかし、それじゃいまの航空機の性能からいって、スクランブルがうまくいって爆弾を投下する姿勢に入つたか入らないかという判断がそんなに簡単にできるのでしょうか。いかがでしょう。

○伊藤(秀)委員 それは、その個々の場合にどういふ態勢に入つたかといふことの判断といふのはもちろん一概に申すことはできないわけでございますが、いま先生も一概に核爆弾を積んでいのかどうかといふのはなかなかわからないだらうとおっしゃると同じような意味合いで、爆撃態勢に入つたか、攻撃してくるかといふことを判断するのなかなかむずかしい点はあるかと思つておられます。しかし、領空侵犯に對する戦闘機に對して明らかに攻撃的な態勢をとつたりあるいは爆撃姿勢をとつたと認められるときには、正当防衛、緊急避難でこれに對処できるというふうに考へてい

るわけでございます。

○中川(秀)委員 仮定のケースを変えますが、局長、いいですか、防衛庁もいろいろの御調査、また情報はおとりになつておられると思つておられますけれども、通常、核爆弾を積んでおられる、あるいは相當の爆弾を積んでおられる、こういう戦略的な空軍の爆撃部隊が、一機ではなくて二、三機来た、あるいは十機来た、これが明らかに領空侵犯をして侵襲してくる、こういうケースの場合に、これはどう考へても、さつき言つた先般のミグ25のような、いわゆるこちらがスクランブルをかけて着陸をさせて素直に従うケースとはちよつと考へられませんか。そういう場合でも爆弾を投下する姿勢が確認できるのかどうか。かなり早期警戒もしなければいけないし、あるいはそばに行くといつたつて、広い空の上であれだけの性能を持つた戦闘機ないし爆撃機が展開してくるというふうなことになるれば、これは爆撃姿勢に入つたか入らないかといふことは、来たこと自身で判断するしかできないでしょう。そういうケースの場合にこれは正当防衛で、領空侵犯機でありますから撃ち落とすことができないのでしょうか。これは率直な国民の疑問なんです。いかがでしょう。

○伊藤(秀)委員 まず領空侵犯措置といふのは、平時におきます領空を侵犯する措置でございます。したがつて、通常の平常な状況におきまして領空侵犯をしてきた飛行機といふものが、最初から攻撃の目的を持って来るということはまさに希有のことだらうと私も考へておられます。情勢が非常に緊迫してまいりましたときには、そういう領空侵犯といふよりは攻撃という形で、いま先生がおっしゃいましたような何機かが編隊をとつて来るというふうな場合があるかもしれませう。そういうときには、先ほど来申し上げておりますように、七十六条によります防衛出動命令のもとに行います、これはもう領空侵犯措置ではなくて防衛作戦といふことにならうかと思つておられます。したがつて、そういういろいろな情勢の変化に応じて私どもの有事即応態勢といふものを

固めていくということが非常に大事なことであらうと思つておられます、先ほど来大臣からも申し上げておりますように、その際の情勢の判断、それを早く最高指揮官である総理に上げること、そして総理の判断あるいは国防会議の判断を早くしていただくというふうな努力といふものが大事ではないかといふふうな考へておられるわけでございます。

○中川(秀)委員 言いたかつたのは、私もまさしくそこなんです、局長。七十六条で防衛出動が出ておるときは、これはもう領空侵犯と言つたつて確かにそんな十機とかあるいは数機で来た場合は明らかに攻撃的な目的で来るわけですから、これはもう防衛作戦になるわけですね。また、その出動になるわけですね。ところが、先ほど来お話ししているように七十七条の防衛出動待機命令、この段階におけるそういう行動といふのは紙一重だと思つておられます。この紙一重の段階で、たとえば国内的なそういう手続が行われている間に、一線の部隊はまだ待機命令だといふ段階にそういうのが来た、これは当然もう武力行使しなければどうにもならないでしょう。そういうすれすれのケースといふのは当然あり得るでしょう。有事なんてそんなものだと思つておられます。それについての現行自衛隊法といふのは、私はやはり不備があると思つておられます。これ、正当防衛でやつぱりやつていくしかないと思つておられます。これは案外核心的な議論だと思つておられます。核心といふのは、物事の本質的な議論だと思つておられます。いかがですか。

○伊藤(秀)委員 確かにいま先生がおっしゃつたのは、その防衛問題の核心であらうと思つておられます。この奇襲といふのが、たとえば陸上の部隊が突然忽然と落下傘で降下してきて奇襲攻撃をかけるというところはきわめてまれな例だらうと思つておられますが、やはり航空からの攻撃といふものが奇襲といふ場合には一番可能性として考へられると思つておられます。そこで、先ほど来申し上げておりますように、情勢の変化あるいは出動の待機命令が出ておつて、そして防衛出動に切りかえる手続あるいはその判

断の時期を誤らないように情報を差し上げる、そういう最大の努力といふものが必要になつてくるかと考へておられます。

○中川(秀)委員 法制度の整備は要りません。そういうケースの場合でも、つまり待機命令の段階での攻撃的な、明らかに攻撃的な行動と想定をされるような、そういう行動が相手方から起こつた場合に、これはもう正当防衛で武力行使するんですか。その範囲で逃げるしかないのですか。それともこの八十八条の防衛出動時の武力行使に何らかの適用除外といふようなものがあるいはかなり歯どめをつけた武力行使、待機命令の段階での武力行使といふものも考へる必要はないのですか。

○伊藤(秀)委員 まず基本的には、この武力行使といふ言葉が、いわゆる七十六条に基づきます組織的な武力行使といふものは慎重にやるべきだらうと私は考へておられます。したがつて、その武力行使に至る以前のものといふのはいわゆる正当防衛、緊急避難といふ形で武器の使用といふふうなものを考へておられるわけですが、そこら辺の問題については、この自衛隊法ができたときからすでに二十年以上たつておられるわけでございます。その間にそれぞれ軍事技術の進歩といふようなものもあるわけでございます。そういうものを踏まえまして、今後たとえばその防衛研究の場で研究するとか、それから現在の法体系で對処できるのかどうかといふようなことはさらに検討してみたいと思つておられるわけでございます。

○中川(秀)委員 要するにいまは五分間か七分間か御議論していただく待機命令の段階での武力行使といふような問題、緊急避難的な、あるいは正当防衛的な行動の武力行使といふ場合もやつぱり有事立法の一つの項目として、結論がどうなるかわからないけれども研究はしてみよう、こういうことでございます。

○伊藤(秀)委員 ただ、この武力行使につきましては、現在の七十六条のもとにおけるいわゆる組織的な武力行使といふことでございます。したがつ

て、この武力行使につきまして安易にその法律を改正するということとはすべきではない。これはいわゆる実力を行使するということは、軍事技術的な、戦術的な面といたしましてはなるべく早く使いたいという気持ちは当然あるわけでございますけれども、この武力を行使するということの大きな政治的な判断というものは一方にあるわけでございます。したがって、安易にどうこうしたいということは軽々に申し上げるべきではないと思ひますけれども、そういった七十六条あるいは待機命令の間にさしたつて武器を使用するというのが、現在の正当防衛あるいは緊急避難で大方はカバーできると思ひますけれども、最近の軍事技術の趨勢などを考えながら研究はしてみたいというふうな考へておるわけでございます。

○中川(秀)委員 わかりました。それはもう非常に中心的な課題、問題ですから最初にお伺ひしたわけですが、それじゃ、有事に備へて平素から法制整備をすべき事項が幾つかあるかと思ひます。たとえばこの前の委員会でも申し上げましたが、部隊等の編成について自衛隊法では防衛庁長官に権限がある、こういうふうになっていまして、ところが有事、まあ待機命令の段階を含めた有事、こういう有事の際に臨時に部隊を編成しかなければならないという場合が当然出てくる、当然あり得る。それについての委任できる法制度は全くないですね。全くありませんね。これは当然検討の課題になることではないかと思ひますが、いかがですか。

○竹岡(明)委員 いま中川先生御指摘の、その有事立法ということで主として言っておられますのは、まさに自衛隊法の運用上の問題で検討すべき点があるんじゃないかということだと言っておられると思ひます。これもまさに有事の場合のことでございますから、われわれ、防衛二法の見直し、自衛隊法の見直しをいま進めておりますけれども、そういった中で、いま先生御指摘の点なども取り上げるべきだ、こう思つております。

も、これは自衛隊法の二十二条で「特別の部隊の編成」、「内閣総理大臣は、」云々ということだ。自衛隊の出動を命じた場合には、特別の部隊を編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。というふうな特別部隊編成の、これは現在も第二十二条にございましてけれども、そのほかの他の編成、いろいろな問題、これは防衛二法の見直しで、当然さらに有事によく対処できるように自衛隊法の見直しはやっていきたい、先ほど防衛局長が答えた点も含めましてやっていきたいと思ひます。

○中川(秀)委員 要するに検討の対象になりますね。それからたとえば、非常に細かいことになるかもしれませんが、これは自衛隊法の見直しまでいくのかどうかかわりませんけれども、指揮権の行使及び継承という、こういうこと、あるいは指揮官の責任というものの、こういうものに対する規定。たとえば指揮官がもし死亡したという場合に、海上自衛隊等と言うならば、艦長が死亡して次の階級がもし軍医長が何かつたら、軍医長に当然いくわけですね。これでは作戦指揮ができないというところにもなりかねない。これは当然検討の対象になると思ひます。

あるいは指揮官の責任というものの、これは前の委員会でも伺つたのですが、やはり指揮権というものにはそれなりに尊敬を持たなければいけないと思ひますが、この指揮官の責任というものの、これについては私は自衛隊法、場合によっては刑法、こういうものを含めた検討課題になるのではないかとと思ひます。平石事件でも、法的には本人の責任になって裁かれるわけですが、そういうことでは指揮官、指揮権というものの尊敬はないと思ひます。これはやはり自衛隊法上の検討課題になるのではないのでしょうか。いかがですか。

○竹岡(明)委員 指揮の継承とかこういう点は確かに若干不備なものがあります。これは部内のレギュレーションとか規範とかそういうもので、ある程度のことではカバーできるのではなからうか

ということだ、現在防衛局の方でも検討しておるところでございます。

指揮官の責任につきまして、やはり内部の規範なりそういったものでできるのではないかとと思ひますが、法律上自衛官の職務の規定はございまいけれども、指揮官のそういう精神の心構えというふうなものまで法律で書くべきかどうかはちょっと私自信がございませぬが、しかしいづれにしても、そういうものももしないとするならば、いままありますけれども、レギュレーションその他でさらに必要かどうかは検討してまいりたいと思ひます。

○中川(秀)委員 これは案外大きな問題なんですよ。内部の規範だけで処理できる問題ではないと思ひます。たとえばいま自衛官の場合には、平石事件等が起きて当然一般の刑法で裁かれるわけですね。やつた本人が裁かれるわけですね、刑法です。ところが、有事あるいは待機命令の段階でそういう事故が起きたという場合には、これは当然指揮官を含めた責任が問われなければいけないはずですね。そうすると、やはり刑法の問題にも触れて、総合的な検討を加えた上、本人の責任あるいは指揮官の責任、この辺は何かの適用除外があつてしるべきなんじゃないですか。

○渡邊(明)委員 私が申し上げることが先生の御質問に果たして的確な答えになっているかどうかよくわかりませんが、実は指揮統率あるいは命令服従の関係、こういう問題に關連すると思ひます。でございます。先生がいまおっしゃいました問題は非常に重要な問題で、つまり違法な命令に服従した場合にその行為を行った者が罰せられるかどうか、こういう問題に關着するやうな感じがいたします。実は現在陸上自衛隊の服務規則というのがございまして、これには発令者の方の側と、それから受令者の方の側との心構えと申しますか、そういうものが規定されてございまして、「発令者は、いかなる場合においても法令及び上官の命令に反する命令を発し、又は自己の権限外にある事項を命令してはならない。」「発令者は、その命

令の実行によつて生じた結果に対して責任を負う。」「こういう規定がございまして、受令者に対しては、「上官の職務上の命令は、忠実に守り、直ちに実行しなければならぬ。」「命令の内容に不明の点がある場合には、直ちにこれを聞きただし、その実行に誤りがないようにしなければならぬ。」「こういうような規定がございまして、ただ実際問題といたしまして、客観的に違法な命令であるということが明らかである場合以外に、一々命令の内容について聞きただすということになりますと、部隊の統率というものが非常に重要な問題だと思ひます。命令服従の關係なり指揮統率の問題について根本的な見直しをしなればならぬということだ、年来作業を続けておるわけでございますが、現在まだ研究をいたしておる段階でございます。

○中川(秀)委員 一々やっていると非常に時間を食つてしまふのですが、要するにイエス、ノーで言つていただいて結構です。いまお話しのように、検討しなければならぬ問題が含まれておることは事実ですね。あるいはよく言われることですが、任務達成のために航空保安管制あるいは氣象業務の根拠、当然、有事の際には航空保安管制等は自衛隊がある程度関与しなければならぬものと思ひます。米軍あたりでは、日本の運輸省みたいな航空局と米空軍が共同オペレーションをやつておるわけですが、わが国の場合はそういうことはありません。

〔小宮山委員長代理退席、村田委員長代理着席〕

スクランブルをするにも一応運輸省のクリアランスを受けるというふうになつておるわけですが、これも有事になつたら当然自衛隊、防衛庁において何らかの根拠を持つ必要がありまふ、氣象業務、イエス、ノーで結構です。これも当然検討課題になるのではないですか。

○竹岡(明)委員 現在の自衛隊法でも、平時におきまして「自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空

交通管理、気象官署、国土地理院、日本国有鉄道及び日本電信電話公社は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならない。」ということ、お互いの官庁の協力関係というものを基礎にして考えております。これだけで果たして行けるかどうかということは、われわれの今後の有事立法の勉強にはなろうと思ひます。

○中川(秀)委員 領空侵犯に対する措置、これは航空機及び乗員について必要な調査を行う権限、あるいは入国管理官と同等の権限を、たとえばそういう調査官とか警務官に与えるというような問題、あるいはそれに関連する自衛隊法、刑事訴訟法、出入国管理令、関税法等の適用除外、当然そういういろいろな問題が出てくると思ひますが、これも検討課題にはなりはしませんか。イエス、ノーで結構です。

○竹岡説明員 イエスです。

○中川(秀)委員 挙げれば切りがありませんが、航空法等の適用除外、これも当然対象になると思ひます。対象になる航空機の範囲に対する規定、たとえばいま自衛隊機は適用除外が法制度で定められておる。自衛隊法でそう書いてありますけれども、自衛隊に移管する前の飛行機ですね、これをすぐ使わなければいけない、こういう場合は、いまは除外はありませんけれども除外しなければならぬということだ、当然あると思うのです。あるいは情勢緊迫事項、いわゆる防衛出動、待機命令の段階の航空法上の全面適用除外、あるいは防衛庁長官の権限に関する規定、これあたりも当然必要になつてくると思ひます。

あるいは航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律というのがあるわけですが、これも、たとえば「過失により、航空の危険を生じさせ」云々というふうにあるわけですが、自衛隊機がもし事故を起こしたらすぐこの法律でやられますね、当然対象になりますね。しかし、有事の場合に「過失により、航空の危険を生じさせ」云々、こういうようなことがどの段階で、つまりいまある現行法の対象になり、どの段階ではこれ

はもう防衛出動で、あるいは待機命令の段階での行動でやむを得ぬじゃないかという部分もいろいろあるだろうと思ひます。この辺非常に不十分ですね。こちら辺も当然検討しなければいけない課題だと思ひますが、いかがでございましょうか。

○竹岡説明員 その問題も検討しております。おっしゃるとおりです。

○中川(秀)委員 一々私がこうやってお尋ねをしていても時間ばかりかかりますから、そろそろやめますけれども、その他どういふ問題が検討課題ですか、おっしゃってください、時間がかりますから。

○竹岡説明員 とりあえず、現在われわれで進めておりますのは、先般来答えておりますけれども、いわゆる交通関係の法制、それからあと災害救助関係の法制、こういったものから始めていくというところで、その先はまだちょっと見通しをつけておりません。アウトラインは今後ももう少しゆつくり考えたいと思ひます。とりあえずそういうことで進めております。その中に航空法とか先ほど先生がおっしゃったような問題も入っております。

○中川(秀)委員 電波法はどうですか。

○竹岡説明員 これもやつていかなければならぬ問題だと思ひます。現在、電波法の適用除外例もございまして、有事の場合におきますからにそういう適用除外が要るのじゃないかということも検討していきたいと思ひます。

○中川(秀)委員 まだまだたくさんあります。たとえば防衛準備、いわゆる待機命令の段階でのいろいろな規定があるわけですが、この規定だけで果たして待機命令の情勢に対応し得るようないろいろな行動がとれるかどうか、この出動待機命令が余りにも大ざっぱ過ぎる規定です。それから、これも当然精査しなければいけないでしょう。あるいは先ほど防衛局長も、当然研究はしてみなければいけないというお話がありました。情勢緊迫時における武器使用に関する規定、これもある程度考えなければいけないでしょう。

あるいは防衛出動時における市民の安全措置に関する規定、これはおやりになる考えはないのですか、これも当然対象になるのじゃないですか。

前に、このことについては、災害対策基本法の条文やいろいろなことを出して、当委員会でも議論をして、どこも所管官庁がない。たとえば、特にフォールアウトと言われるような大規模核爆発の放射能灰によるいろいろな危険、こういうものについては科学技術庁の調査に関する調整機構しか現在はないのです。どこの法律でこの官庁がやるのか、いよいよどこも御答弁がなくて、たしか国防会議の事務局長が、個人的な意見ではあるけれども、国防会議でやるべきだと思ふ、こういう御答弁をこの六月にはなさつておられる。こういうことも当然防衛庁においてもあるいは国防会議においてもやるべきではないのですか。いかがでしょう。

○竹岡説明員 これは市民のいわゆる民防関係、避難誘導関係でございしますが、内閣レベルで高度の政治判断で立法手続をやるべき時期があるというところで立法作業をやるような場合には、これは恐らく主管官庁がそれぞれ決められると思ひます。この民防につきましても、主管官庁であるということも内閣レベルで判断をされるべき問題だと思ひます。しかしながら、現時点においては、防衛庁自体におきましても、災害救助法なり災害対策基本法、こういうものの勉強も含めましてどういふ措置がとられるべき問題だろうか。いまの災害救助法、災害対策基本法は相当よくできておると思ふのです。ただ、あれは戦災という言葉はございせん、普通の災害ですから。これも戦災とかということになれば相当のものができのじゃないかと思ひますけれども、防衛庁自体でも勉強しておきたい、このように思ひます。

○久保説明員 先ほどお話しのように私答弁申し上げましたが、新聞にも出ておりましたように、先般の国防会議では防衛庁長官から、民間防衛についての所管が決まっていな、これを国防会議で審議してほしいという御意見が出まして、総

理、議長からも、研究するようにというお話がありました。

そこで私もいたしましては、現在の法制のもとでどの省庁にも属さないとなれば内閣審議室になるわけですが、審議室の方で扱わなければ事務局の方で担当してもよろしいというつもりでありますが、現在、内閣審議室と私どもとで協議を進めている段階であります。そして、いづれ各省で協議を進めた後に、国防会議がやはり取り上げるべきであるという見解が行政部門で出てまいれば国防会議で御審議を願ひ、担当省庁を決め、そしてその役所が決まれば、いまお話しのような立法化措置が必要であるかどうか、その役所がまた判断するであろうと思ひます。

○中川(秀)委員 ぜひ早急に議論をして担当省庁を決め、検討を進めてもらいたいと思ひます。有事立法のことをもつと事細かにいろいろ伺ひをしたいと思つておつたわけですが、時間もありませんから、やめさせていただきます。

災害対策基本法あるいは交通関係の法制、こういうものだけで先はわからないという御答弁ですが、さつきから挙げておるようなほかにもたくさんあるわけですね。これは平時の段階でも非常に関連の深いことなのですが、いまいろいろ防衛に関する情報、とりわけ、今度政府はP3Cを入れましたけれども、これの解析情報、たとえばソナー音の解析をするために情報が必要ですね。幾ら優秀なコンピュータを積んでいても、その情報なしには役に立たない。こういう情報のことをエリント情報とかいろいろ言うのでありますけれども、そういう情報に対する秘密保護に関する法律はありますか。一応、装備、兵器そのものの日米安保条約に定められておる、あるいは地位協定に定められておる秘密保護の法律はありますけれども、情報に関する法律はないでしょう。こちら辺もいわゆる国家公務員法やいろいろなもの、関連があるかもしれないが、さらに深く検討を加える必要があるのじゃないかと思ふのです。その他いろいろ、挙げれば切りがない問題があ

と思ひます。したがひまして、きょうのお尋ねの中で、いわゆる防衛出動待機命令、自衛隊法第七十七条の事、そういうものも有事と踏んまえて研究をするということ、国防会議も前向きに取り組むということ、この成案が得られた場合には当然国防会議にかけるといふこと、そういう御答弁がいろいろあつたわけでありまふけれども、論議をし研究をする内容も災害対策基本法と交通関係だけだなどという甘いことを言つていてはいけません。それは思ひます。やはり総合的に考えるべきだ。それはもうしさいに検討を加えて、必要なのは必要なので、私は当然全般を含めて研究をしていくべきだと思ひますが、大臣、お席にお戻りになつたわけですが、いかがでございましょうか。

○金丸國務大臣 有事立法の研究という問題については当然やるべきだ。それは国民の負担にたえるといふことだ。しかし、それはあくまでも国民の理解の中であつていく。それで、平素、冷静なときに、皆さんの御審議をいただきながら立法ができるのであれば立法をし、だめなものはだめといふことになつていく。それが、できるだけ国民の理解を得る中であつてまいりたい、研究もできるだけスピードをつけてまいりたい、こういうふうに考へております。

○中川(秀)委員 もう時間が来たのでやめますが、最後に一つだけ大臣に御見解を伺ひたいことがございませう。

防衛庁がおつくりになつて七月二十八日閣議で了承しました「日本の防衛」これをずっと読ませていただきました。私はこの防衛白書というものについて、やはり国民の理解を求めたいといふところ考へてもらひたいことがあるのです。たとえば昨年来の国会で大臣にもお話をしたわけですが、私も、相互安全保障といふものを考へていかなければだめなのだと、しよつちゅう口が酸っぱくなるほど言つておりました。たとえば相互安全保障といふものにコストがあるとすれば、石油、原材料、食糧の備蓄もありませう。あるいは石

油、ウラン、探鉱開発といふものもあるかもしれない。新エネルギーの開発もあるでしょう。いわゆるODA、政府開発援助もあるでしょう。文化交流もある。及び防衛費、これが相互安全保障のトータルコストですね。それを計算してみますと、大体GNPの一・六割ぐらゐにしかすぎないのです。これをやはり三・五割ぐらゐにしたいといふべきだ、これが私の考え方でありませう。諸外国等に比べるとこの辺のコスト、GNP対比といふものは非常に少ない。こういうものも当然日本の安全保障という観点から取り上げていかなければいけない問題だと思ひます。

ちなみに白書といふものは一応の限界があつて、将来の見通しや施策に言及するときは抽象的、付随的に触れるにとどめる。具体的に触れるときは閣議の了解が必要、昭和三十八年の事務次官会議から出ているわけですが、そういう制約があるかもしれないけれども、大臣もこの総合安全保障といふことについては前国会でも御賛同いただいた答弁をいただいているわけですから、今回の白書ではこういうことについては何も触れていない、全く触れていない。防衛庁から日本の防衛についてはその防衛に関するだけでいいといふことは、私は本意の意味の国民の理解といふのは得られないと思ひます。私は、場合によつては日本の防衛といふのは日本の安全保障といふ見地で国防会議も加わつて白書をお出しになつたつていいと思ひます。そのくらの努力が政府においても必要だと思ひます。そういう中で有事立法も語られるようにならなければ、本意の国民合意といふのは得られないと思ひます。

私は、防衛といふものは軍事的な議論だけでは絶対にだめだと思ひます。軍事的な議論以前に文化交流や経済援助やいろんなものが語られなければいけません。そういう「日本の防衛」なんと言わないで、日本の安全保障といふ白書を出してもらひたい。それには国防会議も含まつて本質的な議論をしてもらひたい。再三再四これについては提起をし、議論しているわけですが、最後に

この私どもの意見に対する政府の御見解、大臣でも国防会議の事務局長でも結構でございませうが、お伺ひをして、質問を終わらせていただきます。

○久保説明員 ただいまの御意見は、私はきわめて正論だと考へます。そして日本の防衛のあり方といふのが外国と違ひますので、特に総合的な見地での安全保障といふのは外国より重要になります。外国ではもちろん国防白書がありますが、安全保障の白書はございませう。ございませうが、いま申し上げたような意味合いで私どもとしては、一般のマスコミ側からの要望もあるのですけれども、将来はそういった日本の安全保障といふようなもので政府の見解を国民に示すのが適当であらうと思ひます。その前に国防会議の性格なり権限なりを少し是正をしまして、おつしやるような問題に対する受けづらさを明確にした上でそういう措置を講ずるのが適当であらうと思ひ思つております。

○中川(秀)委員 大要重要な御答弁ですが、言葉でなく、ぜひ行動でそれを早急にお示しを願ひたい、このようにお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○村田委員長代理 安井吉典君。

○安井委員 かなり時間も回つておりますので、数点について要点だけお尋ねをしていきます。

まず初めに、今度締結された日中平和条約の關係は近く外務委員会も開かれますので、そこでの詳細な論議に譲りたいと思ひますが、きょうはそれと防衛との関連の問題についてちよつと伺つておきたいと思ひます。

この条約の締結のさまざまな影響のうち、やはりソ連に対する問題が大きいのではないかと考へますが、日米中三国同盟形成の路線が敷かれたといふような受け取り方をして、新条約の締結を單一的に危険視する向きがソ連側にあると伝えられておりますが、このような誤解は一日も早く解いていかなければならぬと思ひます。そのためにどのような努力を政府としてなさるのか、外務省の方から伺ひます。

○宮澤説明員 日本が中ソ紛争に介入して中国に加担し、あるいはこれと共同してソ連に当たるといふようなことは政府として考へておりませうし、したがつて行くこともあり得ないわけでございます。このことは日中の条約交渉の経過におきまして、本年初頭閣田外務大臣が訪ソされましたところでもございませうし、他方、ソ連に對しましては、本年初頭閣田外務大臣が訪ソされましたときにそのような趣旨のことをる説明をされたわけでございます。しかしながら、ソ連のこの条約に對します疑念、疑心暗鬼と申すべき懸念がなかなか晴れないことも考へましたので、条約署名直後に東京及びモスクワにおきましてソ連側にそのような意圖を条約文の説明とともに説明をいたしたわけでございます。今後ともソ連側の疑念を、疑念があればこれは晴らすべく説明をいたすつもりでございます。また、實際行動をいたしましては今後ともソ連との間には平和的な実務關係を進めていくことによつて、そのようなソ連の疑念を解消していくつもりでございます。

○安井委員 ソ連側が条約の締結に反発をして、日本周辺における演習を強めるとか、極東への軍備の配備を強化するとか、そういう具体的な行動に出るのではないかと、当初の若干の予想もあつたわけでありませうが、そういう情報や兆しは政府としてつかんでおりますか。

○宮澤説明員 ただいままでのところ、そのような情報ないし兆しを外務省としては把握しておりませう。

○安井委員 防衛庁。

○伊藤説明員 わが国の防衛力といふのは、「防衛計画の大綱」に示されておりますとおり、わが国の防衛のための必要最小限度の自衛力でございませう。したがひまして、そのようなことはいふまでもなく、現在まで私どもの情報といたしましてそのようなことあるといふことは把握いたしておりませう。

○安井委員 この日中条約の締結を機会に日本の戦略が大きく変わるといふようなことがあるのか

どうか、たとえば自衛隊の配備の変更等、そういったようなことがこの締結から何か変化が出てくるのか、それについての考え方はどうですか。

○伊藤説明員 先ほども申し上げましたように、わが国の防衛力というのは「防衛計画の大綱」に従いまして必要最小限度の防衛力、これを大綱の趣旨に沿いまして配備いたしているわけでございますので、今度の日中平和友好条約の締結によつてその防衛構想を変える考えはございません。

○安井委員 私はそうだろうと思うのですけれども、しかし、この間の栗栖発言あるいはきょう朝からずっと議論しております有事立法の研究、こういったようなものの大きな国内的な防衛論争の動きの中に日中の平和条約というものが決まったわけですね。そういうような結びつきで、何か日本はこの条約締結を機会に大きな軍事力の拡大の方向に進むのではないかと、そういう疑念が私は——これは関係ないはずですね、それらの問題は関係ないはずなんだけれども、それと結びつけられて考えられるというおそれは、私はソ連という言葉を一つ言いましたけれども、西欧だつて、あるいは東南アジアの国々だつてないわけではなと思います。そういう懸念は必要がないのだということを私たちはこれから日本の政治の中であらわしていかなければいかぬと思うし、とりわけ日中の後、日本として取り組んでいかなければならない外交課題はやはり日ソの関係の改善だと思ひます。

そういう中で防衛庁のこの間の防衛白書を見ても、最近の論議をずっと見ても、ソ連だけがまさに敵国であり、その可能性が一番ある国と言わんばかりの大宣伝をやっている。私は日中平和友好条約の締結と次の新しい外交の課題、そういうものの中で、何かいま防衛庁が進めつつあるそういうようなことが非常に誤解を生むおそれがあるようにも思うわけがあります。そういう私の懸念ですけれども問題提起に対して、どうお答えになりますか。

○伊藤説明員 この点につきましては、防衛白書

にも書いてございますように、極東を含みますアジアの地域におきましては、いわゆる米中ソの三極構造というような形になっております。そして米軍がこの極東の地域に七艦隊を主力にいたしまし、すかたりの兵力を前方展開いたしているわけでございいます。したがって、ヨーロッパにおきまして東西が対峙している、それから極東におきましてはいま申し上げましたようないわゆる三極構造の中で米軍のプレゼンスというものがございいます。そういう中で大きく情勢が変化するというふうには私もは考えていないわけでございます。

しかしながら、世界の軍事情勢を見てまいりますときに、やはり軍事力の増強に一番力を入れているのがソ連であるということもまた事実でございます。極東におきまして過去十年間の勢力の推移を見ましても、やはりソ連の海軍力あるいは空軍力の増強ぶりというのは著しいものがあるわけでございます。したがって、これはヨーロッパにおきましても同じような状況があるわけでございますが、非常に軍事力の増強に努めているという事実も私もは無視することはできないと思ひていっているわけでございます。

しかしながら、いづれにいたしましても、日本の安全というものは隣国との友好関係を背景にしなければ成り立たないわけでございますので、そういう意味では友好関係を維持していく努力というものは当然続けていかなければならないというふうにも考えているわけでございます。

○安井委員 軍事力の増大よりも友好関係を増進するということと日本の国を守っていくということ、私たちは平和憲法の教えというものはそこだと思ひます。そういうことで、いまソ連の軍事力が拡大しつつあるという実態も事実かもしれませんが、しかし日本が関係を改善することがいまま一番強く迫られているのもソ連だ。このことも明確にして、これは外務省の方もそうだし、防衛庁の方もやはり考えていただかなければいかぬと私は思ひますね。大臣、どうですか。

○金丸國務大臣 ただいま日中問題等につきまし

ては官澤歐亜局長や、また防衛庁の防衛局長からも話があったわけでありまして、日中条約が結ばれたこれを契機に、われわれはいわゆるソ連を敵視するというようなことは絶対考えてはいけな、あくまでも日ソ関係を改善するということがこれからの日本のやる仕事だ。先般、日中問題が解決する前に保利議長と会いましたら、保利議長自身も、これからの日本の政治は日ソ関係を改善する、そしてよりよくすること、に最大の力を入れるべきだ。私も全く同感でありましたが、政府もそのような考え方で対処していくと私は確信をいたしているわけでありまして。

○安井委員 次に、アメリカのエルズバーク博士が去る八日ニューヨークで、五〇年代の末から六〇年代の末にかけて岩国の米軍基地に戦術核兵器が持ち込まれ、貯蔵されていたと語ったという報道がありました。この人は国防長官の補佐官というふうな役割にもあつて、したがって、この発言にはかなりの信頼性があると私も思ひます。そして私たち社会党の軍事プロジェクトチームは、かつて岩国の核の懸念の問題をずっと調査し続けて、いま党を離れたけれども、四十六年の橋崎代議士の、疑念の弾薬庫の存在を最初に取り上げた、あるいは岩国基地の電話帳に核部隊の存在があることの指摘、あるいは五十年に動くNBC戦術司令部の写真の公開等、いろいろな努力を続ける中で、この問題の追及をしてきたわけですが、しかし、この指摘に対して、その都度政府は否定し続けてきたのですが、今度のエルズバーク博士の発言、これが新しく出てきたわけですね。これに対しては安倍官房長官や外務省筋は否定の談話を出しています。その政府の否定の談話を出す基礎は、いま新しく提起された事実関係を米側について十分調査した上の発言なのですか、どうですか。

○中島説明員 お答え申し上げます。これはたびたび国会において御議論の行われているところでありまして、その繰り返しになるわけでございますけれども、先生よく御承知のとおり、核兵器のわが国への持ち込みはすべて事前協議の対象となるということでありまして、この約束をアメリカは誠実に遵守してきたし、今後とも遵守するということを、たびたびの機会に明らかにしているわけでございます。

御承知のように、事前協議はまだ行われたことがないわけでございますが、したがって、わが国に核兵器が持ち込まれておるといふことは全くあり得ないことであるというふうには信じているわけでございます。ただ、ただいま先生の御指摘もありました岩国の基地に核の存在があるのではないかと、という問題が、昭和四十六年それから昭和五十年ごろにいろいろ御提起がありまして、その当時国会においても御議論があったところでございいます。その議論につきましては私も十分心得ておるわけでございまして、そのときにも明らかにいたしましたとおり、当時の疑念に対しては、米側の確認を得て、そのような疑念が全く根拠がないものであるということをお答えいたしておる次第でございます。

ただ、いづれにいたしましても、事前協議の約束を誠実に守るというアメリカ側の立場、これを基本的には信頼しておるといふ日本政府の立場からいたしまして、改めてあれこれについて確認をいたすまでもなく、核兵器は存在しないということを信じて疑わない次第でございます。

○安井委員 アメリカから事前協議がないので、したがって核の持ち込みがあるわけはありませぬという答弁の繰り返しでは、国民はなかなか納得しないわけですね。そう言つても実際は何かあるのではないかと、という疑念を持てるところへ、さらに今度の発言であります。これが事実なら大変なことだし、この発言がもし本当だとすれば大変なことです。したがって、日本政府として、そういう発言は間違ひですというふうなことをこの発言者に対して言うか、あるいは米側に対してそういう事実があるかどうか確かめるとか、何らかの措置が今度の新しい発言に対して必要ではな

ろうかと思ひます。どうですか。

○中島説明員 多少事実関係になりますが、先ほどの先生の御指摘に關しまして、このダニエル・エルズバーク博士は、一九六四年、六五年の當時、國防省の國際安全保障問題担当次官補の特別補佐官、こういう立場にあらたうでございまして。ただ、たゞいまは、御承知のように官を去りまして全くの私人でございまして、エルズバーク博士の今回の話も全く私人としての立場から行われたものでございまして。

さらに、新聞記事によるそのエルズバーク博士の話によりまして、彼自身が岩国でそれを見たとかどうしたとかいうような具体的な話ではなくて、當時そのようなことを聞いたという種類の話でございまして。したがって、私どももいたしましては、そのような状況におけるこのような話に對しまして、特にこれを確認するということのような必要は全く感じておらない。むしろ先ほど来申し上げておりますように、核の持ち込みはあり得ないということについては一点の疑いも持っていないという立場から、確認をする必要もないというふうに考えている次第でございまして。

○安井委員 私はやはり、一つの発言があった以上、それが間違ひか本當か明確にすべきだと思ひます。そのことを要求しておきます。

次に、防衛のいろいろな問題に入るわけですが、金丸長官、きょうの大変遅い時間までおつき合ひをいただいているわけですが、きょうは旧盆の十五日で、きょうは十六日、地獄のかまのふたもあくとくとき、何でもこの委員会につき合ひなければいかぬのか、そこに並んでいられる皆さんもそうお考えのようですが、地獄の方に用がないものだから鬼が出てきて質問をしているのかもしれない。しかし私は、防衛問題に關する最近の動きを見るときには、やはり鬼にならざるを得ない心境にあるという事実を明確にしておかなければならぬと思ひます。

防衛問題の動きというのは、この間の通常国会以後、いままでと変わってきたと思うのです。それ

という危機感が國民の間にあるのではなからうか、私はそう思うわけですが。今度の栗栖発言に於いて、更迭の問題もそうだし、金丸長官のこの間の日台韓連命共同體発言にしてもそうだし、それからまた、急に有事立法だということでの騒ぎが始まっているという問題、私はこれらは全體的に監視することのできない方向ではなからうかと思ひます。特に金丸発言に對しては、社会党は罷免を要求するという決定で官房長官に申し入れをしたという経過もあります。私はきょう、その問題をここで強く取り上げて結論を出そうとは思ひません。しかしこの問題は、きょうの一日の審議で終わる問題ではなしに、次の臨時国会が開かれればその臨時国会の中で、それで解決がつかなければ通常国会の中で、長く、さらに大きく拡大していく問題ではなからうかと思ひます。

どうでしょうか、その金丸発言の問題についてもきょう、午前中もいろいろ議論があったから、私は同じことを繰り返しませんけれども、取り消しをされたのは結構だと思ひます。しかし、取り消しをされても、その影響の大きき、発言の責任というものはなかなか取り消されない。発言の責任というものは取り消されないわけですが、もう少し発言は慎重であつていただかなければいけないと思ひます。まず、この点についてのお考えを伺ひます。

○金丸國務大臣 この問題につきましていろいろ詰問をされておりますし、社会党から官房長官のところへ罷免要求があつたということも承知をいたしておるわけでありまして。防衛庁の長官というものは、軽はずみな言葉を出すということとは十二分に慎重ななければいけないということを考えさせられたわけでありまして。

ただ私も、この講演の後すぐその場で、講演中に早まったことを言つたというような考え方、運輸共同體という言葉を使うつもりでなかつた、対岸の地域がいわゆる重要な地域である、そしてそれがおかしくなれば日本もおかしくなる、あるい

は韓国もおかしくなる、ひいてはアジアもおかしくなるというようなことを考えまして、そのような言葉が出た。しかし、取り消しても、おまえの口から出たのだから、こう言われれば何とも言いようがないわけですが、私の意のあるところも十分お聞き取り願ひまして、よろしく願ひをいたしたいと思ひます。

○安井委員 栗栖前統籌議長の問題についていろいろと議論があつたわけですから、私は中身の問題についてあれこれ言ひませんけれども、その後、週刊誌やその他でこの人が言つている言葉をみると、有事の際、自衛隊は法律上何らなすべきこともなく退却をするのか、あるいは国家として生存するために何らかの行動をとるか、どちらかという言い方をしています。しかしわれわれは、自衛隊に国家としての生存を、日本の国がどう行くかという運命まで任せているつもりはありませぬ。現地の自衛隊に戦争をするのか、戦争をしないのかという判断まで任すわけにはいかないわけですが、そういうところにこの人の大きな認識の間違いがあるし、憲法感覚が全く失われていると言つても差し支えないと思ひます。

そこで、私が心配するのは、この人はずっと現地の隊長として指導してきた人であり、自衛隊の中にいざとなれば法律など無視してどんな行動をとつても構わないというような指導をこの人は今日までしてきたのではないのでしょうか。そしてまた、自衛隊の中に同じような認識がかなり広がつていて、こういう報道を私は耳にします。栗栖さんの指導を受けた人以外にだつてそういう人がいないわけではないし、そのことが今度のことでまた反響のような形で隊内に広がつていはいはしないか、そういうことも一つ心配であります。

ですから、これは問題提起なんです、憲法や法律の重要性ということをもう一度隊内に徹底すべきではないか、栗栖更迭というこの一つの時点をとらえて、シビリアンコントロールというものはこういうものだということ、特に栗栖発言というものは全く間違ひに満ちたものであつたという

ことを、もう一度隊内に徹底すべきではないかと思ひます。その点でどうでしょうか。

○渡邊説明員 お答えいたします。

栗栖さんの発言につきまして、長官も申されておりますように、統籌議長としての発言としては適當ではない、これは私もそのように考えております。ただ、栗栖さんが憲法を無視したりあるいはシビリアンコントロールを逸脱するというような意圖があるというふうには私は考えておりませんし、シビリアンコントロールというものは近代民主國家の基本原理解であるという御認識も持ちであるということは、御本人もいろいろな機会に言つておられるところでありまして、今回の発言は表現のところに問題があつた、ただ、いままでの表現の問題とはやや性質を異にする、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、超法規云々というふうな考え方につきましては、奇襲攻撃を受けたときにどうしたらいいか、あるいは有法令についてどうすべきかというところは、年來防衛庁内部においても議論されているところでありまして、栗栖さんは防衛庁内部において、むしろ幹部の間で議論はされてはおりましたけれども、こういう事柄を直接隊員に指導しているというふうには聞いておりませんし、それから今回のことにつきまして、部隊内の空氣については私一々全部に当たつてはいるわけではございませぬけれども、それぞれのしるべきルートを通じて聞いておる限りでは、非常に冷静に受け取つておると聞いております。

それから私も、積極的に制服が物を言うということを歓迎する空氣があるというふうには聞いておりますけれども、これは発言をし、いろいろ議論をすることを歓迎するというものであつて、このこと自体は問題とするに足らないというふうに考えます。ただ、法律を無視して行動するというような、その内容そのものについて支持をしているという隊員は一人もいないというふうに考えております。

を教訓として、さらに憲法を遵守するという基本的な事柄について、さらに私どもも指導を徹底いたしたいというふうに考えております。ただ、全隊員はすべて憲法に基づきまして憲法を遵守するという誓約をしておるということでございますので、基本的な認識について誤りはないというふうなことをお聞きでございます。

○安井委員 大臣どうですか。

○金丸國務大臣 ただいま人教局長から申し上げたとおりだと私は思うわけですが、こういう問題が二度と起きてはいけません、またそれが実行に移ってはいけませんということについては、先ほど来から申し上げておりますように、私は大正の生まれであります。あの第二次世界大戦の敗戦を受けるまでの過程の中で、私ははたで、目を感じてきた、骨の髄まで感じてきた、戦前の日本にしてはいけないという考え方が、栗栖君のあのようない言が許せないという考えを私は持ったわけでありました。

○安井委員 いや私が言うのは、その栗栖発言がよかったとか悪かったとかという後戻りの批判ではなく、もう一度全隊員に対してシビリアンコントロールの重要性、それからまた栗栖発言のようない言が誤りである、超法規的な行動などをやってはいかぬということを、この際もう一度明確にすることが必要ではないか、そのことです。

○竹岡説明員 栗栖発言がございまして直後、七月二十九日付で、全隊員に対して金丸防衛庁長官の所信ということで、第一線部隊に通達を流しております。

その主たる内容は、

自衛隊は、創設以来今日まで困難な諸条件にもかかわらず、装備の充実、隊員の教育訓練等逐次その整備に努めて来たところである。

しかしながら、有事に必要となる法制等の検討については、種々の困難があつたといえ近年まで進捗しなかつた。

私は、昨年防衛庁長官に就任して、この問題の重要性に思いを致し、その解決を図るべき有

事法制の研究をはじめ防衛研究等の推進を指示して来た。

私は、防衛問題は、国家国民の大事として国民的基盤に立つとともに、直接危険を冒してその任に当たる自衛隊員諸君の英知と経験とを汲み入れるべきものと考えている。

隊員諸君は、大いに建設的な意見の交換を行い、有効適切な有事対処の施策の推進に寄与してもらいたい。

私は、諸君の国を想う真剣かつ切実な意見を期待し、歓迎するものであるが、外部に向かつて公の立場において意見を述べざるに際しては、一般公務員と同様に、おのずから守るべき節度があることを忘れてはならない。公務にある者の言動は、その立場を踏まえて行うよう求めたい。

あとは、今後一層国民に疑惑を招くようなことがあつてはならない、一致協力して国民に信頼される精強な自衛隊の発展を期して、より一層隊務に精励されることを望む、こういった趣旨のことで第一線に通達したところでございます。

○安井委員 それを先に言えいいじゃないですか。そういう具体的なあれをやっているということとを先に言わないものだから、時間がよけいにかかってしまったわけですね。

しかしいづれにいたしましても、そんなあいまいな文章でいいのかどうか、私も耳にしましたのでよくわかりませんが、現状はそう簡単なものではないと思ひます。この問題がそう悪い形で広がったりしないような措置を強く望んでおきます。

それからもう一つ、安保の防衛分担金という言葉は古い言葉でありますけれども、それに似たような考え方へ政府がどんどん行きつつあるという問題が、この間のいわゆる思いやりという金丸長官の発言で、アメリカへの約束その他ということになっていくわけで、その点は私も前回かなり時間をかけてお尋ねをしており、私の考え方も申し上げていくわけであります。

ただ明年度の予算の中に、先ほどもちよつとお

話があつたが、施設について家族住宅の不足や隊舎の老朽化への対策、それからもう一つは、労務費についても協定に抵触しない範囲で出せる道はないかと検討している、そういう先ほどの答弁を私は聞いたわけでありますが、ただそれらの法的根拠はどうなのか、それが明確ではないのではないかとこのことではあります。予算化さえされればそれでいいのだという言い方を当局はしているが新聞は報じていますけれども、法的な根拠のない予算は議決できないし支出もできないはずであります。それを明確にすることが予算要求よりもっと先決問題だと私は思ひます。

いままでの私どもの理解では、施設の問題についても、リロケーションは別として、それ以外はどうもこれが最後だということ、去年の暮れ決着がついていこうというところで、それを通り越した、法律根拠もない予算要求というのはいかぬのではないかと思ひます。この点について防衛施設庁なり外務省なり、それぞれのお考え、見解を示していただきたいと思います。

○巨理説明員 お答えいたします。

私も、現在の円高その他の状況にかんがみまして、米軍の駐留を円滑化ならしめるために、地位協定の範囲内でできるだけのことをすべきである、こういう大臣のお考えのもとにいろいろ作業をしているわけでございますが、それについては、午前中お答えいたしましたように、施設の關係については今月の月末までに概算要求を取りまとめ大蔵省に要求をするつもりでございます。その他の問題については、なお検討中でございます。

それで、いまお話しした国会の承認さえあれば何でもできると考えているのではないかとこのことでございますが、国会は国権の最高機関でございますから、御承認があればできるわけでございまして、一方で地位協定というものがございまして、地位協定については条約として国会の御審議を経ておるわけでございます。したがしまして、

予算化する場合にも地位協定に抵触するものであつてはならないということはもちろんのことでございます。私どもが予算を大蔵省に要求する。あるいは国会に政府予算として御審議をお願いする段階におきましては、そういう地位協定との關係において何ら問題となるようなことがないという理屈を十分に詰めて御審議をお願いするというつもりでおるわけでございます。

○中島説明員 ただいま防衛施設庁長官からお答えがありましたように、この問題につきましましては、日本側の自主的な立場から、米軍の財政的な窮状を救うために何かできることがあるかということを防衛庁においていま検討中ということでございます。当然のことながら地位協定との關係が出てくるわけでございまして、いまもお話がありましたように地位協定と抵触するような解決はなし得ない、そういう意味におきまして、防衛庁におきましてその具体的な案が立ちました場合に、その地位協定との關係という点につきましても私ども御相談にあずかつて検討を行うということになると思ひます。

○安井委員 そうすると、理屈がきちつと立つて、つまり筋がすつきりできて、この分は地位協定に違反しないから要求するというわけじゃないに、いまのところは数字だけが出て、後の汽車で筋は来る、話し合ひは外務省とつける、そういうことなんですか。

○巨理説明員 そうではございません。私ども概算要求を出す段階におきましては、防衛施設庁としまして地位協定との關係につきましても十分吟味いたしまして、地位協定に抵触しないというこの自信を持って予算をお願いする、こういうことでございます。それで、施設の關係については今月末に概算要求を出しするといふつもりであります。これについては地位協定上の問題はないと考えております。

それからそのほかの、たとえば労務費の問題につきましましては現在鋭意検討しておるところでございます。現在私どもが具体的な、何をどう負担

する、しないという考えを公式に御説明するだけの用意をしておりません。が、この結論を得ました場合には、もちろん地位協定に抵触しない範囲というところで十分に筋道を詰めて、そして、予算の、これは八月末には仮にやるといたしまして、も事務的に間に合いませんけれども、追って予算の組み替え要求というふうな形で、もし積極的方向で結論が出ればお願いする、概算要求を組み替え要求の形で、そして、年末か、あるいは来年初めの概算決定の段階におきまして政府決定がありまして、閣議の御審議をお願いするわけでございますが、その際には地位協定との意味合いについては十分御説明、御納得をいただける自信を持ってお願いしなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

○安井委員 私、この問題は、なるほどアメリカ軍が困っているのはよくわかります。わがかりますけれども、これはいわゆる円高ドル安という経済問題なので、それを単に思いやりだなどというふうなあいまいな言い方で、防衛サイドだけで問題を解決しようなどというのは大体おかしいので、経済問題は経済問題としての本質的な解決を福田内閣はサボっているわけですから、それをきちっとやらせろということが本質だし、そういう中で地位協定のゆがんだ運営ということも私もは許すべきではないと思います。もう少し具体的な状況がわかれば、その段階でさらにこれは議論をしていきたいと思えます。

最後にいわゆる有事立法という問題なのですが、ついこの間まで平和時の自衛力の限界の論争を私たちはしていたと思います。ところが、いま、一転して有事における防衛問題というところに大きく飛躍しているような状況であります。だから、国民が戸惑っているのも当然ではないかと思えます。同じ防衛論争でも、全く質的な大きな転換が起きています。なぜいま有事研究というふうなものが必要なのかということから国民はなかなか納得しがたいわけです。その必要性をい

まの段階で提起しなければならぬという状況というのは整っているわけではないと思えます。そういうところへもって来て、最近では、政府、防衛庁は、人為的に、いや、こういう問題があるのだということを、状況を無理やりにかき立てようとしている、そういうふうな考えられてならないわけです。

たとえば防衛白書でも、どぎつくソ連の脅威を強調している。それが今度の防衛白書の特徴だと思ふのですが、有事への不安というものをことさらに取り立てようとしている。必要以上に危機感をあふり立てている。そういう気がしてならないわけですね。われわれが平和憲法を持っていて、したがって平和外交を進めていくということ、有事などということがないようにしていくということ、が私たちの大きな目標でなければならぬのに、戦争の危機をあふり立てているというふうなことで、これは戦前を思っても、日本の前途が非常に重大な危機に直面しているというこの宣伝の中から軍備をどんどん拡充していつて戦争に突入したといういつか来た道を私たちは歩んでいるような気がする。金丸防衛庁長官は先ほど来、私も大正生まれで、あの戦争はいやだ、こう言われたが、それは全くそのとおりのはずなのですから、いまのこのあふり方というものは、戦前のいつか来た道によく似ているわけですね。私は今日の段階をそういうふうに見ることもできると思うのですが、その点はどうでしょう。

○竹岡説明員 最近、防衛庁は、昨年の八月から有事立法の研究を長官から命ぜられまして、また、ことしの六月、防衛研究につきましても長官からの指示を得たわけでありまして、もちろん、いま先生がおっしゃいましたとおり、考えれば考えるほど、わが国はこの狭い国土にたくさん人口がおるわけでございますから、ここで戦乱があるようなことは最もあつてはならないことだと思います。また、国防の基本方針でも、第一に安全保障の最大のものは平和外交だということも言っております。そういう点は十分心得ております。い

たずらにこういった場合に国民に危機感をあおつてはならないというようなこともわれわれも心得ております。しかしながら、防衛の責任ということを与えられております防衛庁としては、やはり平素からいま申し上げたような二つのことは研究していくのがわれわれの使命ではなからうかということでも研究を始めたわけでございます。また有事立法の研究につきましても、いまだから立法手続をしなければならぬ事態ではあるとも思っております。そういふところは高度の政治判断で、内閣の責任でやられることだろう。ただし、われわれ防衛庁としては平素からそういうことを、この平和時において万一のことを思つて勉強していくことがわれわれの使命だろう、このようないふ気持ちで進めておることを御了承願いたいと思つております。

○安井委員 それじゃ私は納得できないわけですね。いま私は有事立法と、こう言いましたけれども、いわゆる有事立法研究というものは、きょうのつとめの御説明を聞いていけば、官房長の方で中心になっておられるようですが、本来の意味の有事法令の研究というのと、それから防衛局の方で中心というのか、幕僚の方で中心ということになるのですか、防衛研究ですか、それからもう一つは防衛二法の改正というふうな、つまり三つのプロジェクトに分かれておられるような御説明のように聞かれます。これはそれぞれプロジェクトチームの名前はどのようなふうについていますか。

○竹岡説明員 別にプロジェクトチームの名前をつけておるわけではございませんが、昨年の八月の三原長官から指示がありました有事法令の研究です。これは防衛二法の研究も含めまして法制問題でございますから、官房の方で各幕僚の法規担当とあわせて検討を進めております。それから防衛研究の方は、これは防衛局とそれから統合幕僚会議、これは各幕僚、陸海空の幕僚監部からも人を集め、そして統合幕僚会議とそれから防衛局が並行して防衛研究を進めております。いずれも特別

の名前をつけてはおりませんけれども、防衛研究を研究する班と有事立法の研究班、こういうふうに考えております。

○安井委員 名前はまだないようですが、名前なしのままで最後まで行くのですか。

○竹岡説明員 仮に有事法令研究チームあるいは防衛研究チームという名前をつけてもいいのかもしれませんが、それだけの人が集まらなかつておりますから、ことさらに名前をつけてはおりません。

○安井委員 俗に有事立法という言葉の中には実はその二つが一緒になっているのです。新三矢研究だというふうな批判の中にもこの二つが混在したもので理解をしているというふうに思ふわけですが、中身についてももう少し議論したいのですけれども、それだけの余裕がありませんから、私は、これと日本防衛協力小委員会の作業との関連だけを一つ伺つておきたいと思ひます。

それらも有事なんです。ところが、それらの小委員会の方はガイドラインをかなり早目につくろつという考え方だし、防衛庁の中の二つのプロジェクトチームはその終点がまちまちであります。そういうことになると、日米防衛協力小委員会の作業の方が早目に決まってしまうと、その結論を、つまりアメリカとの話し合いの中で決まったものが逆流して防衛庁の中の二つのチームの作業に影響を及ぼす、そういうことになりませんか。その辺はどうですか。

○伊藤説明員 その三つの関係が深いというふうなことは先生おっしゃいましたけれども、私どもは、この日米防衛協力の問題につきましては、いわゆる日米安保体制というものが安保条約の五条のもとで有効に発揮できるそのためのガイドラインをつくり、それに基づいてそれぞれの、日米双方がそれぞれに計画を持つということを考えているわけでございます。これが有事法令あるいは自衛隊の運用研究、それに直接関係があるとは考えていないわけでございます。

○安井委員 しかし、お互いの影響がかなり出て

くるのではないかと思います。日米関係の双方で
の有事の研究が先行しているということに私はか
なり気がかりな点を覚えるわけであります。

ちよつと時間が足りませんから、その辺の議論
は別な機会に譲りますけれども、いずれにしても
も、その検討というものは相当時間がかかるとい
うことの先ほどの説明がありましたけれども、防
衛二法の改正というのは、次の臨時国会は無理だ
と思ひますけれども、次の通常国会に提案するこ
とはないと思ひていいのですか。

○竹岡説明員 五十四年度の概算要求で、やはり
海上自衛隊、航空自衛隊に若干の増員が要するの
ではなからうかということ、いま概算要求の段階
でやっております。もしこれが最終的に予算が決
まりまして増員が認められるということになりま
すと、この増員につきましては、これは法律の問
題でございますから、どうしても出さざるを得な
い。その増員との絡みでどう決まるかによつて
は、五十四年度に出さざるを得ない。五十四年度
にも出しませんならば、従来単なる増員だけでは
なくて、当面必要な何らかの措置、考えられるも
の、これから勉強してまいりたいと思ひますけれ
ども、加わるかもしれないが、増員の見通しに
よつては五十四年度にも出さざるを得ないのじや
ないか、このように考へて、いま勉強しているこ
ろであります。

○安井委員 増員がなければ、つまり内容にわた
つての改正案は出ない、増員の見通しのあり次第
だ、そういうことですか。

○竹岡説明員 この増員がなければ、たとえば中
央組織、統幕機構の問題とか、やはり防衛二法に
関連する相当の組織上の問題がございますが、こ
れはやはりしばらく時間をかけてわれわれ研究し
ていきたいと思ひますので、五十五年度にまゝと
まて出したいという気持ちは持っております。増員
がもしなければですね。これももうしばらく勉強
さしていただきたいと思ひます。増員があるよう
でしたら、これは五十四年度に出さざるを得な
い、このように考へます。その際に、統幕機構と

か中央組織、しばらく長期をかけて研究しなけれ
ばならぬような事案は、五十四年度には少し間に
合わないのじやないか、このように考へておりま
す。

○安井委員 いまのいわゆる有事立法の研究とい
うその動きの中で、私はこう思ふのです。かつて
四十年二月の国会で、社会党は三矢計画の研究な
るものを問題点として大きく提起し、当時予算委
員会の中に小委員会も置いて、時間をかけた検討
を進めたというのを思い出さなければ。しかし
あの当時は、三矢研究というのは極秘のうちに
制服組がやっていたということ、問題が大きかつ
たのですが、いまは制服組だけなしに全体の防
衛庁の問題として取り組みをしているというだけ
で、有事立法のプロジェクトチーム、それから防
衛研究の方のプロジェクトチーム、その二つの作
業を合わせれば、昔の三矢計画と実質的には変わ
りないようなものになる。しかも昔の三矢計画な
るものは極秘のうちにやられて、いわば衣の下に
よるいを隠した。そのよるいがちらちら見えて、
それで国会であらういふうな取り上げ方になつ
た。しかし、いまはその衣そのものをかなくなり
て、よるいのままで防衛の問題を開き直つた形
で、防衛庁は提起をしようと言つて差し支えない
のではないかと私は思ひます。その大きな防衛論
争の違いというものを私はいまの段階で理解し、
これは大変だという思いを強めるわけです。

○安井委員 増員がなければ、つまり内容にわた
つての改正案は出ない、増員の見通しのあり次第
だ、そういうことですか。

し私は、そういう物の考へ方が恐ろしいと思ふわ
けであります。そんなようなことで国会に対応し
ようとするのなら、私はこれはもうどんなことが
あつてもこういうようなものををつぶしていかな
ければならぬと思ひます。

ですから、あくまでも慎重な態度で問題に対応
してもらわなければ困る。とりわけ、それそれい
ま研究が進むと言われているその資料を、私はそ
ういう意味でも国会に必ず提出していただきたい
と思ふ。国会も本当にそれが必要なのかどうか
ということを真剣に考へていく、そういうことな
ければ国民は納得しませんよ。どこかでこの前の
三矢研究と違つてオープンにやりますよと言つた
つて、その中身が国民に知らされなければ同じ
とじやないですか。何をやっているのかさつぱり
国民に知らされない、それでオープンだとかで
言えるんですか。ですから、国会にもそういう資
料を十分に提供して、それでわれわれもその問題
の理解を深めながら勉強していくということな
ら、これは話はわかると思ひますけれども、あく
までも何もかも非公開で、秘密のうちにやってい
くという態度を私は許すわけにはいかぬと思ふの
です。大臣、どうでしょう。最後に……

○金丸国務大臣 この問題につきましては、国会
の御審議を得なくてはならぬことは当然でありま
すし、また国民のコンセンサスがなくてはならぬ
うものがつくられるものではない。慎重にこれに
しましては対処していく考へ方でありまして、ま
たたまたま研究の最初でありまして、いわゆる
たたき台というふうなものも出ておらないわけ
であります。そういうものが出てきたら、まあい
ろいろあらうと思ふのですが、御審議願するもの
につきましては、これは一遍に幾つあるのかわか
りませんが、私は相当数のものが出てくるだろう
と思ふのですが、逐次一つ一つ国会の理解の中
で解決していく、こういうふうに私は考へており
ますし、またそれが国民のコンセンサスを得る基
本だ、私はこうも考へておるわけでありまして、
○安井委員 何もかも秘密で運ばうというところ

に一つの大きな問題があるということを重ねて指
摘して、終わります。

○村田委員長代理 本原実君。

○木原委員 大分夜も更けてまいつたような感じ
ですので、ポイントだけ幾つか聞きまして、後に
譲りたいと思ひます。

今朝来、有事立法の問題がいろいろ問題になつ
ているのですが、私も、安井委員の御発言を受け
て、なせいま有事なのか、その辺から伺いたい
と思ふのです。いま有事立法を急がなければなら
ない、取り組まなければならぬ情勢あるいはその
根拠、この辺をもう一度、官房長おしやつてく
ださい。

○竹岡説明員 有事立法、これは国民にも非常に
影響のあることでございますし、それぞれ主官法
律を持った他官庁があるわけでございますから、
非常に慎重にやらなければならぬ。これがいわ
ゆる国会で審議され、日の目を見ようというの
は、まさに立法手続をとる場合だと思ふのです。その
立法手続をとるといふことは、いま果たして有事
立法の立法手続をとらなければならぬほどの危険
があるのかどうかということになりますと、私は
ないと思ひます。恐らく政府あるいは内閣が最終
的にその有事立法手続をとる段階、すなわち、各
官庁みんな一緒になつてやれということ考へら
れるのは、わが国がそういうことがあつてはなら
ないと思ひますけれども、非常に危機感がある、
国民も非常に危機感を持ったというふうなときに
判断されることだろうと思ひます。だから、現時
点で立法手続をとらなければならぬほどの差し迫
つた問題は、私個人では、ないんだらう。また防
衛庁長官からも、そんなあわてることはないんだ
からゆつくり勉強しておけというように指示され
ておるのも、そういう趣旨だろうと思ひます。

だから、立法手続をとる段階は、まだまだそんな
段階ではない、そういう危機感があるわけでは
ない。ただし、防衛庁というのは有事のときに備
えておる役所でございまして、平素からそうい
つたことを自分なりに研究しておくと、

場合によれば防衛庁の研究だけで、わが国が非常に平和で今後永久に要らなければ、これは非常に結構なことだと思います。有事立法というものが要らなければ結構だと思えますけれども、防衛庁自体としては、この役所の性格上研究を続けていく。それじゃなせ去年の八月からやったか。これは私は、防衛庁は防衛庁の使命から見ても、もっと早くから研究はしておくべき問題であつたのじゃなからうかと思ひますけれども、いままでなされておりましたので、防衛庁自体の研究は進めておることとさせていただきます。

○木原委員 幾つか問題がございます。防衛庁としては、情勢はいいけれども平時の間に一つの体制を整えておく、いわばビジネスとしての立法化に向けての勉強をするのだ。しかしながら、軍事というのは、軍事的な問題というのはビジネスだけでは終わらないわけですね。そういう動きをするか自体が、ある意味ではさまざまな軍事的な緊張を生む要因にもなる、国民の中に別個の不安を呼ぶ問題にもなる、私はそういうふうに懸念をするわけです。

ただ、こういうことは言えませんか。つまり、いままで不備であつたといふゆる有事のさまざまな対応の法的な措置を講ずるだけの、まあ言つてみれば自衛隊の体制が整つたのだ、こういう判断があるのですか、ないのですか。

○竹岡説明員 そういう有事法令を防衛庁内部で研究するという余裕が大体できてきたのかという御質問でございます。(木原委員「できてきたというより、体制ができたのではないか」と呼ぶ) 防衛庁自体がですか。私は、この有事法令の研究は、仮に十年前であらうと、防衛庁内部で研究するつもりがあるならばできたと思ひます。しかし、恐らくその当時には、まだまだ国民のコンセンサス、防衛に関するコンセンサスというものが、防衛に必要であつたのだらうと思ひます。いまでもわれわれも配慮をしなければならぬと思ひますけれども、余裕ができたというよりも、一次防、二次防、三次防、四次防ということ

で、基盤的防衛力、国防計画の大綱というものが決まつた。そういう意味では、こういう法令を勉強するような余裕ができたと言われれば、そうかもしれません。それぞれ防衛力の整備計画がだんだんと整つてまいりまして、防衛計画の大綱という平時における計画というものが一応セツトされた段階ですから、こういうものを勉強しようという余力ができた、あるいは余裕ができたと言われれば、そうかもしれません。

○木原委員 妙な言い方ですけれども、不備と言へば、日本の自衛隊は軍隊じゃないわけですから、至るところ穴があいて不備な面があるわけですね。しかし、その不備な面があるところにまた自衛隊の特質もある、こういう関係で来た要素があるのです。ですから、国民の側としては、やはり安井さんがおっしゃつたように、平時における自衛隊の限界というのを、われわれもついに、二年前のこの場で議論をしました。しかし、今度は百八十度やがら有事という、その辺の交換といひましょるか変化、これがなかなかつかみにくい。われわれだつて疑惑や疑問を感じるところがあるわけなんです。しかし、そのことはこれからいろいろ出る問題ですからおきますけれども……

もう一つの懸念を聞きたいのですが、今朝来いろいろ議論がありました。有事立法を整えていく一つの根拠になるのですが、これは自衛権の発動と運動をした体制をつくるということですか。

○竹岡説明員 ちよつといまの御質問の趣旨が解しかねるのですが、いわゆる有事立法を研究するという、その有事というのは何を考へておるかと言われましますらば、外部からわが国に対する武力侵襲があるような事態、こういうことを想定しまして、現行法体制で十分なのかどうかということの勉強をわれわれなりにやつておることとさせていただきます。

○木原委員 言葉が足りませんでしたけれども、外部からの武力侵襲があつた場合、それに対応して防衛出動が下令をされるわけですね。防衛出動が下令をされるということは、自衛権の発動とい

うことに根拠があるわけですね、つまり、それに対応する体系をつくるわけですから。そうしますと、この有事立法の作業をされる根拠というものは、自衛権が発動されたそのときに見合つた体制をつくる、体系をつくるんだ、こういうふうな理解をしていいのですか。

○竹岡説明員 自衛隊法七十六条にございますように、外部からわが国に対する武力侵襲があるような事態といたしましてございまして、その場合には当然わが国が自衛権を発動する、そして、その自衛権を発動するために自衛力を行使する、いわゆる自衛隊に武力の行使を命ずるということにならうと思ひますけれども、そういう意味では、自衛権の発動の時期だと思ひます。

○木原委員 そこで官房長、その辺もう少し、ちよつと大事なことで細かく聞いておきたいのですけれども、自衛権の発動の要件、つまり外部からの武力侵襲があつた場合、そういうときの事態に備えて有事立法をやるんだ。何か先ほど、どなたかの質問にあなたは答えになりました、あつたという時点で遅いんだ、かもしれないという状況の中でそういうものに対応するものをつくるんだ、こういうようなことをおっしゃいましたね。もう一遍そのことをおっしゃってください。

○竹岡説明員 有事立法を考へております有事というものは、治安出動とか災害派遣とかそういう意味のことを――あるいはこれは有事と言ふ人があるかもしれませんが、そういう場合のことを考へておるのじゃない。あくまでも外部からわが国に対する武力侵襲、武力侵略があるような事態といたしまして申し上げたわけです。そういう事態だけを考へておる。

そういうことになりましたと、武力侵襲がいよいよありやうだといふような場合に、あらかじめ物を準備しなければならぬといふような準備も要るでしようし、あるいは物資の取用とかそういう準備が要るだらうと思ひます。そういう場合に、何らかの、いまでは足りない法制が要るのかもしれません。だから、武力侵襲があるような事

態を考へておりますが、あつてから適用される法律だということになりますと、ちよつとおかしくなります。やはり武力侵襲を前提にいたしまして、そういう前後、そういう事態における必要な法制と、こうならうと思ひます。

○木原委員 そういう見解は、防衛庁、いつからおとりになったのですか、いまおっしゃつたようなあなたの御見解は。

○竹岡説明員 去年の八月に有事法令の研究をせよという長官の御指示がございましてから、この有事法令の勉強といたしましてこの有事といたしては、われわれは防衛出動、七十六条のあいひつた事態、そういうものを前提にして考えようということ、われわれはそう言つておるつもりでございますが……

○木原委員 これは私は重大な方針の変更といふか変化だと思ひますけれども、一九七〇年の三月の衆議院の予算委員会、当時の外務大臣の愛知さんが、外部からの武力攻撃ということに関連いたしましてこういう御発言をなさつておるのです。外部からの武力攻撃のおそれがあり、脅威があると、それだけでは自衛権を発動できないんだ、こう言つておられるのです。だから予防戦争などそういうものは排除されているんだ、こういう御発言をなさつておられるのですか。

○竹岡説明員 お答えします。御質問の趣旨がわかりました。先ほど自衛権の発動との関連と言われたのもそういう意味だつたと思ひます。いわゆる自衛権を発動ということとは、こちらも防衛出動が下令されて、そして部隊が動くことが自衛権が発動されたということだらうと思ひます。発動されたということ。その自衛権が発動されるような事態、そういう緊迫した事態、そういうものも含めまして、私たちは有事立法に関します有事という想定をしておるのです。

これを特にそういうことを言ひますのは、おまへたちは治安出動や災害派遣とかあるいは海上警備活動とか、そんなことまで含めてこの有事立

法を考へておるのかという御疑問がございますので、われわれが考へております有事というのはあくまでも防衛出動、こういう事態を考へております。だから、あつてからとか、防衛出動が下令されてからとか、そういう過去形とかそういうことを使わないで、防衛出動が下令されるような事態でございます。そういう有事を考へて勉強しております、このように申し上げておるのです。だから、自衛権が発動されたということじゃなくて、発動されるような事態ということになるんじゃないかと、こう思います。

○木原委員 そうすると、つまり、そのおそれのあるときも対応できるわけですね。

○竹岡説明員 まだ少し御質問の趣旨がわかりかねておるのですが……。

○木原委員 もう一遍言いまししょう。つまり、出動下令がありますね。命令が出ますね。その命令は、自衛権が発動ということになるわけですね。

○竹岡説明員 自衛権が発動されたことにな……。

○木原委員 発動されたことになるわけですね。自衛権が発動され、それから出動命令が出る。この出動命令を出すのは、要知さんの答弁によれば過去形なんですよ。外部からの武力攻撃があつたときと、こう言っているわけですね。それから、あらかじめ、攻めて来るかも知れない、攻撃があるかも知れない、そういうときにはそういうことはあり得ないんだ、だから予防戦争などということはあり得ないことなんだと、こう言っているわけですね。

○竹岡説明員 どうも失礼しました。いまの七十六条はおそれのある場合も含んでおりますけれども、もちろん、防衛出動を下令されましても、自衛権の発動というものは、急迫不正の侵害に対して他に手段がない、で必要最小限度の行動をとるわけですから、武力——ちよつと意味がわかりません。

○木原委員 それではもう少し問題を、大事なポイントですから、お聞きしたいのですが、一つは

出動が下令をされる条件、そのときの要件、つまり外部から武力攻撃があつた、こう言われるのですが、武力侵襲だけですか。武力侵襲の中にもいろいろな対応がありますね。だから、総理大臣が判断をして出動を下令する、それを満たす要件というものは何かあるはずですか。どうですか。

○伊藤説明員 防衛出動が下令されますのは、七十六条によりまして、外部からの武力攻撃があつた場合、それから武力攻撃のおそれのある場合と、いうことになっております。

これと、自衛権を行使する、すなわち武力を行使することの間に差があるわけですね。自衛権の行使の三要件というのがございまして、急迫不正の侵害があるとき、それに対して他に全く手段がないとき、最小限度の自衛権を行使することになるわけですね。

○木原委員 私がこたえたいのは、これから有事立法についていろいろな作業が行われるということですね。そういう際、それは新しく作業をされる有事立法が法律として生きていく場合に、その実施の方法があると思うのです。つまり、出動が下令をされた。しかし、同じ出動の下令のときでもいろいろな態様があるわけですね。そうしますと、全部強力にやる場合と、部分的にやる場合とか、この程度にやる場合にはこれをやる。つまり、防衛庁でよく使われる、小規模侵襲のとき、中規模侵襲のとき、大規模侵襲のときといったようなことがあつて、国民の方からすれば、いずれは権利義務をかなり縛られる法律が出るはずですね。

○木原委員 私がかたがた言つておることは、これから有事立法についていろいろな作業が行われるということですね。そういう際、それは新しく作業をされる有事立法が法律として生きていく場合に、その実施の方法があると思うのです。つまり、出動が下令をされた。しかし、同じ出動の下令のときでもいろいろな態様があるわけですね。そうしますと、全部強力にやる場合と、部分的にやる場合とか、この程度にやる場合にはこれをやる。つまり、防衛庁でよく使われる、小規模侵襲のとき、中規模侵襲のとき、大規模侵襲のときといったようなことがあつて、国民の方からすれば、いずれは権利義務をかなり縛られる法律が出るはずですね。

○伊藤説明員 これは、たとへば現在百三条の物資の収用でも、地域を非常に限つたりしておりますね。「当該自衛隊の行動に係る地域」とか、あるいは「内閣総理大臣が告示して定めた地域内に限り」とかいうような、こういう制限もございまして、そういうこともあわせて、いま先生が言われました各種態様を考へまして、慎重な研究をしていかなければならぬ、これはおっしゃるとおりだと思います。

○木原委員 私が一番その中でも懸念をしますのは、あなたがおっしゃつたように、過去形ではなくて、やられてからでは遅いのだ、これはそうでしょう。しかしながら、武力出動については、ともかく予防戦争をやるようなことは排除されているんだ、こういう見解も元の外務大臣から出ているわけですね。

○伊藤説明員 私どもは、侵害というのは組織的な、計画的な武力攻撃というふうな認識をいたしているわけですね。

○木原委員 そうすると、侵略と同じ定義だということですね。

○伊藤説明員 自衛隊法上は、侵略という言葉は直接侵略、間接侵略という言葉で使っております。自衛権の行使の場合には、通常、御説明は急迫不正の侵害というふうな申しておるわけですが、これは武力攻撃ということでございます。概念的には同じようなものだと考えておるわけですね。

○木原委員 具体的に聞きますけれども、たとえば日本の領空上でわが飛行機が銃撃を受けた、そういう場合はやはり侵略ですか、侵害ですか、同じことですか。

○伊藤説明員 その攻撃が組織的、計画的であれば直接侵略というふうな考えられます。

○木原委員 そうすると、偶発的な出来事、たとえばスクランブルをかけて、向こうが結果におい

度明らかにしませんと、予算を通すときならまだ国会の中であれですけれども、しかし国民の広いコンセンサスを得るということになりますと、その辺が絶えず明確にされておられませんと、架空のもの、仮定のものに向かつて何か自分たちが縛ら

れるというように考えることは避けられないと思ふのです。今後の問題としまして、一体自衛隊はいかなる侵略を予想をし、いかなるところにウエートを置いてそれに対応しようとしているのか、いま言えることだけでもあったらおっしゃってください。

○伊藤説明員　まず前提といたしまして、私どもは、現在の極東の情勢のもとにおきまして、日本に對して侵略の意圖を持つて行動を起こす可能性のある國というのはないというふうに判断いたしております。しかし、軍事力というものをそれぞれが國が持っているのも事実でございます。私どもは、いわゆる防衛構想の選択といたしまして目米安保体制というものをとっているわけでございます。アメリカは日本の防衛に対する責任を持つて、ということ条約上明言しているわけでございませ

す。したがって、日本に対する侵略というのは、やはりアメリカの軍事力というものの対決しなければならぬという非常に大きな問題を抱えているわけでございますから、真正面から日本に対する軍事行動をとる国というのは考えられないわけでございますが、いわゆる日米安保体制が発動する以前のような状態でちゃんと日本に対

して攻撃を加えてくるという可能性が、これもまた全然ないというふうには私ども考えていないわけでございます。

いますが、そういう考え方のもとに、現在持っております「防衛計画の大綱」に基づきます陸海空のそれぞれの勢力によって小規模の侵略というものに対処するというのが、まず日本として考えら

れる現在の侵略の様相としては——まあ侵略そのものがあるというふうには考えにくいわけですが、いまいずれも、可能性の問題としてはそういうことであるかというふうには考えているわけでございます。

○木原委員 私も長く防衛の論議を聞いてきましたけれども、わが国の防衛力は、できることなら小規模の侵略であつてほしい、中規模の侵略であつてほしい。しかしながら相手のあることですから、特にわれわれの国のように高度に発達した国に対して何か仕掛けてくるという場合には、何かその辺の海岸に小規模な舟艇で上がつてくるというふうなことは余り考えられないですね。最悪の場合には核攻撃を受ける。たまたまこれという場合にも、恐らく数百機の、第何波にもわたる空からの集中的な、しかも奇襲でやつてこられるといったようなことが、どうも一番われわれが危機感を覚える点なんです。そういうことは想定をなすていますか。自衛隊としていま現状の中で想定をされる最悪の、つまり有事の形態といったようなものは、お考えになつておられますか。

○伊藤説明員 これは数年前に防衛研究をやりました際に、いわゆる幾つかの形態というものを想定したことがございます。一番高いのは、いま先生がおっしゃいましたように、核攻撃を含む全面攻撃でございます。それから、核は使用しないけれども、日本全土にわたつて相当の準備期間を持つて攻撃してくるという可能性もないわけではないわけでございます。そういう幾つかの段階、たしか私の記憶によりますと八つぐらいの段階が考えられたわけでございますが、一番あり得る可能性のあるものとしては小規模の侵略、しかもその小規模の侵略の前には、やはり日本の国内のいろいろな問題の発生によります間接侵略的なものから発展するような直接侵略、そういったものが考えられるということでございます。

ただ、いま先生もおっしゃいましたが、その最も強烈な核を含む攻撃というものに対しては、やはり核のバランスというものがございいますから、その可能性としてはきわめて少ないと思ひますし、また、日本の全土を焦土と化するような通常兵器の攻撃というものは、日本という国の、日本国民の持つてゐる技術力あるいは工業力、こういったものを利用することがやはりその一つの目的になるということを考えますと、焦土化するような攻撃というものは、やはり日本に対する軍事的な圧力によつてこれを意思に従わせるというふうな形のもので考え方としてはあるのではないかとこのように思つてゐるわけでございます。

○木原委員 もうこの辺でやめますけれども、長官に最後に一つ、二つ伺つておきますけれども、運命共同体論で大分批判をお受けになつたわけですが、日中友好条約も大変にスムーズにいったという感じがいたします。わが国にとつても、防衛上の問題としてもかなり明るい側面が出てきたように思ひます。安井委員もこの点に触れて見解をお述べになりましたので、重複を避けさせていただきます。ただ、長官がいみじくもお触れになりました台湾の問題、こういうものがやはり防衛上の問題としてしまつて何か残るような感じがいたします。

アメリカと台湾の間には、御承知のように条約がまだ存在をしておる状況でございます。われわれの日米安保条約も、いわゆる極東の範囲の中に台湾が入つておるという事情もございいます。それから、何か長官がアメリカでお述べになつたという報道がございましたけれども、こういう状態になつて、たとえば第三国の基地が台湾に設置されるということになれば、わが国の南の方の防衛上の問題としても大変に懸念がある、こういうような御発言があつたやに報道で承りました。それやこれや考え合わせまして、日中友好条約が出現をし、防衛上の問題としても中国に関する限りは大変穏やかな状態が出現をしたという状態の中で、防衛政策上の問題として、防衛対応上の問題として台湾の動向、台湾の防衛上の位置の問題、細懸念があり、あるいはまた御心配なさつてゐる面があるかどうか、その辺のことについてひとつ

御見解を承つておきたいと思つたのです。

○金九國務大臣 運命共同体の問題につきまして、朝から諸先生からいろいろの詰問を受けたわけでございますが、それにつきましては答弁をいたしてまいつたわけでありまして、

私は、万々、台湾にソ連の基地ができるようなことはないとにかく信じてはいますが、しかし絶対ないと言へるかという、私はアメリカに参りましていろいろの話を承つてみると、私は素人ですが、そういう感じもいたしまして、あのようなことに言葉を出したわけでありまして、私は、その言葉を出したことについては、まことにこれは容易ならぬことを申し上げたと、こう思つておるわけでありまして。ただ、あの地域が重要な地域であるという意味で申し上げたわけでありまして、今後、アメリカと台湾との関係は同盟が結ばれていくということでありまして、またアメリカ自体は台湾との約束は守るという話もいたしておりますし、米中正常化の中でその運営はうまくいくのじやないかという大きな期待も持つてゐるわけでありまして、今回の運命共同体という問題につきましても、今後十二分に慎んでいかなければならぬ、こう考へておるわけでありまして。

○木原委員 私が申し上げたいのは、台湾の問題はわが国の見解として中国の内政上の問題である、台湾は中国の領土の一部である、こういう見解のもとに日中の国交が回復をされ、条約も締結されたわけですね。中国の領土の一部が不幸にして分離された形になるわけですが、ここに何か安全上にかかわる問題が発生したとき、日米安保条約との関連あるいは台湾とアメリカとの関係、そういうようなものが相互に運動をしてこの防衛上の問題にはね返つてくる要件なりおそれなりというものがなければならぬわけですね。それからまた、長官がお触れになりましたように、台湾が独自の動向で重要な別の行動を起こす、こういったような場合に、外交上の問題はもちろんですけれども、防衛政策上の問題としても大変にむずかしい局面になつてくると思つたので

す。それらの問題についてここで見解を述べよと言ふのも大変に酷な言い方ですけれども、しかし、念頭に入れておかなければならない事態になつてきたわけですね。その辺についても御見解があれば承りたい、こういうことなんです。

○金九國務大臣 台湾の問題については、非常に重要な地域であるということをお認めしてありますし、また、中国と台湾との関係につきましても、いま私がいろいろ口をはきさすきでもないと聞いています。先生のおっしゃるやうに、重要な地域であるということだけは、また今後この問題についてはわれわれもいろいろの情報等を取り入れまして、関心を持つておく必要があるということをお私に思つておるわけでありまして。

○木原委員 これで終わりますけれども、これは官房長、中国との関係が改善をして条約ができたわけですが、防衛庁もしくは自衛隊の制服の人たちが中国から招待を受けてゐるのですか。あるいはまた、訪問をされるという御計画がございりますか。

○夏目説明員 多分昨年の話だと思いますが、中国から、ライフル射撃チームの派遣をしたい、またそれと引きかへに、折を見て自衛隊のライフル射撃チームを中国に招待したいというふうな申し入れが口頭でございましたことは事実でございます。

○木原委員 派遣をする御計画はおありですか。

○夏目説明員 ただいま外務省とも種々調整中でございます。まだ派遣をするかどうかという態度は決めておりません。

○木原委員 終わります。

○村田委員長代理 上原康助君。

〔村田委員長代理退席、高島委員長代理着席〕

○上原委員 どうも時間が相当たつておりますので、防衛庁長官初め政府委員の皆さん、お疲れかと思つたのですが、あと一時間くらいおつき合ひをお願いしたいと思います。

そこで、私もまず冒頭、有事立法問題について

少しばかりお尋ねをしておきたいと思うのです。

そもそも、有事をめぐって議論をしなければいけないこと自体に私は疑問を感じておられるわけですが、いろいろ話題が出ておられる以上は、けさから議論もありましたが、これはきわめて重要な問題でございまして、今後国会の場で改めて集中的にしたいと思いますか、徹底的に議論を重ねていかねばいけない点も多いと思います。

そこで、きょう、有事とは外部から武力攻撃があった場合、受けた場合を言うのだという簡単な説明があったのですが、改めて、防衛庁の御認識は有事とはどういうことを言うのか、その定義というものをもう一度明確にしておいていただきたいと思います。

○竹岡説明員 有事法令を研究しますについての有事は、自衛隊法七十六条で言っておりますとおり、「外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認めるときは、国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ。」すなわち、外部からの武力攻撃があつて、これに対して防衛出動が下令されるような事態、このように考えております。

○上原委員 そういたしますと、有事立法の範囲といえますか、いま研究を進めておられるというその課題は、自衛隊法七十六条に關することだけですか。

○竹岡説明員 七十六条で言います、外部から武力攻撃があつて、これに対して防衛出動が下令されるような事態、こういうことを前提として考えております。

(高島委員長代理退席、村田委員長代理着席)

○上原委員 七十六条は当然前提条件がありますね、これはきょう細々と議論したくありませんが、いわゆる防衛出動については当然国会の承認を得なければいけないという前提条件がある。しかし、けさの議論を聞いてみますと、現在の自衛隊法と関連する部門が相当あるわけでしょう。七十六条に限定をしたのが有事でない、有事立法

の範囲じゃない。一体なぜ現在の自衛隊法で、この七十六条に規定をされている、うたわれていることが有事である——有事であるとはあなたはおっしゃったわけですから、であるとするならば、私たちは自衛隊法そのものにも疑問を持ち、同意をしている立場ではありませんが、議論をかみ合わせるといふ意味で考えた場合に、現在の自衛隊法なり防衛庁設置法あるいは法体系の範囲で、有事のことが万が一あるとした場合にあっては、新たな特別立法を考へないでも、わが国の安全保障、必要最小限度の専守防衛という防衛の基本構想に立つとするならば十分可能ではないかという率直な疑問を持たざるを得ないわけですね。このことを解明せずして、飛躍的に有事だということに問題を発展させてきたところに、より複雑で、政治的問題としていま国民が受けとめていると私は思うのです。この点の解明はどうなるのですか。

○竹岡説明員 確かにこの現在の自衛隊法で、私が先ほど申しました有事における対処につきましては、あるいは百三条とかそれ以外の、航空法その他の除外例等、有事の場合、七十六条の場合にそういった除外例なんかも、この自衛隊法、相当よくできていると私は思うのです。ということはいわゆる有事の場合の自衛隊行動に對しまして、この自衛隊法というのは非常によくできていると思ひます。しかしながら、これだけで十分なのかどうかというのを、他の法令関連もあわせて、やはりこれだけで十分かどうかという勉強をしていきたいということの研究を進めておる、こういうことでございます。この自衛隊法には重大な欠陥があるとは思つておりません。

○上原委員 しかし、現状はそうではないわけですね。もし防衛庁長官なり福田首相が、現在の自衛隊法の範囲で、万が一有事が起きた場合に対処できる防衛体制なり安全保障というものが考えられ得るかどうかが十分検討してござんたということなら、国民の側からいろいろと反対なり、また私たちもきょう議論されたような問題は指摘しなかつたと思うのです、百歩譲つて。しかし、あなた

がいまおっしゃった答弁ではなくして、あたかもあすにも、一カ月後にも、現状日本を取り巻いて——さっきの防衛局長の國際情勢の認識とは全然違ふ、そういうところに果敢発言以降、あるいは先ほど出ました靖國神社への首相の参拝、いろいろの問題と絡んで、シビリアンコントロールというに對する国民の疑念を醸し出しているその政治的責任、これは私は、防衛庁は大なるものがあると思うのです。その点を私はまず問題点として指摘をしておきたいのです。

それともう一つ、有事は七十六条に規定をされているということであるとするならば、明らかに出動待機命令の段階までは、そうしますと有事でないわけですね。さっきの木原先生の質問と関連——これをばくはきよう本格的にやる考えじゃないのですが、そういう矛盾点というものもある。

もう一つ大事なことは、お尋ねしておきますが、あなたの御認識、防衛庁の認識の、いま有事、七十六条を引用なさいましたが、じや非常事態宣言とは違ひますね。非常事態宣言とも違ひ。國家の危機管理体制でもないですね。皆さんが言う有事というのは、國の危機管理体制を言っているわけでもないわけですね。そういう面も非常事態とはどう違ひのか。非常事態あるいは國家危機管理という面があるとする、そういう面と皆さんが言う有事立法とはどう區別して考えておられるのか。こういう面もこれからいろいろ議論を深めていかなければいけない重要な点ですから、明確にしておいていただきたいと思います。

○竹岡説明員 この有事立法の研究は、昨年の八月、防衛庁は防衛庁長官の指示によつて始めておるわけですが、最近の情勢とか何か、急に有事が起ころうとする緊迫した事態であるというような認識は全く持つておられないわけでありませう。ただし、防衛庁自体の存在から言いますならば、一たん有事のときに備える機関でございまして、われわれの使命として研究を進めておるというところでございませう。

それから、たとえば警察法あたりにも緊急事態の布告というようなこともございませうけれども、われわれはこの自衛隊法、先ほど言われましたように自衛隊法だけで完全なかどうかという意味も含めて検討しておるわけですが、たとえば他の法令、道路交通法とかいろいろの法令がございませうけれども、こういったものも、ほとんど有事というものを前提にしていけないのがわが國の法体制でございませう。だから、自衛隊法だけで果たして十分に自衛隊の活動が有事の場合にできるかどうかというのをいろいろの面から検討しておつて、やはり他の法令につきましても、自衛隊の活動を有効ならしめるための除外例、そういったものが要るんじゃないかという意味での勉強をしておるということでございます。

○上原委員 ちょっと私が聞いていた趣旨と違ひますが、もちろん、それはいろいろ関連するでしょう。

もう一遍聞きますが、あなた方が先ほど来御答弁いただいている有事という概念といふますか定義といふますか考え方というのは、國家非常事態ということとかあるいは戒厳令、そういう國家が——國家という表現も私自身は用いたくありませんが、國が危機に陥つた場合、あるいは非常事態に立ち入つた場合を想定した有事立法なのか、そこを明確にしておいていただきたいと思います。

有事というのは必ずしも防衛だけの問題ではないはずなんです。國民の生活全体が何らかの社会的、法的規制を余儀なくされるのが有事なんです。よ、一般的な概念から言つて。明らかに非常事態宣言を伴う一歩手前か、その状況に入つたのが有事だと思ふのです。それさえも明確にしない有事だと思ふのです。それと問題があるのです。そこいらの考え方は防衛庁はどういうふうにお考えになっておるか。そういうことに對処していくための有事立法というのは、單なる自衛隊の防衛出動とか待機命令とか、急迫不正の事態が起きたからという自衛隊の発動とか行使でないと私は思

うのです。国民生活という面から考えた有事というのとは一体どのように認識しているのかというものが、まずは優先して考えられなければいけない重要な点じゃないですか。このことはどうお考えなのかというのを聞いています。

○竹岡説明員 私先ほど言いましたけれども、われわれの研究の有事というのは、七十六条、外部からの武力侵襲があったような事態、これは確かにわが国にとつては非常な事態だと思ふのです。あるいは緊急非常事態であるかもしれないし、国家の非常事態であるかもしれない。そういう場合に、法的に国家非常事態の宣言とか、他の国の憲法等にもございますが、そういうことを宣言しなければならぬのかどうかという事は、われわれはいま考えておりません。

それから、国民の立場から見ましてのいわゆる有事、非常な危機管理といふ事か大危機、これは単に外部からの武力侵襲、侵略されるような事態だけではなくて、非常に国家的な大地震があったとか非常な大災害があったとかという様な場合には地域的に国民の危機管理というものもあるかと思ひますけれども、われわれの考えております有事といふのは、あくまでも外部からの武力侵襲の事態といふことを考えております。それは確かに国家の緊急事態であり非常事態であらうと思ひますけれども、それを法的に宣言しなければならぬのかどうか、そういうことは、私どもの方ではまだこれからの研究にまかしたいと思ひます。

○上原委員 そうしますと、言葉をかえてちよつとお尋ねしておきますが、現在防衛庁で研究をしているといふ事は勉強をしておられるという内容、あくまでも自衛官を、そういう七十六条を適用しなければいかに状況においてどのように用兵をしていくのか、対処していくのか、そういうところに限定をされていると理解していいですか、あなたの御答弁からいたしますと。

○竹岡説明員 そういった有事の事態におきまして、いわゆる自衛隊の活動を円滑ならしめる方策

ということも頭に描いておりますし、それから国民の避難誘導ということも頭に描いておりますし、あるいは自衛隊に對します国民なりそういった者の協力というのにつきまして法制上、手を打つべき点があるのじやなからうか、こういった事態を考えております。

○上原委員 そこが問題なんで、先ほどの答弁とはまた若干違つてきておる。

そうしますと、自衛隊法とは別の法体系、いわゆる特別立法をお考えになつてゐる、有事ということをして想定をして、各関係省庁との分野を含めて包括的な有事特別立法を想定しているというふうに理解されますか。

○竹岡説明員 他省庁のいろいろな主管法律がございますけれども、そういったものを全部ひくくめて包括的な一本の法律でつくるといふようなことは考えておりません。それぞれの主管官庁の持つております各種の法律につきまして、先ほど言いましたように、自衛隊の活動を円滑ならしめるためとか、そういった事態から自衛隊につきましての適用除外があるんじゃないかろうかとか、あるいは有事に際しましての現在の各省の法律につきましてつけ足すことがあるんじゃないかろうか、そういった点の勉強をしておるといふことでございます。

○上原委員 そうしますと、きょうは時間がありませんので、私はこの議論は後ほどにしたいのですが、ちよつとこれも念のためにお尋ねしておきますが、関連すると見られる省庁はどのくらいあるかということ、いま七十六条と百三条は引用いたしましたけれども、現在の自衛隊法との関係においては、どれだけの有立法の場合に取り上げて、政令なりあるいは新しく皆さんの立場で補充をしていかなければいけない条文なのか、恐らくその程度は明確にできると思ふので、やうてください。

○竹岡説明員 関係する法律の主管官庁はどれだけがあるかといふことは今後の研究にまかしたいと思ひますけれども、たとえば、いまわれわれの方でやっております交通関係等でございますならば、道

路交通法なりあるいは海上交通安全法なりあるいは航空法なり、こういったものは運輸省なりあるいは警察庁である、こういったところが持つておる法律も入っております。

○上原委員 条文。

○竹岡説明員 まだ条文のところまでしさいには詰めておりません。

○上原委員 そういう答弁ではいけませんよ。これだけ、有事立法だと内閣総理大臣まで閣議において指示をして、昨年の八月から、三原前防衛庁長官時代から有事研究をやれということをやられて、いま八月でしよう、まる一カ年たつても、自衛隊法の条文さえもはつきりしないとは何事ですか。そういうでたらめなこと、あなた、こんな重要な法案を、国民を何と思つてゐる。防衛庁長官、それは承服できませんよ。これだけ問題を提起して、いまこれは大きな政治問題になつてゐるのですよ。重要な部分に入らうとすると、いつもこういう手で国民の目をごまかして、野党をあしらつて、既成事実の上になつてつくり上げようといふその姿勢は納得しかねます。時間が遅くなつても、いまの答弁は納得できません。

○竹岡説明員 昨年の八月に長官からの指示がありました。各府省各部から、どういふ法律について、そして、そしてここの一月から、私の方の官房と各府の法規担当者を集まりまして、二週間に一遍の割合で作業、勉強を続けております。その最初の方は、先ほど言いましたように交通関係の法律について勉強を進めております。これはどの条文がどうかとか、一般的には、私はいまの感觸では、道路交通法なりあるいは海上交通安全法なりそういった問題を全面的に変えなければならぬと、そういうような結論はまだ得ておりません。まだ勉強中でありまして、多くは緊急自動車等の指定とか緊急例がございますので、若干の除外例等があるならばできるのじやなからうかといふことで、まだ各条文までの詳細な詰めはできて

おりませんので、今後詰まりました段階では、また必要があるならばお答えしたいと思います。

○上原委員 そういう態度はよろしくないです。

そこで、ではこういうことではどうですか。いま、運輸、自治省あたり、郵政関係は引用しましたが、現在の自衛隊法で、皆さんが検討を進めてゐるという有事立法をするとは仮定をして、どういふ条文が該当するのか明らかにしていただきたいと思います。資料として提出してください。

同時に、どういふ省庁と関連をしておられるのか。たとえば、私が考えても、運輸省は関係しますよ。航空法との関係がある。電波法もある。通産も関係しますね、恐らく。外務も関係するでしょう。労働省も関係してくるでしょう。厚生も関係してくるし、郵政、農林水産、経企庁、法務省、自治省、私の頭で考えても、大体こういうところとは関連してくるであらう。いまあなたは、包括的な法案ではなくして、それぞれの省庁と関連する法律を検討するといふことであつたのです。私がいま引用したこの関係省庁のどの法律と、皆さんが考えつつかつたといふ有事立法は連動し、関連しているのか、速やかにその内容と資料を提出していただけますか。これは防衛庁長官から御答弁ください。そうでないと、いまの御発言は私は納得できません。

○金九國務大臣 その問題につきましては、私の知るところでは、各省庁の関係もあることだから、これをまず防衛庁だけでひとまず考え方をまとめる、その仕事はようやく緒についたといふことであつて、いまだ何々を提出しろと言われてもできない状況だらうと私は判断をいたしております。

○上原委員 防衛庁長官、私はあえて栗栖前統幕議長の発言とか運命共同体論はきようは省きますが、要するに有事立法が必要であると仮定をいたしまして、シビリアンコントロールの最大の権限を持つ、最高の権限を持つのは国会なんです。これは総理大臣でなければ、防衛庁長官でもな

い。国会、国民なんです。悪い表現で言うと、国家存亡にかかわるいわゆる超法規的な立法を考えておると言われる段階において、でさうがって、こうですと、防衛庁だけでそこそ研究してまて、何かのはずみに国会に出されて、ばつと片づけられたらまったものじゃないですよ、国民は。そういうことは、シベリアンコントロールのあり方として絶対にあつてはいかぬ。少なくとも軍事大国にならないということで、立場は違つておつても、もし憲法の精神を本心に遵守するということがあれば、そのくらいのこととはやつてはどうですか。

現在の段階でできないとおっしゃるならば、では、いつの段階でできますか。どのあたりで中間報告なり、いま私が申し上げたようなことを国会に明らかにして、ある日突然ということではなくして、相当時間をかけて、この法案の中身とかお互いの考え方というものを、相違点は相違点として、国民に明らかにし、わかりやすい方向で考えていかないと、私は、重大な過ちを犯さないと、う保証はないと思ふのです。そういう懸念を持つ限りにおいては、やはり資料としては、いま申し上げた程度は逐次、出せる段階においては提出をしていただきたい。改めて要求いたします。

○金丸国務大臣 この問題は、防衛庁がひた隠しに隠して国民に全然知らせずして、これをいつの日か力で押し切つていくという考え方は、毛頭私は持つておりません。ことに与野党接近のこの国会でそんなことは考えられない。また、そればかりではなくて、防衛という問題は国民一人一人のコンセンサスを得る、そこに防衛という問題があると私は思ひますし、いわゆる軍事大国にしてはならぬということ、全く私もそう思つております。その問題につきましても、私も詳細の内容をまだ詰めておりませんから、次の委員会等におきまして御答弁するなりあるいは上原先生自体に直接詰めた結果を御報告いたしたい、こう考えております。

○上原委員 もちろん、準備ができていないものを

お出ししてくださいといつて無理強いするつもりはありませんが、そういたしますと、長官の御答弁を一応了解というよりも、誠意のある御発言でありましたので、一定段階で、ある程度作業が進んで、大体このあたりで国会なり国民の前に明らかにしなければいけないという段階では、私が申し上げたような資料を提出することにやぶさかでないですね。これは官房長にも長官にも改めて御答弁をうたいたいと思ひます。

○金丸国務大臣 その段階になりましたら、先生のおっしゃるようになつてほしいと思ひます。

○上原委員 そこで、もう一点確かめておきたいことは、当然、憲法を逸脱するものでないという御答弁が返つてくるわけですが、私たちの立場は、現行憲法下ではいままうような有罪立法というものはできないと思ふのです。それはもちろん、法制局なりみんなの意見も聞かなければいけません。しかし、国の安全保障をどうするかという政治の話としては、国民の不安というものを解消しなければいけないということとはまた別の話でもありますが、少なくとも憲法九条がある、この新憲法が制定された原点ということとを考えた場合に、私は、やはり非常事態宣言とか、国民の基本的権利を著しく制約するであろう有罪立法というものは、不可能と思ふのです。本来、そういう国づくりというのは日本の方向でなかつたと思ひます。

そういう面から考えた場合に、国民の基本的権利の制限というもののほかかりにおいて、きわめて私たちは関心を持たざるを得ないわけですね。きょうは法制局は呼んでありませんので省きますが、これは引用するまでもなく、憲法第十九条、第二十一条「集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」十九条は言うまでもない、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」第二十三条「學問の自由は、これを保障する。」第二十七条「すべて國民は、勤勞の權利を有し、義務を負ふ。」そして

二項で賃金の問題が出ています。さらに第二十八条の一勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。」その他にもありますが、これだけ国民の基本的権利が明確に憲法で規定されている以上は、有事立法なり超法規的行動だとかいうような概念で規制をするということとはできないと私は思ふのです。少なくともこのような国民の基本的権利、思想、信條の自由、あるいは結社の自由、表現の自由等に制限を加えるような内容は考へておらない、これは断言できます。これは防衛庁長官からもお答えください。

○竹岡説明員 われわれの有事法令の研究は、長官の指示によりまして現行憲法秩序の範囲内であり、憲法改正を伴うようなことはわれわれはいま考へておりません。特に、旧憲法と違ひましていまの新憲法は、絶対的な国民の基本的人權を保障しておる分野も非常に多いわけでございますから、この憲法の秩序内でわれわれの勉強を進めたいと思ひます。

それからもう一つ、先ほど先生から、資料とか、その場合場合における進捗状況など、できるだけ詳しくというお話がございました。これは先生御承知のとおり、有事立法というものが日の目を見るには立法手続が要るわけでございます。これは防衛庁だけでできるわけではございませんので、いつか、万一のそういう事態に必要だといふ内閣の高度の政治的な判断で立法手続をやれといふことになりましたら、恐らく、そういう法律関係の主管も皆一緒にやってやるだろう。そして、そのやりました法律案というものが国会で十分に審議され、国民の前に明らかにされるであらう、それが本来の立法手続だと思ひます。それに至ります前の防衛庁の研究というのは、防衛庁だけの研究でございますから、まだ、政治的な判断で各省庁と折衝しようという段階じゃございませんで、防衛庁だけの判断で各省庁の関連法に

で、われわれのお示しします研究段階の内容につきましても、そういう制限のあることも御了承願ひたいと思ひます。

○金丸国務大臣 私は防衛研究の指示をいたしたわけでありまして、有事ということがないことを願ひながら、われわれは防衛という問題に対処いたしておる。こんなことは絶対にないことをわれわれは望みます。しかし、有事ということがあるから自衛隊というものがあつて、それは憲法に抵触しないけれども、現実の事実として二十万の自衛隊がある。その自衛隊がいわゆる有事のときに対処する何物もないという、これは国民の負担にたえられぬじゃないかという感じが私はいたしておるわけでありまして、いわゆる憲法の範囲内において十分なひとつ研究はすべきである、これが私の考え方の一つであります。

○上原委員 これはその程度にきょうはとめておかざるを得ませんが、自衛隊があるから有事があるのですよ。有事があるから自衛隊がいるのじゃないのですよ。自衛隊がいるから有事にもなるのだな、それは。

そこで重ねて要望しておきたいことは、法案が固まつてからこうなりましたということではないのです。これは念を押しておきます。防衛庁段階の作業過程においても、逐次、明らかにすべきことを明らかにしていただかなければいけないということは、私は改めて要望と強く。そういうことさえもやりにならないと、ますます栗栖さんを当て馬にして、この際憲法も自衛隊法もすべてということには、そう国民も受け入れないと思ふのです。われわれは、この問題はきわめて重要視いたしております、正直申し上げて。いま言う国民の基本的権利ということ、なぜ新憲法が生まれたかということ、改めてわれわれはいま問ひ直していかないといけない重要な段階だと思ふのです。

日中平和友好条約ができて、もう五十年代のいわゆる冷戦構造下におけるわが国の外交姿勢なり共産主義国、社会主義国に対する対応姿勢という

のは変わってきたでしょう。なぜ、いまのこの国際情勢の中で、有事だの防空ごうだの国民防衛体制だのということが騒がなければならないのか。その政治のねらい、背景にあるものが何かというのを、私たちはより重要視をしているのです。防衛庁長官。そのことを抜きにしてはこの問題はどうしても納得いきかねる、重ねてその点は指摘しておきたいと思えます。

そこで、時間があるままのうちに進みますが、これは先ほどいろいろございましたが、きょうできれば九時半までにとおっしゃったのですが、若干延びそうですが、いや、御答弁いかによって一時ごろまでやりますよ。一時というのはちよつと言ひ過ぎですがね。もう少しやるかもしれません。十時ごろまでかかるかもしれませんよ。

けさのお尋ねにもありましたが、去る六月に金丸長官御訪米をなされた、ブラウン米国防長官といろいろ、日米の防衛問題といふ事か、あるいは安保体制下における基地使用の問題などを含めて意見交換をされたようであります。その内容についてはある程度新聞報道その他で知っておりますが、特にきょうお尋ねしておきたい第一の点は、その日米防衛首脳会議において基地労働者の問題についてどういふお話し合いをしたのか、もう少し明確にしてください。具体的に申し上げますと、日本側は金丸防衛庁長官から何を提案なされたのか、また日本側からの提案に対して、米ブラウン国防長官からはどういふ返事があつたのか、それについて日米間ではどういふ話し合いが今日までなされて、どういふ結果になつてゐるのか、こういう点を明確にしてくださいと思ふのです。

○亘理説明員 お答えいたします。

先生よく御承知のとおり、ことしの三月の十日に、沖縄における米陸軍の再編成計画とこれに伴う雇用の問題についての米側の発表があつたわけでございます。そこで、六月に金丸大臣がアメリカに行かれました、この問題については沖縄県知事さんその他の関係の方々からの御要請もありま

したし、それを受けまして、ブラウン国防長官あるいは国務次官、あるいは上下両院の各議員にお会いになる都度、この沖縄における深刻な失業情勢について事情を述べられて、沖縄における米軍の従業員の雇用の確保について最大限の努力をしてみたいというのを訴えられたわけでございます。

これに対して米側からは、米側にもいろいろ大変なことがあつたというのを申しておりました。それは一つは、一般に海外経費の削減という米議会の方針もあるわけでございますが、特に、昨年来の円高ドル安状況に伴つて駐留軍の経費のやりくりが窮屈になつてきておるといふこと、それからもう一つは、陸軍の再編成と申しますのは、この業務の一部を海兵隊あるいは空軍に移管することを含んでおるわけでございますが、軍によつて仕事のやり方が違つた。たとえば海兵隊においては、あらゆることをすべて兵隊がやるというふうなこともありまして、従業員の仕事がなくなくなつた面があるのだ、従業員の仕事がなくなくなつた場合にこれに給料を払い続けるといふことは、仮に政府が考えたとしても議会がこれを許さないというふうな事情もあるというふうなことで、米側の苦しい事情もいろいろ話があつたわけでございます。

しかしながら、大臣並びに随行しました私どもは、沖縄における失業率がすでに大変高い状況にある、その中にはすでに過去数年来、大ぜいの軍従業員の解雇された方々も含まれておるわけでございます。そういう状況を踏まえて、米側にも苦しい事情はあるだろうけれども最大限の努力をしてくれ、米側もこれに対してできるだけ努力をしますということを申ししたわけでございます。が、具体的にその場で解雇のニーズがどうのこうのというふうな話に入つたわけではございません。

私どもは、東京に帰りましてからも、在日米軍と終始同じお話を繰り返してきたわけでございますが、御承知のとおり先月の末に、約八百人のM

LC従業員が十月末をもって解雇されるという発表があつたわけでございます。これは正確には、県労管への通告によりますと、M LC従業員が八百二十七人、それからI H Aの従業員が二十四人、二十四人のうち半数は再雇用されるということでございますが、その七月末の発表の際にも、米側はなお引き続き雇用の確保についてできるだけ努力を続けるということをお申しておるわけでありまして、私どもは、そういう発表はありましたが、実際の解雇が起きます十月末あるいはその前に、九月の下旬と予想されます個人別の通告までの間に、さらに精力的に在日米軍に働きかけまして、実際に生ずる解雇者の数が少しでも少なくて済むように、再雇用が確保されるように、働きかけを現在鋭意行つてゐる最中でございます。

○上原委員 防衛庁長官からお答えがないが、どういふお話をなさつたのですか。

○金丸国務大臣 施設庁長官が私とブラウン長官との話し合いに立ち会つておりましたし、専門家でもあるから、亘理長官にいただいたの答弁をしていただいたわけでありまして、私はブラウン長官に、このことにつきましては強く要請をいたしました。ことに、私が出発前に沖縄県知事初め県議会の決議文その他関係の皆さんから、この問題についてはいふやうな失業問題、社会問題、政治問題になるというので、強くこの問題はブラウン長官にお話し申し上げましたところが、ブラウン長官も、できるだけ努力はいたします、しかしアメリカも非常に財政的に逼迫をしておる中で努力するといふことはなかなかむづかしい、そんな困難な話もありましたが、私はこの話は、本当に沖縄は失業率の高い県でもあるし、また米軍が基地等もたくさん持つておるというふうなことも考へて、ぜひひとつこの問題については再考慮をしてほしいという強い要請をいたしましたし、会う人ごとに、すべて私はこの話を伝えてまいりました。先般その発表もありましたが、ただいま亘理長官が申し上げましたように、私も先頭になつ

て、この問題については今後とも最大の努力をいたして御期待に沿いたいと考えておるわけであり

ます。

○上原委員 日米の防衛首脳会議でそういう意思表示をなさつた、それはそれなりの意義もあつたであらうし、また当然だと思ふのですが、

にもかかわらず、いま約八百名とおっしゃつたが、八百五十一人ですよ、もう約九百なんですよ。皆さんも国民も、もう少し基地労働者の実態ということについて、特に沖縄の現状について御理解をいただきたいと思ふのですが、現在沖縄は、陸軍関係はたしか二千三百四十人ですね、これは五月末現在ですか。今回の八百五十一人というのは、何と三六・三%に匹敵するのですよ。しかも、復帰後今日まで、解雇された基地従業員の数というのは約一万二千人、そのうち今日まで再就職が、これはいろいろ変動もありますが、昭和四十七年以降五十三年度の六月までに一応再就職ができたという方はわずかに二千四百九十人なんです、沖縄県の職安の資料によりますと。現在では、神奈川県よりも基地労働者の数は少ない。反面、余りこういう議論はストレートには結びつかないかもしれませんが、復帰後今日まで返還された軍事基地というのはわずかに八・六%ぐらい、こういう状況なんです。

そこで、これはよく防衛分担問題とか基地、駐留費の分担問題とも絡んでなかなか政治的にはむづかしいでしょうし、私どもも立場は基地撤去なり安保に反対している以上、その原則を曲げようとは思ひません。だが、政府は、考えていただかなければいけないことは、雇用主であるのです。法律上の雇用主である。しかも基地労働者の平均年齢は四十五、六歳。四十五、六歳というのは、子供の教育や社会的に一番負担の大きい時期なんです。戦後十四、五年ないし二十四、五年間基地労働者として働いてきて、子供がようやく高校を卒業する、大学に行く、まだ中学にいていふような中高年齢に差し加つた段階において次々と解雇されていって、わずかに援護措置とし

て特別給付金があるとかいふことを言います
が、首を切るなら再就職なり、この際最後までの
保障を政府の責任においてやってください。

そうするなら、われわれもこの問題についてと
やかく言いません。復帰後二万二千名が解雇して
おいて、自然淘汰で二千四、五百名が再就職をし
た段階において、今日のこの不況、インフレの中
で新たに八百五十一名も首を切っておきながら、
それを人質にして防衛分担とは何事ですか。駐留
費とは何事ですか。そういうのが米側に對する思
いやりですか、防衛庁長官。そうではないのでし
ょう。もしアメリカ側に思いやりをやらなければ
いけないのであるならば、あくせくとして、
いろいろな意味で苦しめられて働いてきた労働者
に對しても、政府はそこでそれなりの措置をやる
べきじゃありませんか。それをやらないから私た
ちは問題にしているのです。この件についてアメ
リカ側とさらに詰めるというお話しもありまし
たが、これ以上はくどく申し上げませんが、こう
いう実態について政治が責任を持たぬというこ
は、この段階においては許されませんよ。どうし
ても政府の責任において解決してもらいたい。

○互理説明員 私、先生のおっしゃることはよ
くわかるのでございます。沖縄の従業員が復帰時
二万人、現在八千人でございまして、特に、四十
七、四十八、四十九、五十一年度までは毎年二千
人、三千人という大量の解雇者が出る。昨年は幸
いに比較的少なかったのでもございますが、こ
こへ来てまた大量の解雇が出るということは非常
に重大な事態であると受けとめておるわけでござ
います。私も、あらゆる手段を使って最大限の
雇用継続の努力をしなければならぬというこ
とで、いま鋭意折衝している最中でございます。
私も、この段階で決して楽観的なことを申し
上げることはできないと思いますが、しかしなが
ら、沖縄の雇用の実態、失業情勢等を考えれば、
ここで何としてもこの実際の解雇者の数を最小限
にとどめてもらわなければならないというふうに
考えておるわけでございます。

この沖縄の陸軍の再編成計画は、御承知のとお
り一昨年から始まっていることでもございまして、
今度の大臣の言われる思いやりの問題とはもちろ
ん別個の問題でございまして、実際問題とします
と、先ほど申し上げましたように米側の事情とい
うのは、一つは駐留経費のやりくりの窮乏とい
うことにも関連がないことはいわけてございま
す。その辺も踏まえまして私もあらゆる手を
講じて、米側に對して雇用の最大限の継続につ
いて、特に来月の下旬と予想される個人別通告ま
での間に、とにかく精いっぱい努力をしなければ
ならないというふうに考えておる次第でございま
す。

○上原委員 精いっぱい努力といっても、八百
五十一名すでに解雇通告されている。それは、で
は縮小の見通しがあるのですか。それと、端的に
お尋ねしておきますが、よく新聞なり、きょうの
安井先生の御質問に對してもあるいはそのほかの
方々の御質問に對しても、現段階でまだ十分な検
討をしていないとかいふ言ひを言っておりますが、
私たちが推測する限りにおいても、これは明らか
に政治的な絡みもありますね。私は、確かにこれ
だけのドル安円高という問題が出てきて、アメ
リカにはアメリカの事情があるというのはいくら
もすよ。しかし、日米安保体制というのが相互条
約であるとするならば、皆さん、条約上の義務をよ
う守ると言うでしょう、条約上の義務を守ると言
うなら、この際アメリカに決然と行ってみたらど
うですか。持つべきものはおまえも持つて、その
上でこれこれ日本政府もやるというなら、われ
われも話を理解しないでもないのです。

じゃかすかりロケーションをやる。今後また地
位協定二十四条の解釈を変えて新規の住宅も建て
てあげる。後で一言言いますが、基地の安定的使
用という面では、私に言わせれば沖縄の基地は相
当に再編、新装備されている。老朽化したのはほ
とんどない。地上物件にしても地下にしても、全
部つくりにかえていく。そういう状況下で労働者だ
けをこれだけ苦しめていいはずはない。それは明

らかに防衛分担問題とは別の話だ。この際、労働
省と話をして政府独自の予算を組んでもいい。こ
れはいわゆる生活ですよ。その面のことをやらぬ
で、基地労働者のものまで日本側が負担している
とか、地位協定の拡大解釈だとか、安保の変質だ
というような議論は、私は事情をよく知っている
がゆえにしたくない。

かといって、社会党がこういう問題を認めてい
るという立場に私は立たない。これはやはり、そ
れだけ働いてきた労働者の生活権という面で、当
然、雇用主である政府が保障すべき事柄なんだ。
労働政策の一環としてこの際解決しなければいけ
ない問題。これに對してどうなさいますか。これ
はどうしてもやっていたかなければいけない問
題なんです。そういうことをやらなければなら
なすという筋はないですよ、防衛庁長官。これを
聞かなければ、あなたの方の日米防衛首脳会談の話
し合いが不誠実で終わったということになる。そ
ういう面では責任を持って、もう少し腰を強くし
て対米折衝をやっていたかなければいけない。
改めて、いま私が申し上げたような問題点を含め
て、今後の雇用保障ということを含めて解決を追
られている問題であるので、これに對する大臣の
決意のほどを伺っておきたいと思うのです。

○金丸国務大臣 先ほど申し上げましたように、
この沖縄の駐留軍労働者の雇用問題の先般の発表
につきましては、いまいろいろのお話も承りまし
たが、しかし、思いやりということは、私は相互
にやってもいいと思っております。向こうにばかり
思いやりをやるということではなくて、向こうも思
いやりというものがあつてしかるべきだという考
え方も持つておりましたし、そういう考え方を向
こうに申し述べたわけでありまして、これはぜひ
いまだ少し時間をかけてください。私も最大の努力
をして御期待に沿うようにいたしたい、こう考え
ております。

○上原委員 これは私がいま申し上げたように、
この種の問題については、切るなら切るで政府が
後の保障もめんどろを見なさいと言ふのですよ。

そうでないと、いままでのやり方では合点がいき
ません。
では、具体的にお尋ねしますが、八百五十一名
のうち暫定的解雇というのがありますね、プロビ
ショナルリムーバルでしたか、暫定的解雇とい
うのが新しく出てきています。これはどういう意味な
んですか。

いまの防衛庁長官の時間をかしてくださいとい
うのは、この問題について改めて政府間レベルな
り防衛庁長官として対米交渉をして、人員整理の
撤回もしくは最大限に八百五十一人を縮小してい
くことをアメリカ側に申し入れるというふうに理
解をしたいと思います。

○互理説明員 最初の御質問の暫定的整理、プロ
ビショナルリフと称されているものでございま
すが、これは意味が余り明確でございせんけれど
も、要するに、米陸軍が業務の受け入れ軍である
海兵あるいは空軍との間でなお受け入れについて
話し合いをしておいて、最終的にまだ確定してい
ない部分がある、そういう意味合いだと理解し
ております。

ただ、この二百余名の暫定的リフと発表されま
した者のすべてが調整可能であるかというところ
については、それほど楽観はしていませんけれど
も、まだ調整の余地がある部分であるというふう
に理解しておるわけでございます。

いずれにしましても、私も、この九十日前
の予告と申しますのは、その後の配転等による救
済措置ができるだけ円滑に行われるように余裕期
間を置いてあるという趣旨であると思つてござ
いまして、従来からのこの調整も、実際の解雇の
発効まである程度行われておるわけでございま
すが、今回の場合は特にその努力を最大限にしな
ければならないということ、現に防務部長以下
のスタッフはもとより、私も、在日米軍司令部
の首脳部ともすでに話し合いをやっております。
それから、座間の在日米陸軍司令部の首脳部と
も近々に話をしたいと思つております。それから
さらに、しかるべき時期に、私どもの事務的な話

を踏まえまして大臣にも在日米軍の首脳に会っていただくことを考えております。とにかくあらゆる手を尽くして、実際に生ずる解雇が八百人の中で少しでも少なく済むように当面は最大限の努力をする、こういうことが私どもの務めであると思っております。

○上原委員 防衛庁長官、これは、日米政治協議というか防衛首脳協議まで持っていきたいですね。

○金丸国務大臣 日米首脳協議と申しまして、日米首脳協議でブラウン長官がこちらへ来るという時期が十一月とか言っておりますが、なかなかそういうわけにもいかぬと思いますが、対象としてはマンスフィールド駐日大使等と話をしておこうへかけ合ってもよろしい、あの手この手は使ってみたい、こういう考え方をいま持っております。

○上原委員 そこで一つの案として考えられることですが、ブラウン長官が秋に来られる。いろいろあると思うのですが、少なくともブラウン長官が来るまでの解雇問題について実施を停止させるとか、その間、場合によっては日米間で協議をするということぐらいはやってもらわなければいかぬと思うのです。それを合せて御検討ください。

○巨理説明員 ブラウン長官の来日はこの秋というところでございますが、時日がはっきりいたしておりませんので、その時期まで待てと申しても、なかなかそれは容易でないことであらうと思えます。私も、具体的にはっきり聞いておるわけではございませんが、当初米側は、米側のこの会計年度つまり九月いばいにいけば決着をつけようというところで考えておったと思えますし、人数もかなり大きなものを考えておった。それを金丸大臣の訪米のときの折衝によりまして、米側も日本政府あるいは関係者の要請を受けて努力をしたということが先般の発表でも言われておるわけでございますが、それが七月末の発表になったと思うわけでございます。しかしながら、私も、この発表で米側の努力が十分であると認める

わけにはまいらないということで、とにかくできるだけの努力はあらゆる手段を講じていたすというつもりであります。

○上原委員 努力の成果が上がることを期待いたしますが、いま巷間言われているこの八百五十一人の大量解雇をそのままにして、いわゆる人質にしたような形で労務費の新たな負担とか、あるいは言われているような駐留費の大幅増額といふのは、私たちは断固としてこれは承認できません。もちろん、これが認められればそれを認めるといふ論理もとりませんが、少なくともこういう問題に対しては、生首をどどん切っておきながら基地だけは安定的に使用するというこのアメリカのエゴに対しては、幾らドルが安かろうが何だろが、アメリカは大国です、私も一月に行つてみましたが、それだけのことができないアメリカじゃない。そうでなければ、全部帰つてみたらどうですか、正直に。大体、アメリカがいるから安全保障ができていけるという、その架空の上に立っているからおかしくなる。駐留しているのは、アメリカの国益に合致するから彼らもここに居座っている、と言つたら言い過ぎかも知れぬが、駐留しているわけでしょう。そうであるならば、やるべきことはやってももらなければ困る。こういうことは私はやはり、日米の円高ドル安の問題があったにしても、政治的にもう少し解決をすべきだと思ふのです。このことについて、ちょっとしつこいようですが、長官の決意のほどをもう一遍お伺いしておきたいと思ふのです。

○金丸国務大臣 上原委員のおっしゃることも全く私もわかるわけでありまして、最大の努力をして御期待に沿うようにしたいと思つておるわけでございます。

○上原委員 もうあと早目にきょうのところ終えますが、もう一点、アメリカの議会が、駐留軍労務費を凍結する法案を下院から上院に送つたという報道がなされているのですが、これについてはどういふふうに受けとめておられるのか、その真否のほどを。

さらに、米会計検査院の報告書というのが、たしか五月三十一日でしたか、作成されて議院に報告されていると思う。この内容についてはどのようにお考えで、どういふふうに対処していられるのか、きょうのところ、簡単に見解だけお聞かせいただきたいと思います。

○巨理説明員 アメリカの会計検査院が五月の末に議院に提出しました報告書の内容は、御承知のとおり日本人従業員の給与が一般の慣行水準を超えている部分があるという指摘でございます。それを受けた形におきまして、アメリカの下院の歳出入算委員会におきまして、来年の四月以降一般慣行水準を上回る給与の支払いをしてはならないという条項が提案されて下院を通つたということでございますが、これはまだ現在上院で審議中でございます。したがって、米議会として最終的にそういう方針が固まって成立したというものはないわけでございます。詳細、私どももいま情報を入手しつつ検討しているところでございまして、まだそういう段階でございますので、これについてコメントすることはこの際は差し控えておきたいと思つております。

○上原委員 これが報道されているとおりであると、いろいろまた問題が出てきますね。あるいは金丸防衛庁長官の思いやりを向こうは先取りをしているのかもしれません。そうすると、責任はますます政府にあるということになってしまふ。これも含めていろいろとお考えにならなければいけません。したがって、私は、この労務問題といふのは切り離して考えるべきだと思ふのです。人々だけにとつと犠牲が行きますよ、これは。その点を指摘しておきたいと思ふ。

そこで、あと一点だけ最後に。これは先ほども御質問があったようですが、在沖米空軍三三三基地の司令官が、去る十四日に現地で記者会見をしておられるわけですね。いわゆる沖繩駐留米空軍と航空自衛隊との今後の協力関係について、双方の指揮系統の統合が、双方の指揮官と参

謀が日常的に一緒に仕事ができるようにするためにもきわめて優先的に行われるべきであると述べた。これは想定できないことでもないし、日米防衛協力小委員会あたりでもいろいろ協議される可能性が私はあると思うのですが、こういうパックス・タ・少将の記者会見がある。合同訓練をより多くすることが望ましいと述べ、指揮、装備、訓練の各方面で自衛隊とのより緊密な協力態勢づくりを求めたい見解を明らかにした。これについて、一体政府なり防衛庁は事前にそういう協議をしておられるのか。

またもう一点は、航空自衛隊と米空軍の兵器の一元化、標準化が必要だということも強調されている。たとえばF15を今度購入する。嘉手納にも配備する。それだけじゃない。P3Cをもろろん買った。これも大変結構なことだ。AEW、いわゆる空中早戒機も将来購入する必要があるだろうというようなことをコメントしているわけですね。こういう見解に対してどのように防衛庁は受けとめておられるのか、見解を明らかにしていただきたいと思ふのです。

○伊藤説明員 まず、安保条約の五条に基づきまして日米が共同対処するということは、日米防衛協力小委員会でも研究をいたしておるわけでございます。いずれこのガイドラインができましたならば、それに従ひましてそれぞれが計画を立てるということになるかと思ひます。しかし、その際一番大事なことは、いわゆる指揮系統が別であるということでございます。しかし、整々と共同対処するためにはやはりその調整の機関というものがあつていなくてはならないと思ひます。また平時からいろいろな情報の交換をしたり、あるいはいわゆる装備品等についてもお互いに必要なものを知り合つておくということも当然必要でございますし、必要な訓練ということも平時からやっていくということも考えているわけでございます。そういう内容につきまして、ガイドラインに基づきましてこれから計画をし、研究をするということになるかと思ひます。

○上原委員 そうしますと、この在沖米空軍三三司令官の提案といいますが、そういう考え方に防衛庁としても応じていく、歓迎をするというお立場ですか。

○伊藤説明員 ただいま申し上げましたように、まず、その会見が報道されるような内容でありますならば、統一指揮系統をやるなどということとは全く考えていないわけでございます。しかしながら、整々とした日米共同対処ができるために、いろいろな形で今後日米安保体制というものが有効に発動できるような形には持っていくつもりであるわけでございます。

○上原委員 これも、前々から私たちが指摘をしておいた方向に進んでいるわけですね。きょうは聞きおく程度にとめておきますがね。

もう一点、これと関連して、さっきの解雇問題とも関連しますが、いみじくもこういうことを言っているんですね、この司令官は。私も二、三回お会合したこともあるのですが、「私が司令官として駐在したこの二年間に嘉手納基地は機能、近代化、有事即応性など、あらゆる面で進歩した。韓国や沖縄の米陸軍の規模縮小に伴い米海兵隊と空軍は一段と強化されたが、規模縮小による軍機能の整備統合は円高ドル安の破綻的局面を切り抜けるのに役立った」ということを言っているのですね。意味することは、合理化をうんととんとんやって基地従業員も少なくなっただけでも、基地の機能、近代化、有事即応態勢というものはあらゆる面ででき上がったのだ、これが私の滞在二年間の大きな成果だ。軍人の発言と言えどもそれまでもかもしれませんが、防衛庁長官、おたばこを吸うのも結構ですが、私の話にも耳を傾けていただきたい。

こういうふうな沖縄の基地機能というものは、あるいは復帰後の安保体制というものは——私は何も沖縄のことだけを言っているのではない、駐留軍問題というのは。これは全国的な、二万二千の労働者のことなんです。また現在の基地全体、先ほどの、核が岩国にあったということとも関連して

ている問題でもあるわけですね。こういうふうな強化をされながら基地そのものは返還されない、にもかかわらず基地従業員だけはほとんど解雇して、後は知らぬ顔ということではないか、と思うのです。

もちろん、この軍事機能の強化ということに對しても私たちは納得いきませんし、これからいろいろ問題点を指摘してまいります、いまさっき言ったように、これだけ言い張っている司令官の見解と私が先ほど言ったような状態とをつなぎ合わせて考えた場合に、基地の存在というものが、実際に県民のメリットあるいは国民のメリットというものは少ないわけですが、生活上のこと、このことに對しては、もう少し皆さんも真剣になって考えていただかないといけませんよ。改めてこの種の問題に對しての対処の決意のほどを伺って、きょうのところ遠慮したいと思えます。

○金丸国務大臣 労働問題につきましては、再三申し上げておりますように、本日に、ちょうど成長期の子供を抱えた人たちがやめていくということとは大きな社会問題であります。社会問題であるということとは大きな政治問題である。これは最善の努力をすることが政治でありますから、上原さんのおっしゃるような本日に懸命な努力をいたして御期待に沿いたい、こう考えております。

○上原委員 どうも長い間おつき合い、ありがとうございます。終わります。

午後九時四十二分散会

○村田委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

内閣委員会議録第七号中正誤

ペシ	段行	誤	正
五	四	大島諸島	大東諸島
三	二	ちらつという	ちらつという
四	八	動揺なしした	動揺なしに
三	末九	内蔵	内蔵

第九号中正誤

ペシ	段行	誤	正
一	四	撤廃	撤廃
四	三	困難	困難
六	四	撤して	撤して
七	末九	自休	自休
八	一	一諸	一緒
二	二	一六日	十六日
二	三	形	刑
二	三	公平な	公正な
三	二	医療少年院	また医療少年院
六	四	測量士さん	測量士
二	三	運転車	運転手
三	一	一五日	十五日
三	一	副局長	副局長
六	一	末五	いうふうには
六	一	憲法	憲兵
六	一	法案	法律

第十号中正誤

ペシ	段行	誤	正
七	三	精練	製練
九	三	グルーブの	グルーブの
一	一	これが	それが
四	三	末二	これが全体
五	一	開ける	聞ける
六	三	場合	場
六	一	末八	法案
六	一	領土を求めると	領土を求めると
六	一	いうか	いう空間のフロ
六	一	時代は	時代が
六	一	九〇何%	九十何%

第十一号中正誤

ペシ	段行	誤	正
七	一	調整	補整
二	一	常勤者	労働者
三	二	内要	内容
三	一	末四	供給源
七	一	末三	供給源
七	一	与えられた	与えられた
三	一	遠する	達する
三	一	その他の地域	その地域

第十二号中正誤

ペシ	段行	誤	正
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない
六	二	三	かもしれない

同 第十三号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二三	春野 一幸君	春日 一幸君
二	一四	ずいがん	ずいぶん
三	二四	政長会長	政調会長
四	三三	以上	以下
五	二八	それから、	それから、先生
六	三〇	五十二年	五十二年

同 第十四号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二三	水準	水準差
二	二二	水準法	水準差
三	二一	つきましてに	つきましては
四	二〇	ジュッセルドル	ジュッセルドル
五	一三	いたまして	いたしまして
六	一五	おきたいのはこ	おきたいのは、
七	一四	いらみ	にらみ
八	一五	ありましたで	ありましたので
九	一四	ありましたで	ありましたので
一〇	一五	ありましたで	ありましたので
一一	一四	ありましたで	ありましたので
一二	一五	ありましたで	ありましたので
一三	一四	ありましたで	ありましたので
一四	一五	ありましたで	ありましたので
一五	一四	ありましたで	ありましたので
一六	一五	ありましたで	ありましたので
一七	一四	ありましたで	ありましたので
一八	一五	ありましたで	ありましたので
一九	一四	ありましたで	ありましたので
二〇	一五	ありましたで	ありましたので
二一	一四	ありましたで	ありましたので
二二	一五	ありましたで	ありましたので
二三	一四	ありましたで	ありましたので
二四	一五	ありましたで	ありましたので
二五	一四	ありましたで	ありましたので
二六	一五	ありましたで	ありましたので
二七	一四	ありましたで	ありましたので
二八	一五	ありましたで	ありましたので
二九	一四	ありましたで	ありましたので
三〇	一五	ありましたで	ありましたので
三一	一四	ありましたで	ありましたので
三二	一五	ありましたで	ありましたので
三三	一四	ありましたで	ありましたので
三四	一五	ありましたで	ありましたので
三五	一四	ありましたで	ありましたので
三六	一五	ありましたで	ありましたので
三七	一四	ありましたで	ありましたので
三八	一五	ありましたで	ありましたので
三九	一四	ありましたで	ありましたので
四〇	一五	ありましたで	ありましたので
四一	一四	ありましたで	ありましたので
四二	一五	ありましたで	ありましたので
四三	一四	ありましたで	ありましたので
四四	一五	ありましたで	ありましたので
四五	一四	ありましたで	ありましたので
四六	一五	ありましたで	ありましたので
四七	一四	ありましたで	ありましたので
四八	一五	ありましたで	ありましたので
四九	一四	ありましたで	ありましたので
五〇	一五	ありましたで	ありましたので
五一	一四	ありましたで	ありましたので
五二	一五	ありましたで	ありましたので
五三	一四	ありましたで	ありましたので
五四	一五	ありましたで	ありましたので
五五	一四	ありましたで	ありましたので
五六	一五	ありましたで	ありましたので
五七	一四	ありましたで	ありましたので
五八	一五	ありましたで	ありましたので
五九	一四	ありましたで	ありましたので
六〇	一五	ありましたで	ありましたので

同 第十五号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	一八	私も	私は
二	一七	各寮庁	各寮庁
三	一六	したい	した
四	一五	いいいますか	いいいますか
五	一四	特殊委員会	特別委員会
六	一三	ワーストスリー	ワーストスリー
七	一二	そんな	そんなに

同 第十六号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	四七	求める件	求めるの件
二	四六	発見	発言
三	四五	預けている	預けていい
四	四四	お考えで、すか	お考えですか
五	四三	措置法	措置方
六	四二	財務部	財務部
七	四一	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
八	四〇	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
九	三九	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一〇	三八	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一一	三七	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一二	三六	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一三	三五	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一四	三四	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一五	三三	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一六	三二	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一七	三一	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一八	三〇	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
一九	二九	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二〇	二八	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二一	二七	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二二	二六	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二三	二五	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二四	二四	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二五	二三	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二六	二二	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二七	二一	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二八	二〇	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
二九	一九	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三〇	一八	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三一	一七	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三二	一六	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三三	一五	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三四	一四	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三五	一三	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三六	一二	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三七	一一	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三八	一〇	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
三九	〇九	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四〇	〇八	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四一	〇七	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四二	〇六	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四三	〇五	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四四	〇四	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四五	〇三	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四六	〇二	神繩サトウキビ	神繩さとうきび
四七	〇一	神繩サトウキビ	神繩さとうきび

同 第十七号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二五	考えて	考えて
二	二四	いらして	いらして
三	二三	四十七名	四十七名
四	二二	答弁されて	答弁されて
五	二一	答弁されて	答弁されて
六	二〇	答弁されて	答弁されて
七	一九	答弁されて	答弁されて
八	一八	答弁されて	答弁されて
九	一七	答弁されて	答弁されて
一〇	一六	答弁されて	答弁されて
一一	一五	答弁されて	答弁されて
一二	一四	答弁されて	答弁されて
一三	一三	答弁されて	答弁されて
一四	一二	答弁されて	答弁されて
一五	一一	答弁されて	答弁されて
一六	一〇	答弁されて	答弁されて
一七	〇九	答弁されて	答弁されて
一八	〇八	答弁されて	答弁されて
一九	〇七	答弁されて	答弁されて
二〇	〇六	答弁されて	答弁されて
二一	〇五	答弁されて	答弁されて
二二	〇四	答弁されて	答弁されて
二三	〇三	答弁されて	答弁されて
二四	〇二	答弁されて	答弁されて
二五	〇一	答弁されて	答弁されて

同 第十八号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二八	二条から	二条なら

同 第十九号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	一八	そこらの辺	そこら辺
二	一七	廃止総合	廃止総合
三	一六	実績	実績
四	一五	乏しい	乏しい

同 第二十号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二五	三度目の	三度目の
二	二四	三度目の	三度目の
三	二三	三度目の	三度目の
四	二二	三度目の	三度目の
五	二一	三度目の	三度目の
六	二〇	三度目の	三度目の
七	一九	三度目の	三度目の
八	一八	三度目の	三度目の
九	一七	三度目の	三度目の
一〇	一六	三度目の	三度目の
一一	一五	三度目の	三度目の
一二	一四	三度目の	三度目の
一三	一三	三度目の	三度目の
一四	一二	三度目の	三度目の
一五	一一	三度目の	三度目の
一六	一〇	三度目の	三度目の
一七	〇九	三度目の	三度目の
一八	〇八	三度目の	三度目の
一九	〇七	三度目の	三度目の
二〇	〇六	三度目の	三度目の
二一	〇五	三度目の	三度目の
二二	〇四	三度目の	三度目の
二三	〇三	三度目の	三度目の
二四	〇二	三度目の	三度目の
二五	〇一	三度目の	三度目の

同 第二十一号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二五	三度目の	三度目の
二	二四	三度目の	三度目の
三	二三	三度目の	三度目の
四	二二	三度目の	三度目の
五	二一	三度目の	三度目の
六	二〇	三度目の	三度目の
七	一九	三度目の	三度目の
八	一八	三度目の	三度目の
九	一七	三度目の	三度目の
一〇	一六	三度目の	三度目の
一一	一五	三度目の	三度目の
一二	一四	三度目の	三度目の
一三	一三	三度目の	三度目の
一四	一二	三度目の	三度目の
一五	一一	三度目の	三度目の
一六	一〇	三度目の	三度目の
一七	〇九	三度目の	三度目の
一八	〇八	三度目の	三度目の
一九	〇七	三度目の	三度目の
二〇	〇六	三度目の	三度目の
二一	〇五	三度目の	三度目の
二二	〇四	三度目の	三度目の
二三	〇三	三度目の	三度目の
二四	〇二	三度目の	三度目の
二五	〇一	三度目の	三度目の

同 第二十三号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二五	もう一つは	もう一つは
二	二四	段階で	段階で
三	二三	場て	場で
四	二二	国会で	国会で
五	二一	まことに	まことに

同 第二十四号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二五	もう一つは	もう一つは
二	二四	段階で	段階で
三	二三	場て	場で
四	二二	国会で	国会で
五	二一	まことに	まことに

同 第二十五号中正誤

ベシ	段行	誤	正
一	二五	もう一つは	もう一つは
二	二四	段階で	段階で
三	二三	場て	場で
四	二二	国会で	国会で
五	二一	まことに	まことに